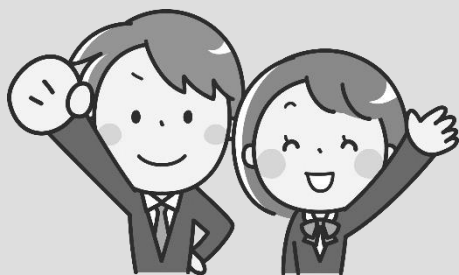


守口市

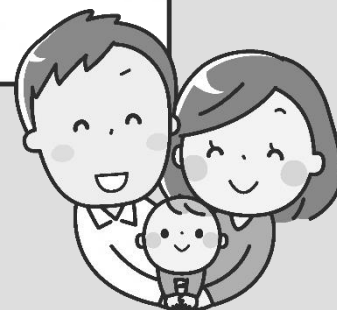
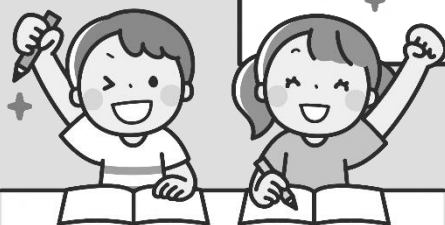
こども計画



こどもまんなか 笑顔のまち

+

守口



令和7年(2025年)2月

守口市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 国のこども政策の動向	2
3. 計画の位置づけと期間	4
第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	7
1. 統計からみるこどもを取り巻く状況	7
2. 調査からみた守口市のこどもと子育ての状況	20
第3章 第二期計画の評価と課題	31
1. 施策の取組み状況	31
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策	36
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	44
第4章 計画の基本的な考え方	61
1. 基本理念	61
2. 基本的な視点と重点方針	61
3. 計画の体系	65
第5章 施策目標別の展開	67
施策目標1. 妊娠・出産・子育てを支える【乳幼児期】	68
施策目標2. 次代を担うこどもを育てる【学童期・思春期】	78
施策目標3. 若者の選択と自立の支援【青年期】	89
施策目標4. すべての成長過程にわたる支援	92
施策目標5. 子育て当事者に対する支援	105
第6章 子ども・子育て支援事業計画	109
1. 教育・保育提供区域の設定	109
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策および実施時期	110
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策および実施時期.....	118
4. 教育・保育の一体的な提供と推進に対する体制の確保	139
5. 子どものための施設等利用給付の円滑な実施の確保	140
第7章 計画の推進に向けて	141
1. 計画の推進体制	141
2. 計画の進捗管理	141

資料編	143
1. 守口市子ども・子育て会議設置条例	143
2. 守口市子ども・子育て会議委員名簿	144
3. 計画策定の経緯	145
4. 用語集	146

守口市こども計画の構成

概要

第1章 計画の概要

計画策定の背景や趣旨、計画の全体像や概要（位置づけや計画期間）を掲載します。

現状・課題の整理

第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状

守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状について、統計データやニーズ調査結果の概要を掲載します。

第3章 現行計画の評価と課題

これまで取組みを進めてきた「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」について、事業担当課の自己評価結果とともに、評価の考察を掲載します。

現状や課題、第二期計画期間中に実施した新たな取組みを踏まえて、「守口市こども計画」における取組みを展開していきます。



今後の方向性と具体的な取組み

第4章 計画の基本的な考え方

今回策定する「守口市こども計画」における基本理念と重点方針等、計画の基本的な考え方を示します。

第5章 施策目標別の展開

「守口市こども計画」で取り組む具体的な施策について、施策目標ごとに内容を示します。

第6章 子ども・子育て支援事業計画

「第三期子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項として定められた教育・保育、各事業の量の見込み※や確保の内容を具体的に示します。

推進体制

第7章 計画の推進に向けて

守口市の子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するための方策を示します。

■ 用語解説

計画書の本文等において、用語の右上に「※」のついている語句については巻末の資料編「6.用語集」にて用語の説明を記載しています。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国における令和5年(2023年)の出生数は72万7,288人と8年連続で減少しており、統計開始以来、最小の数字となりました。合計特殊出生率※についても1.20と過去最低となり、少子化はますます進展している状態です。少子化の主な原因は、未婚率の上昇や晩婚化傾向、夫婦が持つこどもの数の減少などがあげられますが、その背景として結婚や子育てに対する意識や社会経済状況の変化があります。

子どもをめぐる状況としては、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域における人間関係の希薄化などにより、子育て家庭の負担感や不安、孤立感が増加している状況があります。

いじめや自殺、貧困など、子どもにまつわる課題が複雑化し、従来の省庁縦割りでは迅速かつ適切な対応が難しいという問題意識のもと、子ども行政を一元化して政策調整機能を強化することを目的に、国においては、令和5年(2023年)4月に「こども家庭庁」が発足しました。

また、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されるとともに、令和5年(2023年)12月には同法に基づく「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、「こどもまんなか社会※」の実現に向けて、国のこども施策に関する基本的な方針等を示すものです。

さらに、令和6年(2024年)5月には、「こども大綱」に基づき具体的に取り組む施策が「こどもまんなか実行計画」として取りまとめられました。

(2) 計画策定の趣旨

守口市では、平成17年度(2005年度)に「守口市次世代育成支援行動計画※(前期計画)」、平成22年度(2010年度)に「守口市次世代育成支援後期行動計画」、平成27年度(2015年度)からは、子ども・子育て支援法※に基づく「守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に取り組み、平成31年(2019年)4月には待機児童※ゼロを達成するなど着実に子育て環境の充実に努めてきました。令和元年度(2019年度)には「子育て世代包括支援センター」を開設するとともに、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画(以下「第二期計画」という。)」を策定し、市民のニーズに合わせた子ども・子育て支援施策の推進に努めてきました。令和5年度(2023年度)には、第二期計画の「子どもの貧困対策編」として「守口市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、包括的な子どもの貧困対策を推進しています。

本市においては、積極的な保育の受け皿拡大を進め、令和6年(2024年)4月1日現在

の待機児童（厚生労働省定義）は解消されていますが、依然として保育ニーズは高まっている状況があります。また、子ども・子育て家庭を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、市民の子ども・子育て支援に対するニーズに対応できるよう、さらなる子育て施策の充実を図る必要があります。

そこで、第二期計画の計画期間終了に伴い、第二期計画の基本理念や取組み、成果を踏襲するとともに、「守口市子どもの貧困対策推進計画」における取組みや若者支援も包含する「守口市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画のもと、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、市民や地域、行政が連携・協働してこども・子育て施策の実施や公共・公用施設において子育て環境の充実・強化など着実な取組みを進めます。

2. 国のこども政策の動向

国では、第二期計画期間中に、次世代育成支援対策推進法※の改正・延長や、子ども・子育て支援法等の改正などが行われています。本市でも、こうした国の動向に対応した取組みを進めます。

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
次世代育成 支援対策	次世代育成支援対策推進法改正・延長（令和6年の改正により、令和17年3月31日までに再延長）											
	本市では子ども・子育て支援事業計画及びこども計画に包含して推進											
子ども・子育て 支援制度	子ども・子育て支援法等・児童福祉法等の改正など（令和6年に一部改正）											
	第一期		第二期子ども・子育て支援事業計画					第三期子ども・子育て支援事業計画				
保育所待機児 童対策	子育て安心プラン			新子育て安心プラン								
放課後児童 クラブ待機 児童対策	新・放課後子ども総合プラン							放課後児童対策パッケージ				
子どもの貧困 解消対策	子どもの貧困対策の推進に関する法律							こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律				
	本市では第二期計画の「子どもの貧困対策編」及びこども計画に包含して推進											
仕事と子育て の両立	働き方改革関連法施行					育児・介護休業法改正						

第二期計画策定後の国と大阪府の主な動向は以下の通りです。

年	国	大阪府
平成31年 令和元年 2019年	■「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」設置 ■子供・若者の意識に関する調査実施 ■次世代育成支援対策推進法にかかる行動計画策定指針改定 ■成育基本法施行	●大阪府少子化対策基本指針策定
令和2年 2020年	■新たな子供・若者育成支援推進大綱の在り方について(報告書) ■困難を有する子供・若者に対する支援ネットワークの充実化に関する調査実施 ■新子育て安心プラン策定(R3～6年度)	●大阪府子ども総合計画(後期事業計画) ●第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画策定
令和3年 2021年	■ヤングケアラー※の実態に関する調査研究実施 ■第3次「子供・若者育成支援推進大綱」決定 ■こども政策の推進に係る有識者会議 第1次報告書 ■こども政策の新たな推進体制に関する基本方針策定(こども家庭庁創設)	
令和4年 2022年	■次世代育成支援対策推進法改正(一般事業主に対する認定制度の改正) ■育児休業法改正(出生時育児休業創設) ■性と健康の相談センター創設	●大阪府人権保育基本方針改訂
令和5年 2023年	■こども政策の推進に係る有識者会議 第2次報告書～「こども大綱」の策定に向けた論点～ ■「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会 報告 ■こども基本法施行、こども家庭庁発足 ■こどもの自殺対策緊急強化プラン策定 ■「こども大綱」「こども未来戦略方針」「こどもの居場所づくりに関する指針」「はじめての100か月の育ちビジョン」閣議決定	●子どもの生活に関する実態調査実施
令和6年 2024年	■改正児童福祉法施行(こども家庭センター※設置) ■こどもまんなか実行計画 2024 策定 ■育児・介護休業法改正(子の年齢に応じた柔軟な働き方等)・次世代育成支援対策推進法改正(10年間の期限延長、行動計画に数値目標設定義務化) ■こどもの貧困対策の推進に関する法律の改正	●「大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会」、「大阪府子ども施策審議会」、「大阪府青少年健全育成審議会のうち青少年施策部分」を統合し、新たに児童福祉法上の児童福祉審議会にあたる「大阪府子ども家庭審議会」設置

3. 計画の位置づけと期間

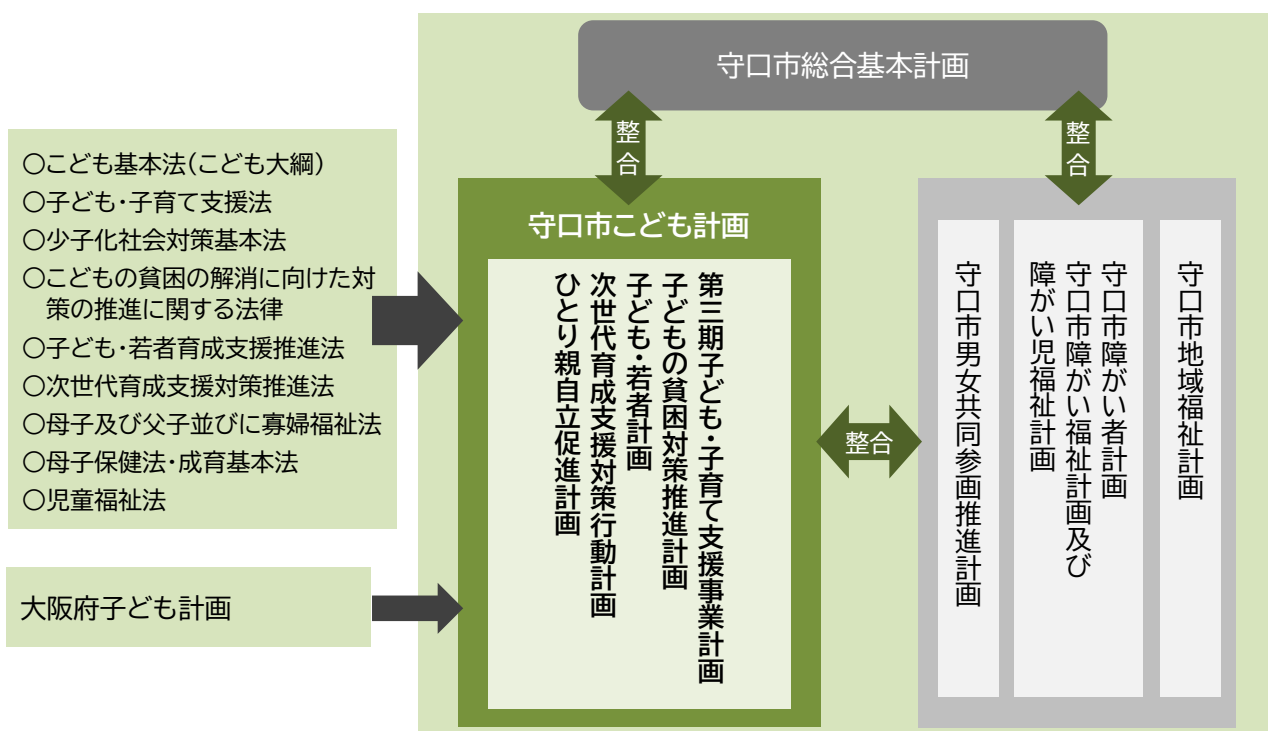
(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、国のこども大綱と大阪府子ども計画を勘案して策定します。また、本計画は、次の計画を包含するものとして策定します。

- 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- 市町村子どもの貧困の解消に向けた計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法※）
- 市町村ひとり親自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）

(2) 他の計画との関係

本計画は、「守口市総合基本計画※」を上位計画とする部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえながら、「守口市総合基本計画」をはじめとするその他の関連計画との整合を図ります。



(3) 計画の期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、計画期間中でも必要に応じて検討し、見直しを行います。

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第二期守口市子ども・子育て支援事業計画					守口市こども計画				
守口市子どもの貧困対策推進計画 (第二期計画子どもの貧困対策編)									

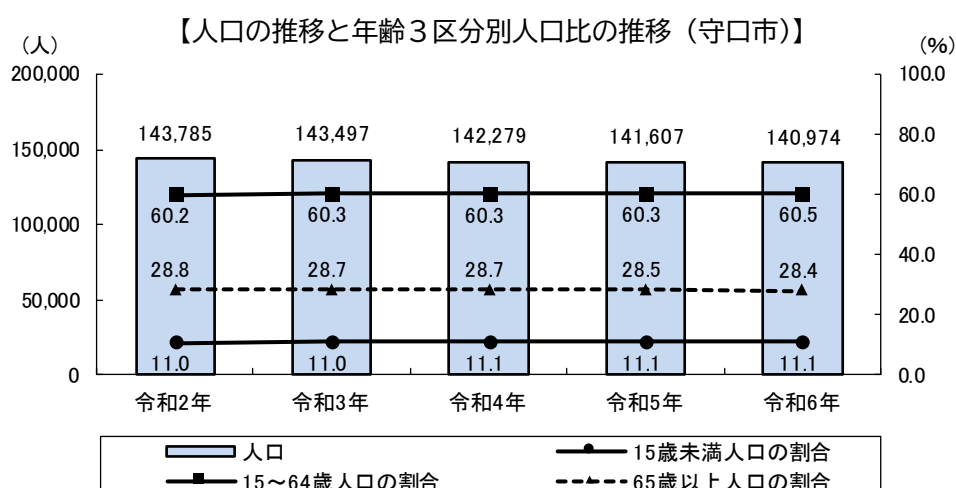
第2章 守口市のこどもと子育て家庭 を取り巻く現状

1. 統計からみるこどもを取り巻く状況

(1) 人口の推移と推計

① 人口の推移と年齢3区分別人口比の推移

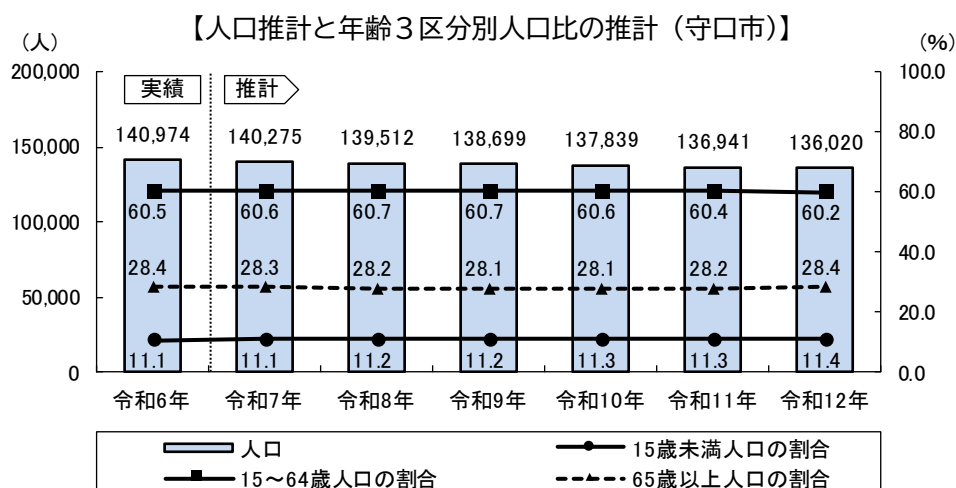
守口市の人口は緩やかな減少傾向が続いており、令和6年4月1日現在の総人口は、140,974人となっています。年齢3区分別人口比については大きな変化がみられず、令和6年の15歳未満人口の割合は11.1%、65歳以上人口の割合は28.4%となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 人口推計と年齢3区分別人口比の推計

守口市の将来の人口は、今後も減少傾向が続くと見込まれ、令和12年には136,020人と令和6年の140,974人から4,954人減少すると予測されています。年齢3区分別人口比をみると、15歳未満人口の割合は横ばい傾向が続くと見込まれています。65歳以上人口の割合は、微減傾向が令和10年まで続き、その後は増加に転じると見込まれています。

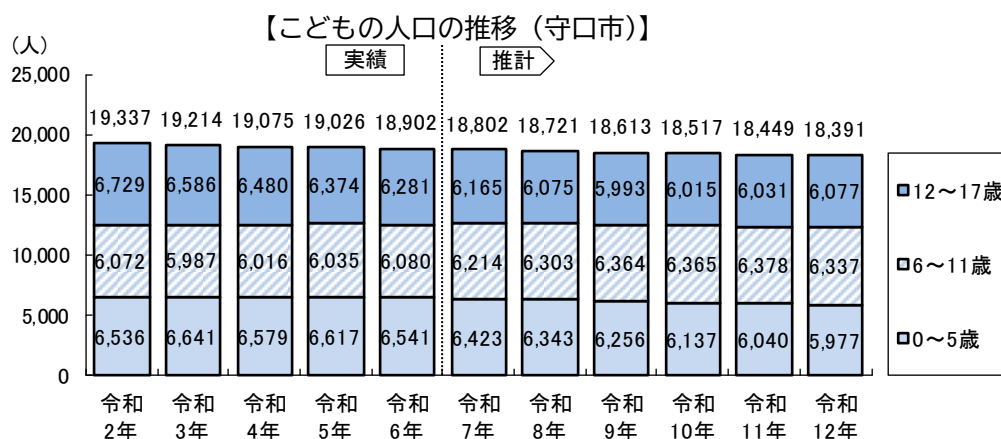


数値は令和6年4月1日現在の人口に基づいたコーホート変化率法※による人口推計

③ こどもの人口の推計

人口全体は減少傾向が続くなか、守口市のこどもの人口（0～17歳）の減少は小幅にとどまっています。推計人口をみると、今後もこどもの人口は緩やかに減少していくと見込まれています。

年齢別にみると、0～5歳の人口は令和5年以降減少に転じ、令和12年には6,000人を下回ると推計されています。6～11歳の人口は令和11年まで増加が続き、その後は減少に転じると見込まれています。12～17歳の人口は令和9年まで減少が続き、その後増加に転じると見込まれています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(単位：人)

	実績					推計					
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳	1,067	1,093	1,088	1,050	1,007	1,001	987	978	966	954	945
1歳	1,186	1,120	1,117	1,142	1,097	1,054	1,048	1,033	1,024	1,011	999
2歳	1,088	1,192	1,111	1,107	1,127	1,092	1,049	1,043	1,028	1,019	1,006
3歳	1,060	1,079	1,157	1,104	1,093	1,113	1,079	1,036	1,030	1,016	1,007
4歳	1,121	1,049	1,065	1,152	1,088	1,085	1,105	1,071	1,028	1,022	1,008
5歳	1,014	1,108	1,041	1,062	1,129	1,078	1,075	1,095	1,061	1,018	1,012
6歳	986	1,012	1,082	1,032	1,048	1,117	1,066	1,063	1,083	1,049	1,007
7歳	978	979	1,001	1,076	1,031	1,044	1,112	1,061	1,058	1,078	1,045
8歳	984	974	976	996	1,073	1,027	1,040	1,108	1,057	1,054	1,074
9歳	1,005	982	971	970	991	1,071	1,025	1,038	1,106	1,055	1,052
10歳	1,041	993	987	972	964	989	1,069	1,023	1,036	1,104	1,053
11歳	1,078	1,047	999	989	973	966	991	1,071	1,025	1,038	1,106
12歳	1,059	1,058	1,044	1,000	989	971	964	988	1,068	1,022	1,035
13歳	1,084	1,059	1,064	1,044	1,007	990	972	965	989	1,069	1,023
14歳	1,089	1,082	1,058	1,073	1,049	1,009	992	974	967	991	1,071
15歳	1,130	1,101	1,089	1,055	1,076	1,053	1,013	996	978	971	995
16歳	1,167	1,124	1,096	1,092	1,062	1,076	1,053	1,013	996	978	971
17歳	1,200	1,162	1,129	1,110	1,098	1,066	1,081	1,057	1,017	1,000	982
総数	19,337	19,214	19,075	19,026	18,902	18,802	18,721	18,613	18,517	18,449	18,391

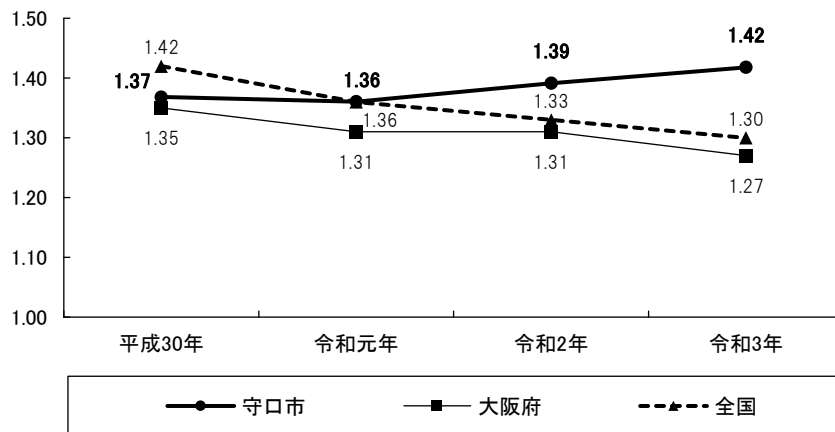
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 出生の推移

① 合計特殊出生率の推移

全国・大阪府の合計特殊出生率は減少が続いていますが、守口市の合計特殊出生率は増加傾向が続いており、令和3年では1.42と全国・大阪府と比べて高くなっています。

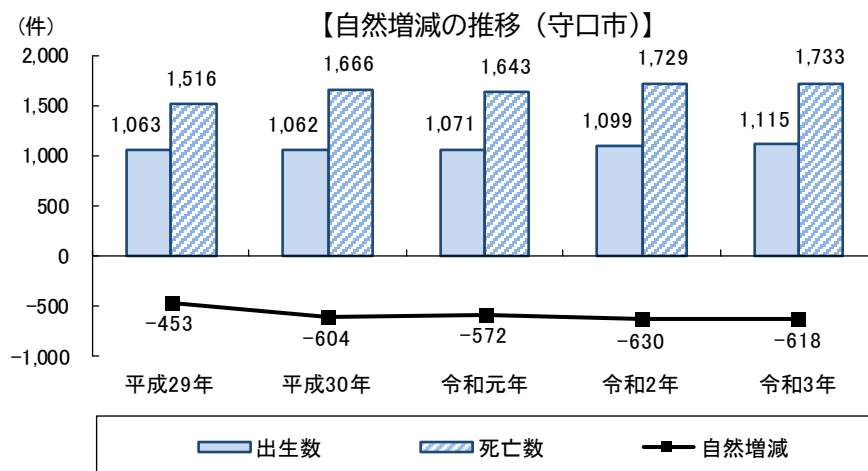
【合計特殊出生率の推移（全国・大阪府比較）】



資料：全国・大阪府は厚生労働省「人口動態統計」、
守口市は大阪府「人口動態統計」及び住民基本台帳人口（各年10月1日）から算出

② 自然増減（出生数・死亡数による人口の増減）の推移

守口市の出生数・死亡数をみると、各年とも死亡数が出生数を上回り自然増減はマイナスとなっています。死亡数は増加傾向にあり自然増減のマイナス幅が大きくなっています。

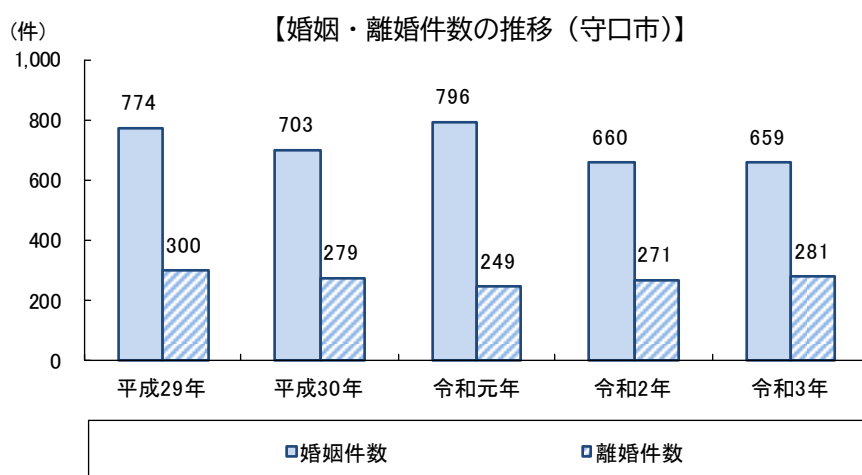


資料：大阪府「人口動態統計」

(3) 婚姻・離婚の推移

① 婚姻・離婚件数の推移

守口市の婚姻件数は、令和元年までは年間700件台で推移していましたが、令和2年以降は、700件を下回っています。離婚件数については、年間200から300件程度で、年ごとに増減を繰り返しながら推移しています。



資料：大阪府「人口動態統計」

② 婚姻・離婚率※の推移

婚姻率※は、概ね大阪府と同程度の水準で、全国を上回る値となっています。離婚率については、令和元年までは減少が続き、令和元年には1.75と大阪府を下回りましたがその後は増加に転じ、令和3年には1.97と全国・大阪府よりも高い割合となっています。

【婚姻・離婚率の推移（全国・大阪府比較）】

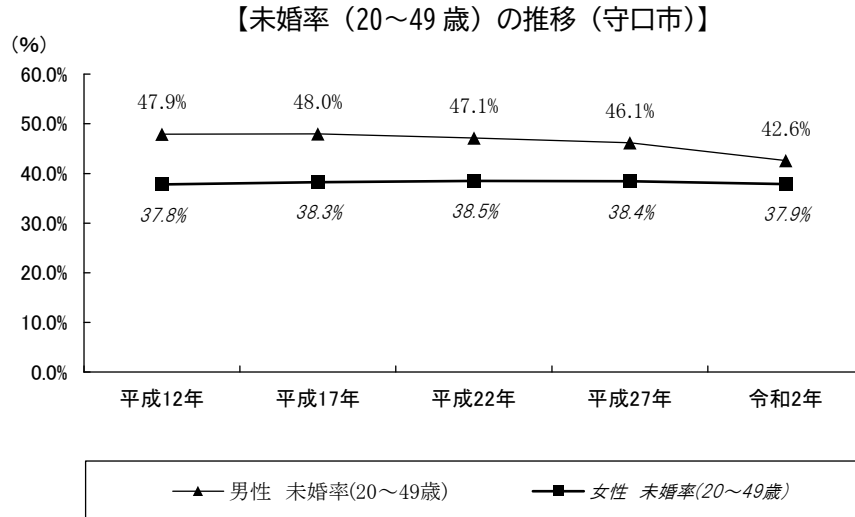
（単位：人口千対）

		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
婚姻率	守口市	5.4	4.9	5.6	4.6	4.6
	大阪府	5.3	5.1	5.3	4.6	4.4
	全国	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1
離婚率	守口市	2.11	1.96	1.75	1.89	1.97
	大阪府	1.96	1.88	1.85	1.68	1.66
	全国	1.70	1.68	1.69	1.57	1.50

資料：全国は厚生労働省「人口動態統計」、大阪府・守口市は大阪府「人口動態統計」

③ 未婚率（20～49歳）の推移

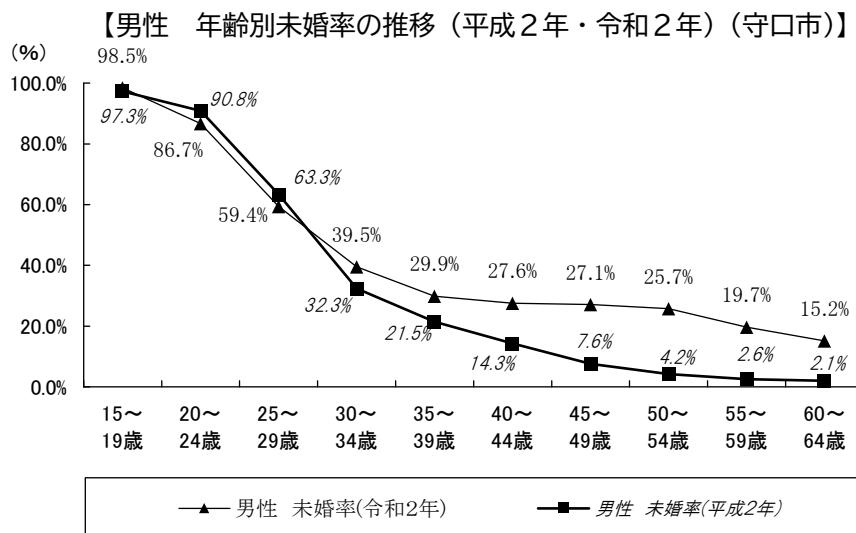
守口市の未婚率（20～49歳）をみると、男性では平成17年以降、女性では平成22年以降減少傾向で推移しています。



資料：総務省「国勢調査」

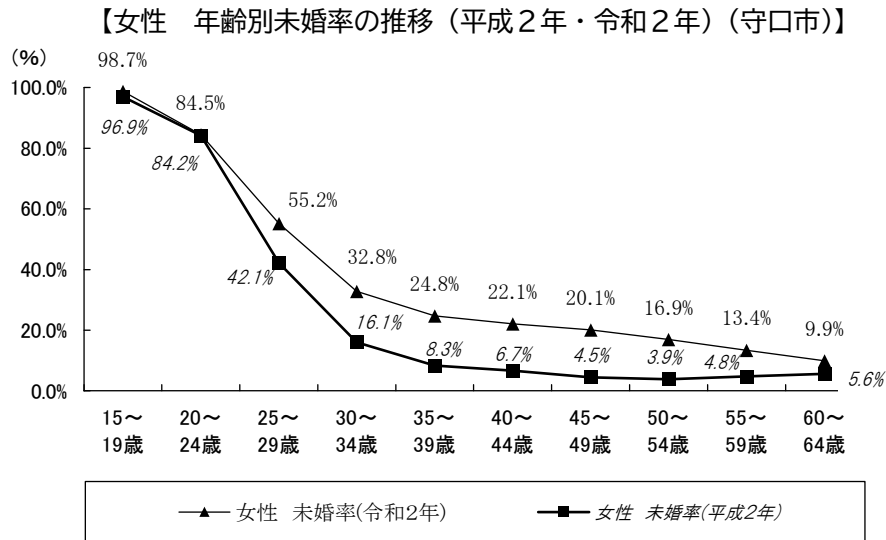
④ 性別・年齢別未婚率（平成2年・令和2年）の推移

守口市の男性の平成2年、令和2年の年齢別未婚率（15～64歳）をみると、30歳代以上で平成2年と令和2年の差が大きくなっており、特に45～54歳の未婚率が上昇しています。



資料：総務省「国勢調査」

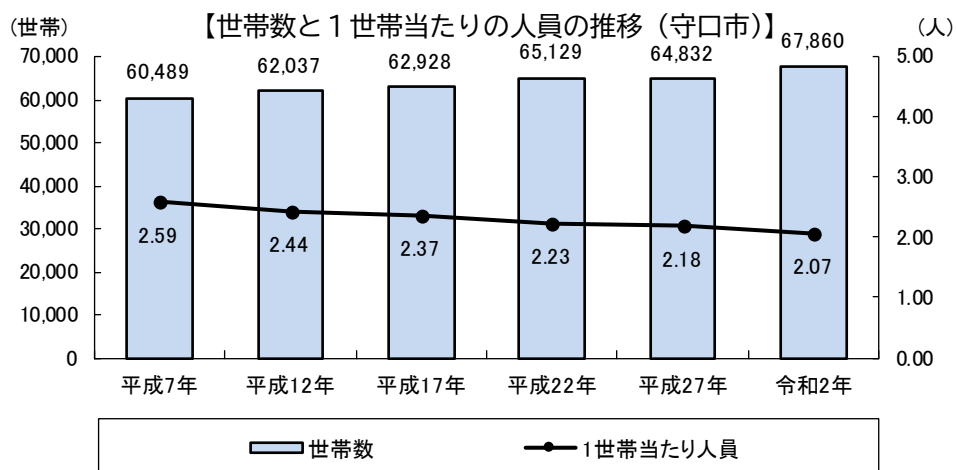
守口市の女性の平成2年、令和2年の年齢別未婚率（15～64歳）をみると、25歳以上で平成2年と令和2年の差が大きくなっており、特に30～40歳代の未婚率が上昇しています。



（４）世帯の推移

① 世帯数と1世帯当たりの人員の推移

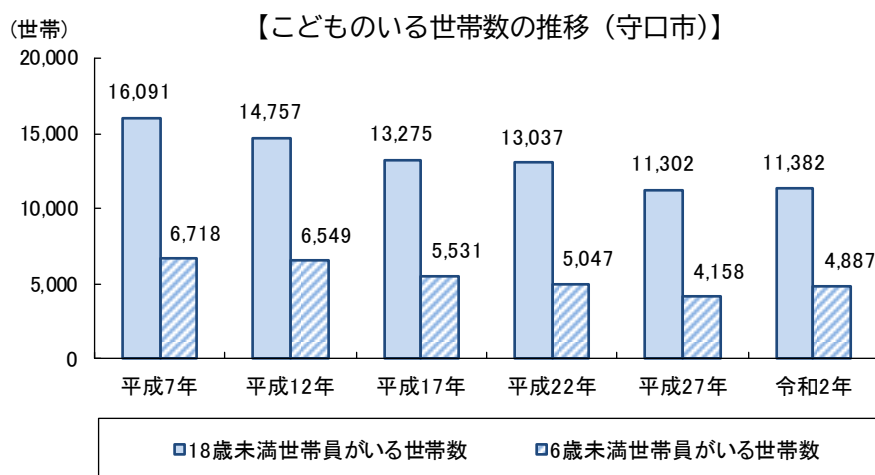
増加傾向が続いていた守口市の世帯数は平成27年にいったん減少したものの、令和2年には再び増加に転じて67,860世帯となっています。一方、1世帯当たりの人員は減り続けており、平成7年の2.59人から令和2年には2.07人と25年間で0.52人減少しています。



※世帯数には施設等世帯を含む。 1世帯当たり人員は、一般世帯における数値
資料：総務省「国勢調査」

② こどものいる世帯数の推移

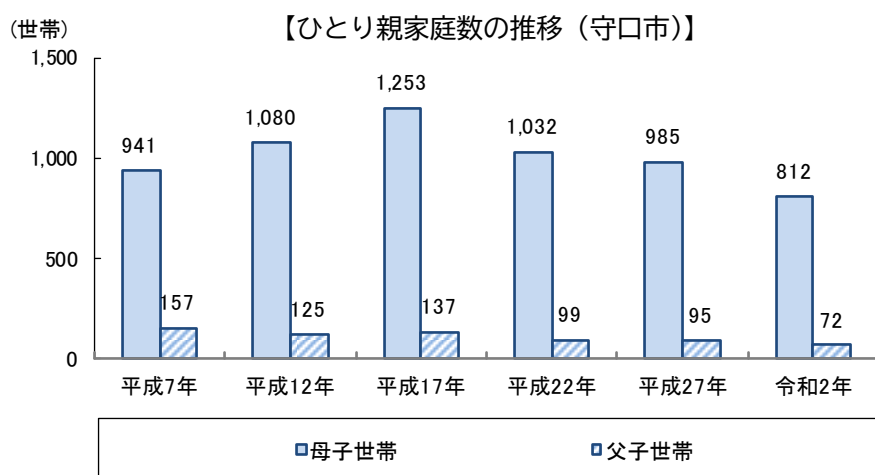
18歳未満世帯員がいる世帯数は減少が続いていましたが、令和2年は11,382世帯と、平成27年より増加しています。6歳未満世帯員がいる世帯数についても令和2年は4,887世帯と平成27年より729世帯増加しています。



資料：総務省「国勢調査」

③ ひとり親家庭数の推移

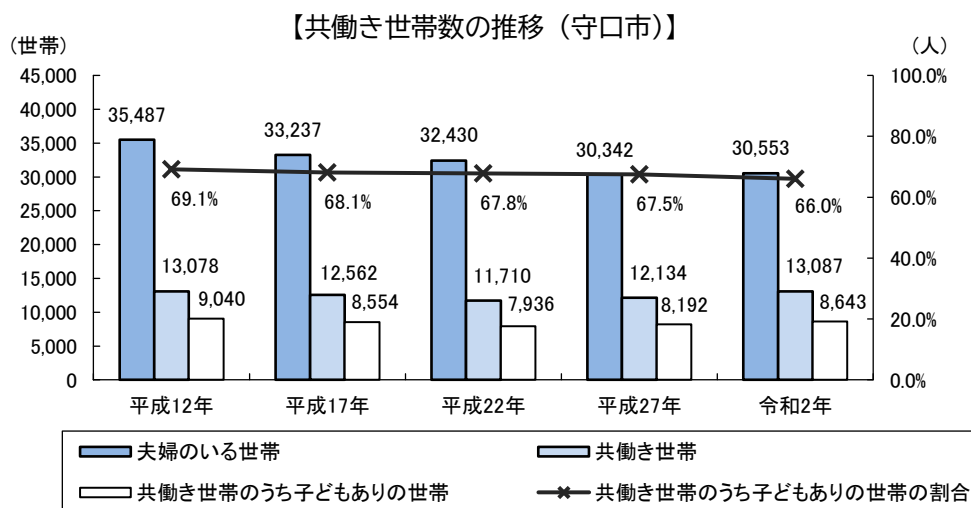
守口市のひとり親家庭数をみると、母子世帯は平成17年に最も多く1,253世帯となったものの、その後減少し、令和2年には812世帯となっています。父子世帯は平成7年で157世帯であったのに対し、令和2年には72件と平成7年の半数以下となっています。



資料：総務省「国勢調査」

④ 共働き世帯の推移

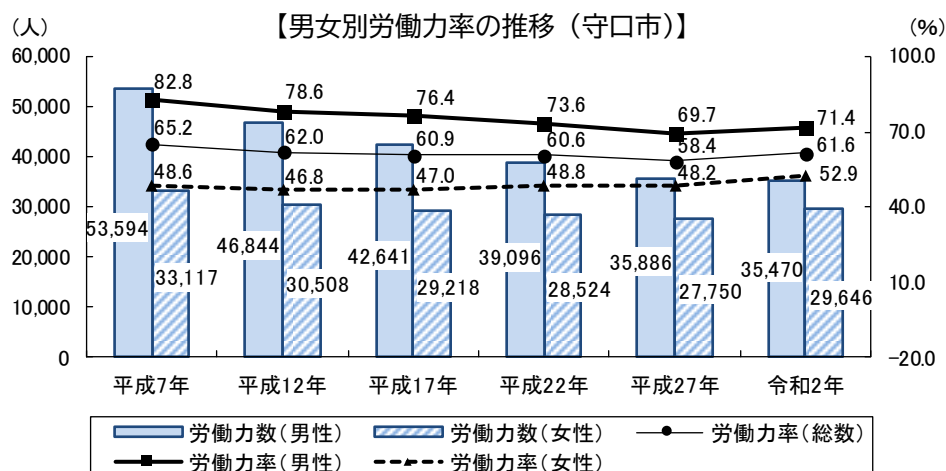
守口市の共働き世帯数をみると、共働き世帯、共働き世帯のうちこどもありの世帯数は、平成22年から令和2年にかけて増加傾向にあります。共働き世帯のうちこどもありの世帯の割合は平成12年から令和2年にかけて減少傾向にあります。



(5) 労働力率※の推移

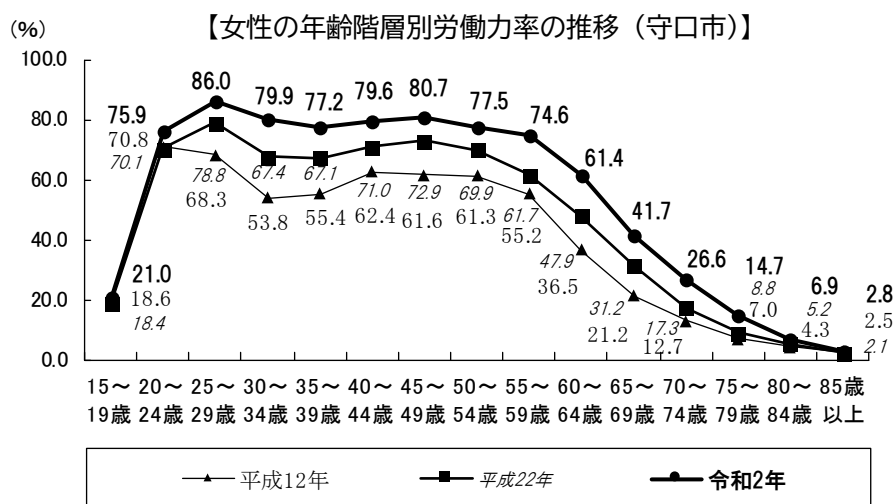
① 男女別労働力率の推移

守口市の労働力人口※は、令和2年で男性が35,470人、女性が29,646人で、合計65,116人となっています。労働力率は、男性の71.4%に対して女性は52.9%で、男女間の差は18.5ポイントとなっており、その差は縮小傾向にあります。



② 女性の年齢階層別労働力率の推移

守口市の女性の労働力率を年齢階層別にみると、令和2年は平成12年、平成22年に比べ、全世代で労働力率が上昇しており、いわゆるM字カーブ※は台形に近づきつつあり、結婚・出産・子育て期においても就労・就業を継続する傾向にあることがうかがえます。

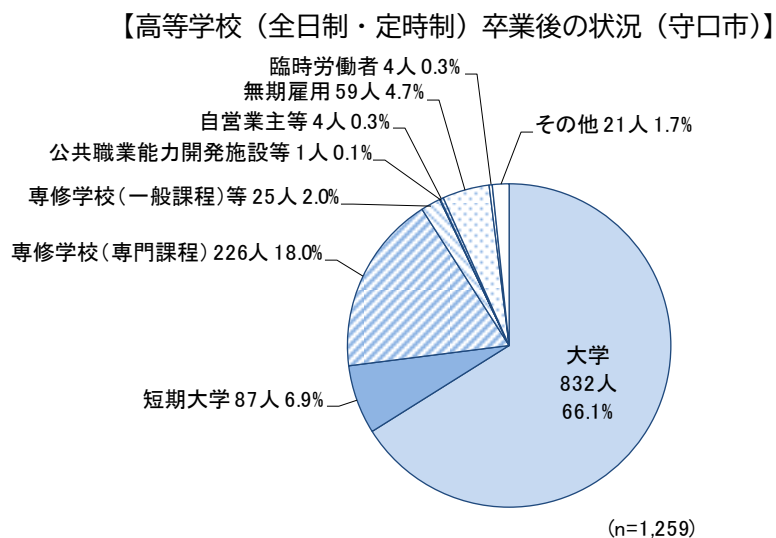


資料：総務省「国勢調査」

（6）進学率の推移

① 高等学校（全日制・定時制）卒業後の状況

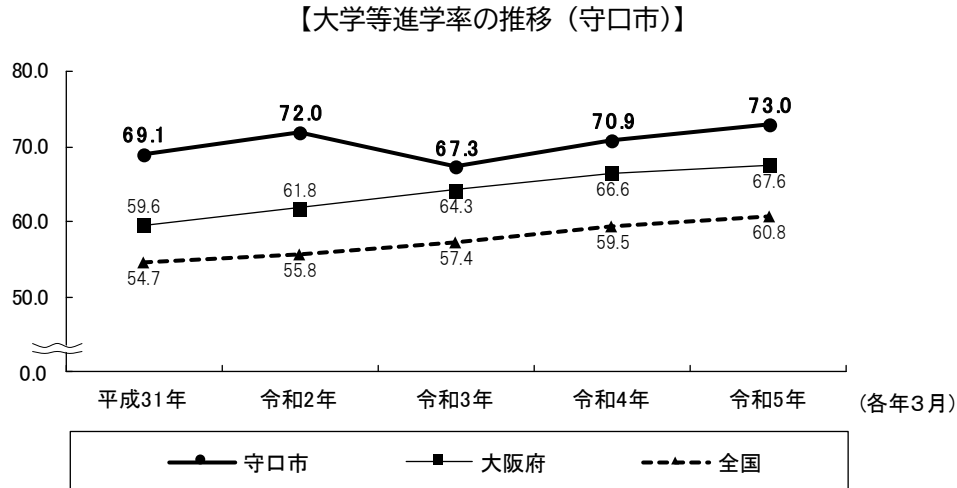
令和5年3月の高等学校（全日制・定時制）卒業後の状況は、大学等進学者が73.0%、就職者の割合が5.0%となっています。



資料：大阪府「大阪の学校統計（学校基本調査）」（令和5年度）

② 大学等進学率の推移

大学等進学率は上昇傾向にあり、令和5年3月時点の進学率は73.0%と大阪府、全国の進学率を上回っています。

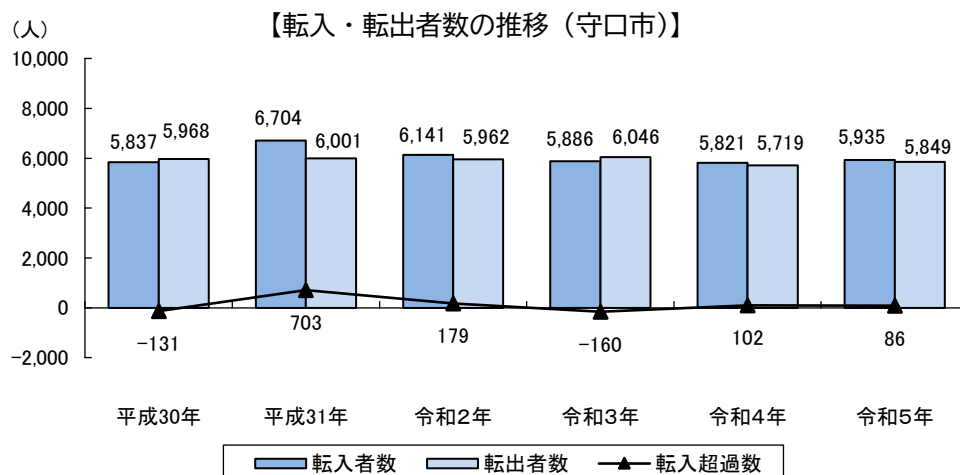


資料：大阪府「大阪の学校統計（学校基本調査）」

（7）転入・転出者数の推移

① 転入・転出者数の推移

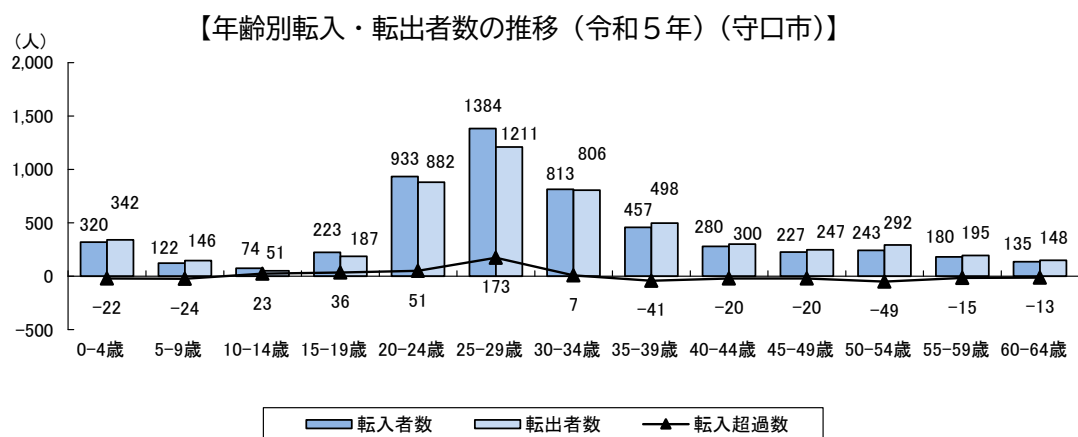
転入者数、転出者数はいずれも毎年増減しながら推移していますが、令和4年、令和5年は転入者数が転出者数を上回る転入超過となっています。



資料：住民基本台帳人口移動報告

② 年齢別転入・転出者数の推移

本市の年齢別（64歳以下）転入・転出者数（令和5年）をみると、転入者数、転出者数ともに20歳代が最も多くなっています。



資料：住民基本台帳人口移動報告

(8) 統計データからみる現状のまとめ

① 人口・少子化の動向

- 平成27年から平成31年の人口推移は、144,849人から143,459人で減少率(-1.0%)に対して、令和2年から令和6年の人口推移は、143,785人から140,974人で減少率(-2.0%)となっており、減少幅が拡大しています。これは平成29年以降、死亡数が増加傾向にあり、出生数を上回っていることで自然増減のマイナス幅が大きくなっていることが背景にあると考えられます。
 - 出生数は令和元年から令和3年にかけて増加傾向にあります。合計特殊出生率は、人口維持に必要な2.07を下回る状況に変化はありませんが、近年は増加傾向が続いています。
 - 将来推計をみると、今後、こどもの人口は緩やかに減少することが見込まれています。
 - 人口移動の状況は、令和4年以降転入超過となっており、転入者数、転出者数ともに20歳代が最も多くなっています。
- 全国的に出生数の減少がみられる中で、守口市では少子化に一定の歯止めがかかっていると考えられます。引き続き、子育て家庭への支援、教育・保育サービスのさらなる充実に取り組み、安心してこどもを産み、育てられる環境をつくることで、子育て家庭の定住をさらに促進していく必要があります。

② 世帯の動向

- 平成27年にいったん減少した世帯数は、平成27年(64,832世帯)から令和2年(67,860世帯)にかけて3,028世帯の大幅な増加となった一方で、1世帯当たり人員数は一貫して減少傾向にあり、平成7年(2.59人)から令和2年(2.07人)の25年間で0.52人減少しています。
 - 18歳未満世帯員がいる世帯数は、減少傾向にありましたが、令和2年(11,382世帯)は平成27年(11,302世帯)から80世帯の増加となっています。6歳未満世帯員がいる世帯数についても、減少傾向にありましたが、令和2年(4,887世帯)は平成27年(4,158世帯)から729世帯の増加となっています。
 - ひとり親家庭数は、近年、母子世帯、父子世帯ともに減少傾向にあります。
 - 共働き世帯、共働き世帯のうちこどもありの世帯数は、近年増加傾向にあります。
- 世帯の核家族化が進んでいることから、子育て家庭に対し、子育てや教育に関する助言や支援を行うなど、切れ目のないサポート体制を充実させていく必要があります。
- 子育て家庭の減少には歯止めがかかっている状況ですが、将来的に少子化が進むことが見込まれる中、引き続き、子育て家庭への支援の充実、質の向上に取り組んでいく必要があります。
- ひとり親家庭は減少傾向にありますが、全国的な状況を見ると、ひとり親家庭の負

担は大きく、支援が必要な家庭も一定数みられることから、引き続き、きめ細やかな支援を行う必要があります。

共働きの子育て世帯が増加していることから、仕事と子育てを両立できる環境づくりを充実させていく必要があります。

③ 女性の就労動向

●男女別の労働力率をみると、男女の差は年々縮小傾向にあります。女性の社会での活躍が推進される中、こどもを持っても働き続ける女性が増加していることは、こどものいる共働き世帯数の増加からもうかがえます。

●女性の年齢階層別労働力率をみると、子育て期にあたる30歳代に労働力率が低下するM字カーブはほとんど解消されて、結婚、出産にかかわらず就労を継続する女性が増えています。

→ こどもを持っても働き続ける女性が増えている一方で、男性の長時間労働や性別役割分担意識などから家事・育児の負担が女性に偏っている傾向は続いています。子育て家庭の男性、女性がともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう、引き続き、子育てと仕事の両立支援に取り組んでいく必要があります。

④ こどもの進路

●令和5年の本市における大学等進学率は、全国に比べて12.2ポイント、大阪府平均に比べて5.4ポイント高く、上昇傾向にあります。

→ 育った家庭環境にかかわらずこどもたちが、自分の人生を大切に思い、将来に夢や希望を抱けるよう支援をしていくことが必要です。

2. 調査からみた守口市のこどもと子育ての状況

(1) ニーズ調査の概要

① 調査の実施概要

調査期間		令和6年1月31日から2月29日				
調査方法		郵送による配布・郵送回収及びWeb回答				
調査対象と回収状況		配布数	有効回収数			有効回収率
			郵送		Web	
	就学前児童がいる世帯	1,500件	805件	385件	420件	53.7%
	就学児童がいる世帯	1,500件	748件	392件	356件	49.9%
合計		3,000件	1,553件	777件	776件	51.8%

② 就学前調査の結果概要

【保護者の状況】

■父親の育児参加は増加傾向の一方で、父親の就労時間が長く育児・家事時間の差は大きい。

●子育てを主に行っている人は、前回調査と比べると「お父さんとお母さん」が増加しています。

●緊急時や用事があるときにこどもを見てもらえる親や親せきがいる人は62.5%ですが、緊急時にも日常的にも見てもらえる人がいない人が15.0%となっています。

●9割以上の人は相談する人や場所がありますが、ない人が7.1%となっています。

●育休中も含めてフルタイムで働いている母親は、前回調査に比べて10ポイント以上高くなっています。0歳児の母親のうち4割は育休中となっています。

●父親の1日当たり就労時間をみると、10時間以上が4割近くになっています。それに伴い、父親は母親に比べて朝早く家を出て、夜遅く帰ってくる状況です。

●病気で教育・保育施設を利用できなかった際の対応では、「母親が仕事を休んだ」が最も高いですが、前回調査に比べて「父親が仕事を休んだ」が大きく増えています。リモートワークの活用が増えたことが影響していると考えられます。

【保育・教育サービスの利用意向】

■病気のときも普段通う教育・保育施設でみてもらいたい、夏休みも幼稚園に通わせたい。

●病児・病後児保育施設の利用意向は前回調査と比べると14.0ポイント高く、普段通っている保育施設でみてもらうサービスを希望する人が約20ポイント高くなっています。

●長期休暇中の幼稚園の利用意向は「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が31.1%で前回調査と比べると、14.1ポイント高くなっています。

●子育て支援サービスの認知度では、園庭開放、児童センター、子育て支援情報誌などの

認知度が前回調査よりも高くなっている一方で、子育て世代包括支援センターほかの認知度が低くなっています。利用意向は前回調査とほとんど変わっていません。

【仕事と子育ての両立】

■仕事と子育ての両立支援は母親・父親ともに必要。

- 育児休業を取得した人は、母親、父親とも前回調査に比べて増加しています。また、母親は「育児休業を取ったあと、職場に復帰した」も高くなっています。
- 平日にこどもと一緒に過ごす時間は、母親と父親では差が大きく、母親は、こどもと一緒に過ごす時間が『十分だと思う』割合が前回調査と比べて低くなっています。1日の家事時間も母親と父親では差が大きくなっています。
- 両立の課題は、こどもや自分が病気の時に代わりにこどもをみってくれる人がいないことが65.1%で最も高くなっており、前回調査と比べて8.9ポイント高くなっています。

【もりぐち児童クラブの利用意向】

■低学年は「入会児童室」、高学年は「登録児童室」の利用意向が上昇。

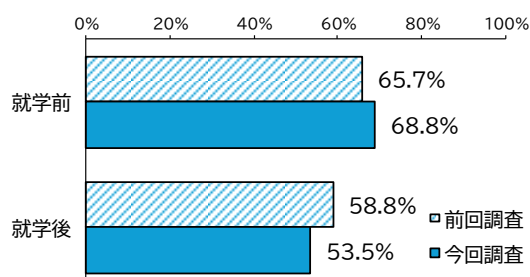
- 小学校低学年での希望は、「もりぐち児童クラブ入会児童室」が50%を超えており、前回調査と比べて20ポイント近く高くなっています。地域別では、南部と中部で希望が高くなっています。
- 高学年になると「自宅」と「習い事」の割合が高くなりますが、「もりぐち児童クラブ登録児童室」の利用意向は前回調査と比べると約10ポイント高くなっています。地域別では、南部と中部で「もりぐち児童クラブ登録児童室」が高くなっています。

【市役所などへの要望】

■希望するのは、遊び場の充実、医療体制、経済的援助の拡充。

- 充実を希望するのは、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」「小児救急など安心してこどもが医療機関を利用できる体制を整備する」「育児休業給付、児童手当※の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の順に高くなっています。また、「相談体制の充実」は前回調査よりも8.3ポイント高くなっています。

充実してほしい子育て支援サービス
（「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」の割合）



【こどもの生活習慣】

■就学前児童の生活習慣に大きな変化はみられない。

- こどもの生活習慣は朝食摂取状況、共食ともに前回調査よりも改善しています。スマートフォンの利用時間はやや長くなっている傾向です。就寝時刻は、前回調査と比べて、やや早くなっています。

【こどもの遊び場】

■満足度は高まっているが、雨の日に遊べる場所の少なさが不満。

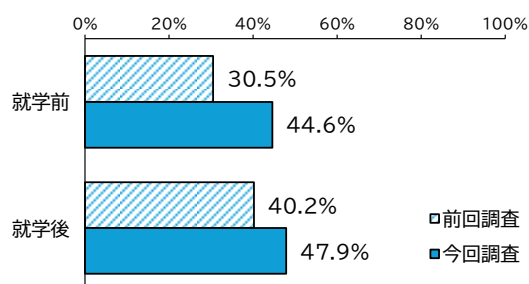
- 遊び場に関する満足度は、前回調査と比べて約 20 ポイント高く、遊び場について感じていることは「雨の日に遊べる場所が少ない」が 74.8%で最も高く、前回調査と比べて 10 ポイント高くなっています。それ以外はすべて前回調査よりも低くなっています。

【子育てに対する意識】

■近所の人との関係の希薄化傾向、通園施設や支援施設の職員の支えが期待されている。

- こどもの話や世間話をする人がいる割合は、前回調査と比べると 9.2 ポイント低くなっています。
- 子育てに有効だと感じる支援、子育てのつらさを解消するために必要な支援ともに「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が最も高く、前回調査と比べても高くなっています。
- こどもに関する悩みは、「食事や栄養に関すること」「こどもの教育に関すること」「病気や発育発達に関すること」が3割を超えています。保護者自身に関する悩みでは、「子育てにかかる出費がかさむこと」「自分の時間が十分取れないこと」「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が高くなっています。これらは、前回調査と比べて、10 ポイント前後高くなっています。
- 自分の子育てが地域の人に支えられていると感じる人は6割で前回調査と比べて変化はみられません。支えられていると感じるのは、前回調査と比べて「認定こども園※・幼稚園・保育所や地域子育て支援拠点などの職員」が増加した一方で「近所の人」は 11.8 ポイント低くなっています。支えてほしいのは、前回調査と比べて「認定こども園・幼稚園・保育所や地域子育て支援拠点などの職員」は 9.4 ポイント高くなっています。

子育てについて日常悩んでいること、気になること（保護者に関すること）
（「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合）



③ 就学児童（小学生）調査の結果概要

【保護者の状況】

■父親の育児参加は増加傾向の一方で、父親の就労時間が長い。

●就学前児童と同様に、父親の育児参加は増加傾向の一方で、父親の就労時間が長く育児・家事時間の差は大きい状況です。またこどもを預かってもらえる人がいない、フルタイムで働く母親の増加も就学前児童と同じ傾向です。

【もりぐち児童クラブ】

■「入会児童室」利用者は、高学年になっても「入会児童室」または「登録児童室」の利用希望が高い。

●前回調査と比べると、「もりぐち児童クラブ入会児童室」を「利用している」はわずかに高くなっています。こどもの年齢が低くなるほど「利用している」の割合は高くなる傾向で6歳は約5割となっています。地域別では南部で「利用している」が高くなっています。

●「もりぐち児童クラブ入会児童室」利用者で小学4年生以降の希望は、「入会児童室」に次いで「登録児童室」が高く、「登録児童室を利用したい」は前回調査と比べて13.6ポイント高くなっています。東部では「登録児童室」が約6割と高くなっています。

【仕事と子育ての両立】

■こどもと一緒に過ごす時間と家事時間は父親に比べて母親が長い。

●就学前児童と同様にこどもと一緒に過ごす時間と家事時間は母親が長く、仕事と子育ての両立支援は母親・父親ともに必要です。また、両立の課題も就学前児童と同様に、病気のときに代わりにこどもをみてる人がいないことがあげられています。

【市役所などへの要望】

■経済的援助の要望が高まっている。

●充実してほしい子育て支援サービスは、経済的援助の拡充以外は前回調査と比べて低くなっています。

【こどもの生活習慣】

■スマートフォンの利用時間の利用時間が長くなり、就寝時刻が遅くなっている。

●朝食摂取状況、共食ともに前回調査からわずかに低下しています。スマートフォンの利用時間は長くなっている傾向で、就寝時刻は、前回調査と比べて遅くなっています。

【地域での自然体験などへの参加など】

■地域における体験活動への参加が減少傾向。理由は活動への関心低下と時間帯が合わな

いことが増加。

- 活動への参加は前回に比べて低下傾向で、「参加したことがない」が10ポイント以上高くなっています。
- 参加しない理由では、「活動の内容に興味や関心がない」が41.2%で最も高く、「参加の時間帯が合わない」とともに前回調査よりも高くなっています。
- 活動の参加意向は、「体験学習活動」「スポーツ活動」「野外活動」の上位3項目は前回同様で割合もほとんど変わりません。「地域の活動」は前回調査に比べてやや高くなっています。

【こどもの遊び場】

■就学前児童と同様に、満足度は上昇しているが、雨の日の遊び場に不満。

- 遊び場に関する満足度は、前回調査と比べると12.6ポイント高くなっています。感じていることでは、「雨の日に遊べる場所が少ない」が特に高くなっています。前回調査と比べると、すべての項目の回答割合が前回調査よりも低くなっています。

【子育てに対する意識】

■両立しやすい職場環境の整備とこどもの居場所づくりが必要。教員の支えに期待が大きくなっている。

- こどもの話や世間話をする人がいるのは、前回調査と比べるとわずかに低くなっています。
- 子育てを「楽しいと感じることの方が多い」がわずかに増加している一方、「つらいと感じることの方が多い」もわずかに増加しています。
- 「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」ともりぐち児童クラブの充実は、子育てに有効なこと、つらさを解消するために必要なことの両方で、前回調査よりも増加しています。
- 子育ての悩みは、「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあいに関すること」が4割前後で高くなっています。保護者自身に関することでは、「子育てにかかる出費がかさむこと」が5割に近く、前回調査と比べて増加しています。
- 地域の人に支えられていると「感じる」が前回調査と比べてやや低くなっています。支えられているのは、「学校の先生」が前回調査よりも高くなっている一方で「近所の人」は低くなっています。支えてほしいのは、「学校の先生」が前回調査よりも高くなっています。

(2) 子どもの生活に関する実態調査の結果概要

① 調査の実施概要

調査期間		令和5年8月24日～令和5年9月20日			
調査方法		郵送による配布・郵送回収			
調査対象と回収状況		配布数	回収数		回収率
	小学校5年生・その保護者	1,046 世帯	小学5年生	299 件	28.6%
			〃 保護者	289 件	27.6%
	中学校2年生・その保護者	973 世帯	中学2年生	270 件	27.7%
			〃 保護者	260 件	26.7%
合計		2,019 世帯/4,038 人		1,118 件	27.7%

【困窮度の分類と基準】

	守口市		大阪府全体	
保護者全体	495 名	100.0%	33,035 名	100.0%
中央値以上	260 名	52.5%	16,687 名	50.5%
困窮度Ⅲ	131 名	26.5%	9,408 名	28.5%
困窮度Ⅱ	18 名	3.6%	1,694 名	5.1%
困窮度Ⅰ	86 名	17.4%	5,246 名	15.9%

【困窮度の分類と基準】

中央値以上	等価可処分所得最大値
困窮度Ⅲ	中央値 (端から数えて真ん中に位置する値)
困窮度Ⅱ	中央値の60%のライン
困窮度Ⅰ	中央値の50%のライン
	等価可処分所得最小値

守口市の中央値は 263 万円（大阪府内の中央値は 280 万円）

② 調査結果の概要

※文中の回答割合の数字は困窮度Ⅰ（国基準の相対的貧困層（＝貧困線未満））について記載しています。

【生活面における課題】

■生活面・こどもへの影響・貯蓄の状況に困難さ。

- 困窮度が高い世帯ほど生活面での困難が顕著で、電気・ガス・水道の停止、家賃や住宅ローンの滞納、通信料の滞納が1割弱でみられています。また、国民年金の支払い滞納が23%となっています。
- こどもへの影響として、進路変更、習い事や塾への参加が制限されており、習い事や塾に通えない世帯は4割近くになっています。また、こどもの体験では「家族旅行ができなかった」割合で大きな差が見られますが、その他の項目では大きな差は見られません。
- ヤングケアラーと推察される「世話をしている人がいる」と回答した割合が24.3%となっています。

- 「貯蓄をしている」割合が38.4%にとどまっており、「貯蓄をしたいができていない」割合が35.5%となっています。

【支援制度における課題】

■就学援助、児童扶養手当の利用率が高いが生活保護の利用率は低い。

- 就学援助の利用率は57.0%、ひとり親世帯を対象とした児童扶養手当の利用率は約8割と高くなっています。一方で、生活保護制度の利用率は3.5%であり、生活保護制度の利用が必要な一部の貧困層が把握されていない可能性があります。
- ひとり親世帯で養育費の取り決めや受け取りをしている世帯は全体でも23.8%にとどまり、特に困窮度が高い世帯は1割程度と低くなっています。

【保護者の雇用に関する課題】

■非正規雇用が多い。

- 困窮度が高い家庭では、保護者が非正規雇用の割合が高く、最終学歴が低い傾向です。
- 母子家庭では、ふたり親世帯に比べて正規雇用で就労している割合が半分程度です。

【健康に関する課題】

■親子とも身体面・精神面の不調を感じる割合が高く、食事習慣にも課題がある。

- 困窮度が高い家庭では保護者もこどもも、自覚症状として「よく頭が痛くなる」や「ねむれない」「やる気が起きない」といった身体面や精神面での不調を感じる割合が高くなっています。
- 経済的な困窮がこどもと保護者の両方のメンタルヘルスに影響を及ぼしている可能性があります。
- 保護者が無業の場合は朝食を毎日摂れていないのが現状です。

【家庭生活や学習に関する課題】

■生活習慣による学習への影響も大きい。

- 経済的に困難な家庭では、こどもが保護者と一緒に朝食を食べる割合が低く、そのため学校に遅刻しやすくなっている可能性があります。遅刻するこどもは、保護者との関わりが少なく、保護者の期待度も低い傾向です。また、勉強時間が少なく、学習理解度も低い傾向で、大学進学を希望するこどもの割合が低くなっています。
- 経済的に困難な世帯のこどもは、通学が難しくなっているほか、学習習慣や家庭内の文化活動の習慣がないことで学習理解が不十分となっている可能性があります。こども自身も大学進学を望まなくなっており、将来への希望が持てていないことが考えられます。

【対人関係に関する課題】

■こどもの放課後の過ごし方が限られ、楽しみが少ない。保護者の相談相手も不足。

- 困窮度の高い家庭のこどもは、地域の居場所やスーパー、コンビニなど利用費が発生しない場所で過ごす割合が高く、学校生活やクラブ活動への参加を楽しむ割合が低い一方で、学校や勉強のことで悩んでいる割合が高くなっています。
- 母子世帯では、相談できる相手がいないと感じている割合が高くなっています。
- 困難な経済状況にある世帯や母子世帯の保護者が支えや相談相手の不足を経験していることが示されています。

(3) 妊産婦調査の結果概要

① 調査の実施概要

調査期間	令和6年8月20日から9月30日		
調査方法	職員の手渡しによる配布、Web回答		
調査対象と回収状況	配布数	回収数	回収率
・妊婦を対象とした健診やパパママ教室等に参加した妊婦 ・乳幼児※健診に参加した産婦	205件	43件	20.8%

② 調査結果の概要

【妊婦歯科健康診査/産婦健康診査の受診状況・新生児聴覚検査の受検状況】

- 産婦健康診査受診率、新生児聴覚検査受検率は9割を超えていますが、妊婦歯科健康診査の受診率は6割弱にとどまっています。

【妊娠や出産、子育ての困りごと、不安や負担感】

- 妊娠や出産、子育てで困っていることは、「子育てにお金がかかること」(46.5%)、「保育園に入れるかどうかわからないこと」(34.9%)、「収入が減ったこと」(32.6%)が多くあげられています。
- 妊娠・出産や育児に関する不安や負担を感じている人は44.2%となっています。

【妊娠・出産や子育てに関する情報源、支援を受けたり相談先となる人や機関】

設問	上位3項目	回答割合
①妊娠・出産に関する情報の入手先	インターネット・SNS	83.7%
	友人・知人	76.7%
	自分または配偶者・パートナーの親	34.9%
②子育て支援の制度やサービスの入手先	インターネット・SNS	69.8%
	友人・知人	46.5%
	市役所、市の保健師・助産師などの職員	44.2%

設問	上位3項目	回答割合
③支援を受けたと感じる人や機関	自分または配偶者・パートナーの親 配偶者・パートナー 友人・知人	69.8% 67.4% 44.2%
④心配事や悩みを相談できる人や機関	配偶者・パートナー 自分または配偶者・パートナーの親 友人・知人	88.4% 69.8% 67.4%

【子育て支援サービスの認知度・利用度・利用意向】

- 利用したことがあるサービスは、「子育て世代包括支援センター（あえる）」（46.5%）、
「母親・父親学級、両親学級、育児学級」（37.2%）、「児童センター」（32.6%）、「認定
こども園や保育所・幼稚園の園庭などの開放」（30.2%）、「守口市子育てガイドブック」
（30.2%）が3割を超えています。
- 利用したことはないが知っているサービスは、「産後ケア事業」（69.8%）、「ファミリー
・サポート・センター」（60.5%）、「市民保健センターの情報・相談サービス」と「保
育所（園）、幼稚園などの育児相談・子育て支援」（58.1%）が約6割となっています。
- 今後利用したいサービスは、「家庭教育に関する学級・講座」（37.2%）、「保育所（園）、
幼稚園などの育児相談・子育て支援」（37.2%）、「ファミリー・サポート・センター」
（34.9%）、「地域子育て支援拠点」（32.6%）、「子育て世代包括支援センター（あえる）」
（30.2%）、「こそだてアプリ『MORIKKO（もりっこ）』」（30.2%）が3割を超えています。

【配偶者・パートナーとの関係について】

- 「配偶者・パートナーとよく話をするほうだ」（82.9%）、「配偶者・パートナーは子育てに協力的なほうだ」（78.0%）の回答にくらべて、「配偶者・パートナーは家事をよくするほうだ」（63.4%）の回答はやや低くなっています。
- 自分の親に対しては子育ての相談や手助けを気軽に頼める人は多いですが、配偶者・パートナーの親に対しては、気軽に頼める人の割合は低くなっています。

【就労状況と保育サービスの利用】

- 約75%が就労しており、「産前産後休暇・育児休業中」が5割を超えています。また、
就労している人のほとんどが今後も保育サービスを利用して働きたいと考えています。

【こどもを預けて働くうえで心配なこと、利用したサービス】

- こどもを預けて働くうえで心配なことは、「希望する施設やサービスを利用できるか」
（87.5%）、「希望する時期にすぐに利用できるか」（65.6%）、「仕事と育児を両立できるか」（59.4%）が高くなっています。
- 利用したい施設やサービスは、「認定こども園（保育所部分）」（76.7%）、「認可保育所」

(60.5%)、「認定こども園（幼稚園部分）＋認定こども園の預かり保育」（41.9%）が上位にあげられています。

（４）その他調査の結果概要

① 調査の実施概要

調査期間	令和6年8月10日から9月6日
調査方法	調査票の配布と回収またはWeb回答
調査対象	回答数
市立小・中学校・義務教育学校の養護教諭	14件
市立小・中学校スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー※	4件
市内NPO団体のうち「子どもの健全育成」を活動分野にあげる団体	3件

② 調査結果の概要

【児童生徒の抱える現代的健康課題とその背景】

■こどもの抱える健康課題は多岐にわたる。

- こどもの心とからだの健康問題として、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患、発達障がい※、いじめ、不登校、性に関する問題、虐待、ヤングケアラー、肥満・痩身、飲酒・喫煙・薬物乱用など多岐にわたる課題があげられています。
- これらの健康課題を抱えるこどもは増加傾向で、家族関係や友人関係ともかかわって問題が多様化、複雑化、深刻化しているという指摘もあります。
- 貧困世帯の増加や保護者自身にメンタルケアが必要であるなどの家庭が抱える問題のほか、インターネットの普及による人間関係の築き方の変化、価値観の多様化や社会不安の増大など社会環境の影響などが背景としてあげられています。

【支援を行ううえでの課題】

■個別対応に応じる体制が不十分。地域の福祉関係機関、医療機関等との連携強化。

- こどもの抱える問題が多様化、複雑化するなかでは、一人ひとりの状況に応じた支援が必要となりますが、支援の人員体制が十分ではなく、必要な支援に結びつけられていない懸念があります。
- また、保護者の理解や協力が得られず、こどもの支援が難しい場合や家庭に対する支援が必要なケースもあります。
- 各学校において養護教員と他の教職員との間では日常的な情報共有や連携が行えてお

り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとは会議等を通して情報共有・連携の協力体制が図られています。

- 福祉のケースワーカーや精神科医療機関、相談支援事業所など、医療・福祉にかかわる関係者・関係機関との連携の強化と行政を含む重層的支援体制の構築を目指す必要があります。

【今後の方向性】

- こどもの貧困問題については、保護者の就労支援や精神面での支援が必要な場合も多く、保護者を含めた包括的な支援が必要です。
- いじめの問題については、いじめアンケートや教員による迅速な聞き取りを継続するとともに、SOSの出し方教育、ソーシャルサポートの導入、心理教育的プログラムの検討などが考えられます。また、いじめ対策委員会開催の徹底により、担任教員が抱え込まずに組織的な対応によっていじめの早期解消に努めることが必要です。
- 不登校については、出席日数によるチェック、教員によるこまめな連絡、情報共有を継続するとともに、家庭における生活面の支援や親子関係の正常化支援、不登校のこどもの気持ちを理解する取組みが必要です。
- ヤングケアラーについては、こども本人は自分が置かれた状況の問題に気づきにくいことを念頭において、学ぶ権利をはじめとするこどもの権利の確保と最善の利益を考慮した対応を行う必要があります。

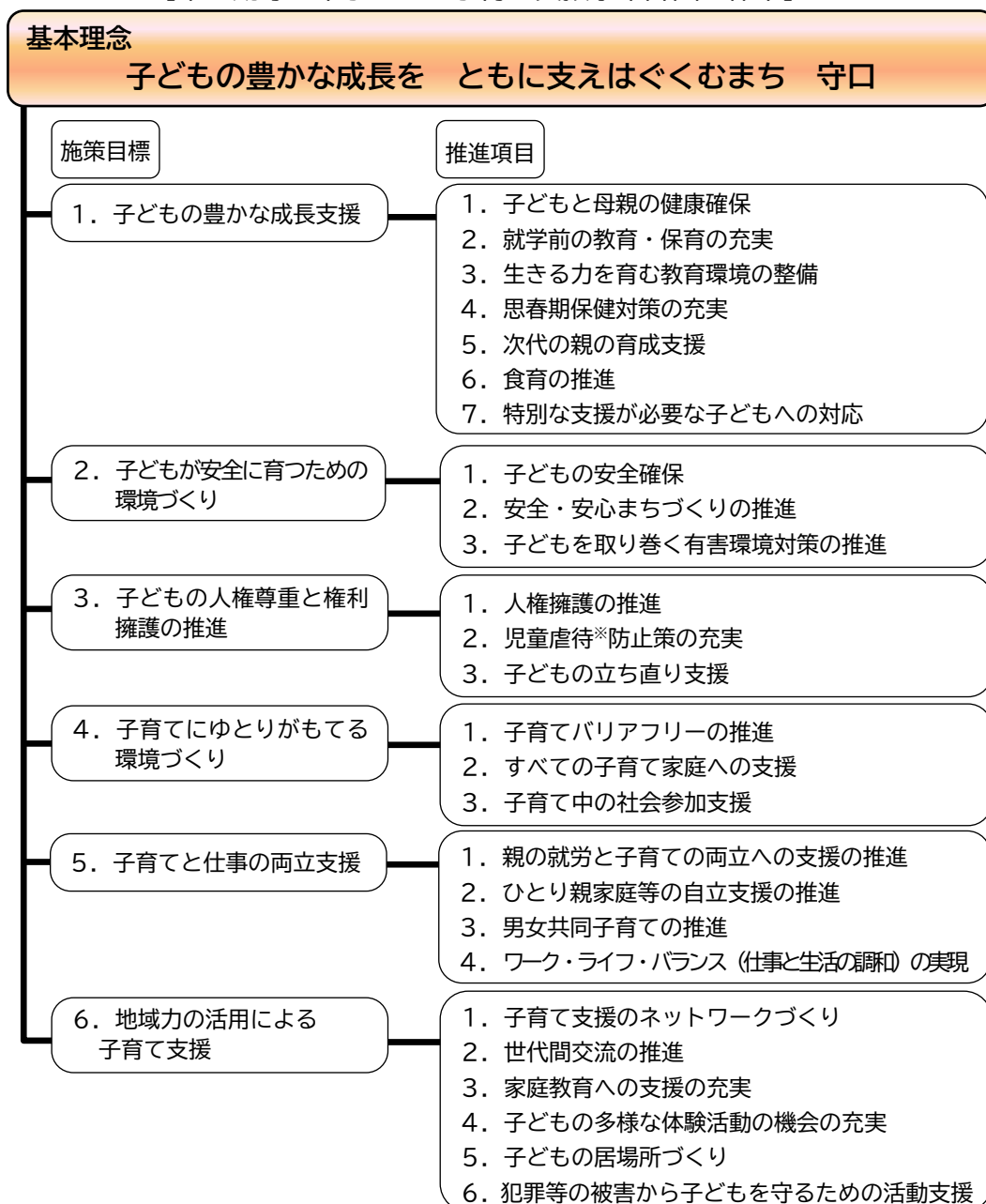
第3章 第二期計画の評価と課題

1. 施策の取組み状況

「第二期計画」では、「子どもの豊かな成長を ともに支えはぐくむまち 守口」を基本理念に、待機児童の解消と質の高い教育・保育の確保を図るとともに、「子どもの最善の利益」の実現を目指し、こどもや子育て家庭に必要な支援を行うため、①主権としての子どもの視点、②次代を担う人材を育成する視点、③子育て家庭の負担感を解消する視点、④地域社会全体で支援する視点、⑤子ども・子育て支援の量的拡充と質的向上の視点、⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点の6つを基本的な視点として、総合的な子育て支援を行ってきました。

「第二期計画」で定めた事業の進捗状況について事業担当課による自己評価から現状及び今後の方向性を総括し、本計画の策定に反映します。

【第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の体系】



(1) 事業評価

「第二期計画」における事業は108事業（再掲を除く）で、それぞれの事業について担当課が令和5年度までの取組みの総合評価を行ったところ、128の事業（90.1%）で順調という評価となっています（事業によって複数の課が担当課となる場合があるため、評価を行った事業数は142事業）。

各事業をそれぞれ4点満点で、特に順調の場合4点、順調の場合3点、やや遅れている場合2点、遅れている場合1点、未実施の場合0点として評価しています。

【施策目標ごとの事業の評価】

施策目標	推進項目	事業数	評価の平均点	
1. 子どもの豊かな成長支援	1. 子どもと母親の健康確保	12	3.0	3.0
	2. 就学前の教育・保育の充実	9	3.0	
	3. 生きる力を育む教育環境の整備	16	3.0	
	4. 思春期保健対策の充実	3	3.0	
	5. 次代の親の育成支援	2	3.0	
	6. 食育の推進	3	3.0	
	7. 特別な支援が必要な子どもへの対応	5	3.0	
2. 子どもが安全に育つための環境づくり	1. 子どもの安全確保	2	3.0	2.7
	2. 安全・安心まちづくりの推進	3	3.0	
	3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	4	2.2	
3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進	1. 人権擁護の推進	4	2.9	3.0
	2. 児童虐待防止策の充実	5	3.0	
	3. 子どもの立ち直り支援	1	3.0	
4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり	1. 子育てバリアフリーの推進	3	2.7	2.8
	2. すべての子育て家庭への支援	8	2.6	
	3. 子育て中の社会参加支援	1	3.0	
5. 子育てと仕事の両立支援	1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進	5	3.0	2.9
	2. ひとり親家庭等の自立支援の推進	5	3.0	
	3. 男女共同子育ての推進	3	2.7	
	4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	2	3.0	
6. 地域力の活用による子育て支援	1. 子育て支援のネットワークづくり	2	2.5	2.6
	2. 世代間交流の推進	1	3.0	
	3. 家庭教育への支援の充実	1	3.0	
	4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実	4	2.5	
	5. 子どもの居場所づくり	1	2.0	
	6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援	3	2.3	

※評価の平均点は、令和5年度における自己評価の平均点

※推進項目の事業数には再掲事業も含むため、合計事業数108と一致しません。

(2) 目標値の達成状況

第二期計画では、主要な事業に数値目標を設定して、事業の実施状況の評価を行いました。
各施策目標における目標値の達成状況は以下の通りです。

施策目標	達成数	指標数
施策目標1 子どもの豊かな成長支援	7	28
施策目標2 子どもが安全に育つための環境づくり	2	5
施策目標3 子どもの人権尊重と権利擁護の推進	3	4
施策目標4 子育てにゆとりがもてる環境づくり	3	7
施策目標5 子育てと仕事の両立支援	6	10
施策目標6 地域力の活用による子育て支援	2	12

【主な施策目標と実績（抜粋）】

施策目標	項目	第二期策定時実績 (H30)	最新実績		目標値 (R6)
施策目標1 子どもの豊かな成長支援	【妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援】 妊娠届出数に対する妊婦の面接割合	未把握	R5	99%	100%
	【妊婦に対する健康診査】 妊婦健診の受診率 (妊婦健診受診券1枚目の使用率)	97.1%	R5	95.4%	100%
	【乳幼児に対する健康診査】 4か月児健診の受診率	98.5%	R5	97.9%	99.0%
	【乳幼児に対する健康診査】 1歳6か月児健診の受診率	93.0%	R5	95.3%	96.0%
	【乳幼児に対する健康診査】 2歳児歯科健診の受診率	88.5%	R5	90.6%	94.0%
	【乳幼児に対する健康診査】 3歳6か月児健診の受診率	87.3%	R5	92.3%	94.0%
	【乳児家庭全戸訪問指導】 乳児家庭全戸訪問実施による状況把握割合	92%	R5	90%	95%
	【予防接種の知識の普及】 麻疹・風疹予防接種1期の接種率	97.0%	R5	93.8%	95%以上
	【予防接種の知識の普及】 麻疹・風疹予防接種2期の接種率	92.0%	R5	89.8%	95%以上
	【配慮が必要な乳幼児への支援】 巡回相談の回数	50回	R5	49回	50回
	【子育てに関する講習等の実施】 地域子育て支援拠点施設で実施した子育てに関する講習会の開催回数	104回	R5	139回	116回
	【学力の向上】 全国学力・学習状況調査の全国平均値との差 (全国平均値を1とした場合の本市の値)				
	小学校等 国語	0.923	R5	0.923	小・中学校等の各教科それぞれで1以上
	小学校等 算数	0.945	R5	0.960	
中学校等 国語	0.977	R5	0.946		
中学校等 算数	0.952	R5	0.922		

施策目標	項目	第二期策定 時実績 (H30)	最新実績		目標値 (R6)
	【体力の向上】 体力テストの全国平均値との差 (全国平均値を1とした場合の本市の値)				
	小学校等	0.973	R5	女子 0.959	小・中学校等 それぞれで1 以上
			R5	男子 0.991	
	中学校等	0.963	R5	女子 0.949	
			R5	男子 0.974	
	【教育相談事業・適応指導教室※】 小学校等における不登校の減少(千人率)	5.6	R5	24.5	5
	【教育相談事業・適応指導教室】 中学校等における不登校の減少(千人率)	39.4	R5	79.7	36.4
	【乳幼児とのふれあい体験】 乳幼児とのふれあい体験を実施した学校数	8校	R5	3校	8校
	【妊婦及び乳幼児への食生活指導】 離乳食及び栄養相談の件数	33件	R5	66件	40件
	【障がい福祉サービス等】 放課後デイサービスの延べ利用者数	3,062人	R5	5,832人	4,200人
めも施 の策 環目 境標 つ2 く子 りど	【子どもを守る防犯声かけパトロール】 防犯パトロール活動の年間実施回数	14回	R5	14回	14回
	【情報モラル教育の推進】 情報モラル教育について授業等で取り扱った 学校数	21校	R5	21校	21校
	【青少年の非行防止活動への支援】 夜間巡回の実施回数	23回	R5	9回	25回
護の施 の策 推人 進権 目 重尊 と重 権子 利ど 擁も	【人権啓発に向けた取組み】 講演会への参加者数	373人	R5	560人	400人
	【自立援助通訳派遣】 対象者に対する派遣割合	60%	R3	94%	100%
	【守口市児童虐待防止地域協議会※】 守口市児童虐待防止地域協議会の年間開催 回数	14回	R5	17回	12回以上 (月1回以上)
づ施 くり策 目 標 4 子 育 に ゆ と り が も て る 環 境	【「赤ちゃんの駅」の推進】 赤ちゃんの駅登録数 (移動式赤ちゃんの駅貸出し数を含む)	51か所	R5	46か所	55か所
	【地域子育て支援拠点事業】 地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数	26,137人	R5	24,062人	32,169人
	【子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート事業)】 依頼件数に対する実施割合	100%	R5	98%	100%
	【一時預かり事業】 一時預かり事業(幼稚園型)の延べ利用者数	68,785人	R5	79,039人	74,093人
	【一時預かり事業】 一時預かり事業(一般型)の延べ利用者数	1,090人	R5	1,992人	2,122人
	【子育て情報の周知】 情報提供の媒体数	6種類	R5	9種類	9種類
	【子育て短期支援事業(ショートステイ)】 利用希望者に対する利用率	未把握	R5	100%	100%

施策目標	項目	第二期策定 時実績 (H30)		最新実績	目標値 (R6)
施策目標5 子育てと仕事の両立支援	【待機児童の解消】 待機児童数	48人	R5	33人	0人
	【病児保育事業】 病児保育事業の延べ利用者数	350人	R5	419人	2,979人
	【もりぐち児童クラブ】 入会児童室への入会希望にかかる待機児童数	0人	R5	0人	0人
	【母子・父子自立支援員※による相談】 母子・父子自立支援員の配置数	1人	R5	2人	1人
	【男女共同参画推進計画の推進】 守口市男女共同参画推進計画※の達成率	47%	R5	100%	80%
	【企業等に対する啓発活動】 企業に対する人権問題研修会への参加者数	21人	R5	30人	30人
	【男性セミナー】 男性セミナーへの参加者数	57人	R5	224人	60人
施策目標6 子育て支援 地域力の活用による	【守口親まなびの会の活動支援】 親学習リーダーの人数	7人	R5	8人	9人
	【子ども体験学習】 子ども体験学習の活動実績 (開催回数・参加者数)	10回 274人	R5	26回 298人	10回 290人
	【芸術・伝統文化にふれる機会の提供】 活動実績(行事数・参加者数)	6回 921人	R5	25回 1,241人	6回 1,000人
	【青少年育成指導員校区活動支援】 青少年育成指導員主催及び共催のイベント・ 研修会の開催回数	7回	R5	5回	7回
	【市立児童センター】 市立児童センターの年間延べ利用者数	13,444人	R5	11,456人	13,500人

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年を一期とし、教育・保育提供区域※ごとの各年度の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとなっています。第二期計画で定めた計画内容とその実績について比較を行ったうえで、分析・評価を行います。

なお、令和6年度の実績につきましては、本計画策定時（令和6年11月現在）において、未確定のため「－」の記載としています。

（1）1号認定

① 1号認定（専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭）【3～5歳】

② 2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）【3～5歳】

量の見込み、確保方策について、実績値と計画値の差は年度やエリアにばらつきがみられます。

なお、実績値の量の見込みと確保方策を比較すると、いずれの年度においても量の見込みに対して確保方策の数値が上回っていることから、確保方策として量的には充足状態にあると考えられます。

市全体			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の 見込み	１号	671	686	699		
		２号	421	431	439		
		合計①	1,092	1,117	1,138	1,132	1,147
	確保 方策	特定教育・保育施設※	1,340	1,340	1,340	1,287	1,305
		確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	175
		合計②	1,515	1,515	1,515	1,462	1,480
実績値	量の 見込み	入園者数等③	1,159	1,168	1,115	1,140	－
	確保 方策	特定教育・保育施設	1,312	1,349	1,308	1,273	－
		確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	－
		合計④	1,487	1,524	1,483	1,448	－
計画値 との差		量の見込み（③－①）	＋67	＋51	△23	＋８	－
		確保方策（④－②）	△28	＋９	△32	△14	－

※実績値は、各年度4月1日（確認を受けない幼稚園は5月1日）時点。

※実績値の「入園者数等」については、市外施設に通園する市内在住の児童を含む。

第3章 第二期計画の評価と課題

エリア別				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部エリア	計画値	量の 見込み	1号	244	249	254		
			2号	153	157	159		
			合計①	397	406	413	399	405
		確保 方策	特定教育・保育施設	542	542	542	533	551
			確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
			合計②	542	542	542	533	551
	実績値	量の 見込み	入園者数等③	407	401	393	400	-
			特定教育・保育施設	542	548	548	518	-
			確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	-
		確保 方策	合計④	542	548	548	518	-
		計画値 との差	量の見込み (③-①)	+10	△5	△20	+1	-
			確保方策 (④-②)	±0	+6	+6	△15	-
中部エリア	計画値	量の 見込み	1号	204	209	212		
			2号	128	131	134		
			合計①	332	340	346	307	307
		確保 方策	特定教育・保育施設	225	225	225	264	264
			確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	175
			合計②	400	400	400	439	439
	実績値	量の 見込み	入園者数等③	334	321	315	330	-
			特定教育・保育施設	249	276	264	264	-
			確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	-
		確保 方策	合計④	424	451	439	439	-
		計画値 との差	量の見込み (③-①)	+2	△19	△31	+23	-
			確保方策 (④-②)	+24	+51	+39	±0	-
南部エリア	計画値	量の 見込み	1号	223	228	233		
			2号	140	143	146		
			合計①	363	371	379	426	435
		確保 方策	特定教育・保育施設	573	573	573	490	490
			確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
			合計②	573	573	573	490	490
	実績値	量の 見込み	入園者数等③	418	446	407	410	-
			特定教育・保育施設	521	525	496	491	-
			確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	-
		確保 方策	合計④	521	525	496	491	-
		計画値 との差	量の見込み (③-①)	+55	+75	+28	△16	-
			確保方策 (④-②)	△52	△48	△77	+1	-

(2) 2号認定（共働き家庭等）【3～5歳】

量の見込み、確保方策について、東部エリアではいずれの年度においても実績値が計画値を上回っています。中部エリア、南部エリアでは年度によりばらつきがみられます。

なお、実績値の量の見込みと確保方策を比較すると、市全体では令和3年度、令和4年度、令和5年度の量の見込みが確保方策を上回っていますが、1号認定こどもの利用定員の空き枠を活用して2号認定こどもの受入れを行うなど、実際の利用定員よりも多くの児童を受け入れ、対応したものと考えています。

市全体			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み①		1,883	1,927	1,962	2,049	2,076
	確保方策	特定教育・保育施設②	1,959	1,964	1,969	1,930	1,980
実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	1,932	1,969	2,028	2,078	-
	確保方策	特定教育・保育施設の利用定員④	1,937	1,895	1,910	1,935	-
計画値との差		量の見込み（③-①）	+49	+42	+66	+29	-
		確保方策（④-②）	△22	△69	△59	+5	-

※実績値は、各年度4月1日時点。

※実績値の「入園（所）者数等」については、市外施設に通園（所）する市内在住の児童を含む。

※実績値の「入園（所）者数等」については、未利用児童を含む。

第3章 第二期計画の評価と課題

エリア別				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部エリア	計画値	量の見込み①		683	700	712	744	754
		確保方策	特定教育・保育施設②	734	734	734	790	841
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	791	784	737	766	-
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員④	748	737	770	790	-
	計画値との差		量の見込み（③-①）	+108	+84	+25	+22	-
			確保方策（④-②）	+14	+3	+36	±0	-
中部エリア	計画値	量の見込み①		573	586	597	651	653
		確保方策	特定教育・保育施設②	569	569	569	510	509
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	528	543	663	644	-
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員④	537	510	510	510	-
	計画値との差		量の見込み（③-①）	△45	△43	+66	△7	-
			確保方策（④-②）	△32	△59	△59	±0	-
南部エリア	計画値	量の見込み①		627	641	653	654	669
		確保方策	特定教育・保育施設②	656	661	666	630	630
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	613	642	628	668	-
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員④	652	648	630	635	-
	計画値との差		量の見込み（③-①）	△14	+1	△25	+14	-
			確保方策（④-②）	△4	△13	△36	+5	-

(3) 3号認定（共働き家庭等）【0歳】

量の見込み、確保方策について、実績値と計画値の差は年度やエリアにばらつきがみられます。

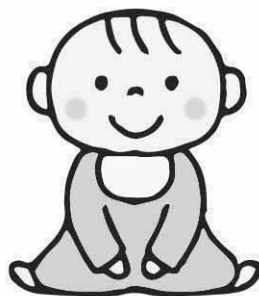
なお、実績値の量の見込みと確保方策を比較すると、令和5年度の南部エリアを除き、確保方策が量の見込みを上回っており、確保方策として量的には充足していると考えられます。

市全体			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み①		349	350	350	322	316
	確保方策	特定教育・保育施設	293	293	293	275	285
		特定地域型保育事業※	132	132	132	121	121
		企業主導型保育事業※	10	10	10	1	1
		合計②	435	435	435	397	407
実績値	量の 見込み	入園（所）者数等③	302	333	346	378	－
	確保方策	特定教育・保育施設 の利用定員	276	282	275	275	－
		特定地域型保育事業 の利用定員	121	123	123	121	－
		合計④	397	405	398	396	－
計画値 との差		量の見込み（③－①）	△47	△17	△４	＋56	－
		確保方策（④－②）	△38	△30	△37	△１	－

※実績値は、各年度4月1日時点。

※実績値の「入園（所）者数等」については、市外施設に通園（所）する市内在住の児童を含む。

※実績値の「入園（所）者数等」については、未利用児童を含む。



第3章 第二期計画の評価と課題

エリア別			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
東部エリア	計画値	量の見込み①	133	133	133	104	102	
		確保方策	特定教育・保育施設	123	123	123	119	129
			特定地域型保育事業	33	33	33	33	33
			企業主導型保育事業	1	1	1	1	1
			合計②	157	157	157	153	163
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	110	127	111	136	-
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	122	122	119	119	-
			特定地域型保育事業の利用定員	33	33	33	33	-
			合計④	155	155	152	152	-
	計画値との差	量の見込み（③-①）	△23	△6	△22	+32	-	
確保方策（④-②）		△2	△2	△5	△1	-		

中部エリア	計画値	量の見込み①	108	108	108	102	100	
		確保方策	特定教育・保育施設	66	66	66	72	72
			特定地域型保育事業	51	51	51	44	44
			企業主導型保育事業	6	6	6	0	0
			合計②	123	123	123	116	116
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	83	91	112	113	-
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	69	75	72	72	-
			特定地域型保育事業の利用定員	44	46	46	44	-
			合計④	113	121	118	116	-
	計画値との差	量の見込み（③-①）	△25	△17	+4	+11	-	
確保方策（④-②）		△10	△2	△5	±0	-		

南部エリア	計画値	量の見込み①	108	109	109	116	114	
		確保方策	特定教育・保育施設	104	104	104	84	84
			特定地域型保育事業	48	48	48	44	44
			企業主導型保育事業	3	3	3	0	0
			合計②	155	155	155	128	128
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	109	115	123	129	-
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	85	85	84	84	-
			特定地域型保育事業の利用定員	44	44	44	44	-
			合計④	129	129	128	128	-
	計画値との差	量の見込み（③-①）	+1	+6	+14	+13	-	
確保方策（④-②）		△26	△26	△27	±0	-		

(4) 3号認定（共働き家庭等）【1・2歳】

量の見込みについては、令和2年度、令和3年度の中部エリアを除き、実績値が計画値を上回っています。確保方策については、いずれのエリアにおいても、令和5年度を除き実績値が計画値を下回っています。

実績値の量の見込みと確保方策を比較すると、いずれの年度やエリアにおいても量の見込みが確保方策を上回っており、各施設において利用定員よりも多くの児童を弾力的に受け入れるなどして対応しました。なお、本市では、新たな受け皿となる保育施設等の確保を行うなど、市と民間施設が力を合わせて待機児童の解消に向けた取り組みを実施しました。

市全体			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み①		1,385	1,429	1,428	1,624	1,587
	確保方策	特定教育・保育施設	1,065	1,065	1,065	981	1,001
		特定地域型保育事業	342	342	342	291	291
		企業主導型保育事業	27	27	27	0	0
		合計②	1,434	1,434	1,434	1,272	1,292
実績値	量の 見込み	入園（所）者数等③	1,504	1,567	1,596	1,720	－
	確保方策	特定教育・保育施設 の利用定員	967	970	983	981	－
		特定地域型保育事業 の利用定員	291	303	303	291	－
		合計④	1,258	1,273	1,286	1,272	－
計画値 との差		量の見込み（③－①）	＋119	＋138	＋168	＋96	－
		確保方策（④－②）	△176	△161	△148	± 0	－

※実績値は、各年度4月1日時点。

※実績値の「入園（所）者数等」については、市外施設に通園（所）する市内在住の児童を含む。

※実績値の「入園（所）者数等」については、未利用児童を含む。

第3章 第二期計画の評価と課題

エリア別			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
東部エリア	計画値	量の見込み①	501	517	517	580	571	
		確保方策	特定教育・保育施設	448	448	448	393	409
			特定地域型保育事業	76	76	76	70	70
			企業主導型保育事業	4	4	4	0	0
			合計②	528	528	528	463	479
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	555	584	579	628	－
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	383	383	393	393	－
			特定地域型保育事業の利用定員	70	70	70	70	－
			合計④	453	453	463	463	－
	計画値との差	量の見込み（③－①）	+54	+67	+62	+48	－	
確保方策（④－②）		△75	△75	△65	±0	－		

中部エリア	計画値	量の見込み①	441	455	454	496	490	
		確保方策	特定教育・保育施設	252	252	252	247	251
			特定地域型保育事業	152	152	152	117	117
			企業主導型保育事業	15	15	15	0	0
			合計②	419	419	419	364	368
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	435	454	475	517	－
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	244	247	247	247	－
			特定地域型保育事業の利用定員	117	129	129	117	－
			合計④	361	376	376	364	－
	計画値との差	量の見込み（③－①）	△6	△1	+21	+21	－	
確保方策（④－②）		△58	△43	△43	±0	－		

南部エリア	計画値	量の見込み①	443	457	457	548	526	
		確保方策	特定教育・保育施設	365	365	365	341	341
			特定地域型保育事業	114	114	114	104	104
			企業主導型保育事業	8	8	8	0	0
			合計②	487	487	487	445	445
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	514	529	542	575	－
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	340	340	343	341	－
			特定地域型保育事業の利用定員	104	104	104	104	－
			合計④	444	444	447	445	－
	計画値との差	量の見込み（③－①）	+71	+72	+85	+27	－	
確保方策（④－②）		△43	△43	△40	±0	－		

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として下記の事業を行うものと規定されています。第二期計画で定めた計画内容とその実績について比較を行ったうえで、分析・評価を行います。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）【0～5歳】

計画値と実績値を比較すると、令和4年度は実績値が計画値をやや下回っていますが、利用者は増加傾向にあることが窺えます。実施施設数は、実績値が計画値を下回り、横ばいで推移しています。

市全体			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の 見込み	(人/年)	1,242	1,270	1,870	1,872	1,864
	確保 方策	(人/年) ①	1,242	1,270	1,870	1,872	1,864
		施設数(か所) ②	55	55	55	55	55
実績値	(人/年) ③		1,861	1,911	1,841	2,026	-
	施設数(か所) ④		53	53	54	53	-
計画値 との差	確保方策の差(③-①)		+619	+641	△29	+154	-
	施設数の差(④-②)		△2	△2	△1	△2	-

※実績値は、各年度の年度末時点。

第3章 第二期計画の評価と課題

エリア別				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部エリア	計画値	量の 見込み	(人/年)	454	464	718	718	715
		確保 方策	(人/年) ①	454	464	718	718	715
			施設数(か所) ②	18	18	18	18	18
	実績値	(人/年) ③		825	733	759	802	-
		施設数(か所) ④		18	16	18	14	-
	計画値 との差	確保方策の差(③-①)		+371	+269	+41	+84	-
		施設数の差(④-②)		0	△2	0	△4	-

中部エリア	計画値	量の 見込み	(人/年)	385	394	517	518	516
		確保 方策	(人/年) ①	385	394	517	518	516
			施設数(か所) ②	19	19	19	19	19
	実績値	(人/年) ③		449	529	432	495	-
		施設数(か所) ④		17	16	18	17	-
	計画値 との差	確保方策の差(③-①)		+64	+135	△85	△23	-
		施設数の差(④-②)		△2	△3	△1	△2	-

南部エリア	計画値	量の 見込み	(人/年)	403	412	635	636	633
		確保 方策	(人/年) ①	403	412	635	636	633
			施設数(か所) ②	18	18	18	18	18
	実績値	(人/年) ③		587	649	640	729	-
		施設数(か所) ④		18	18	18	22	-
	計画値 との差	確保方策の差(③-①)		+184	+237	+5	+93	-
		施設数の差(④-②)		0	0	0	+4	-

(2) 放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ入会児童室） 【小学生】

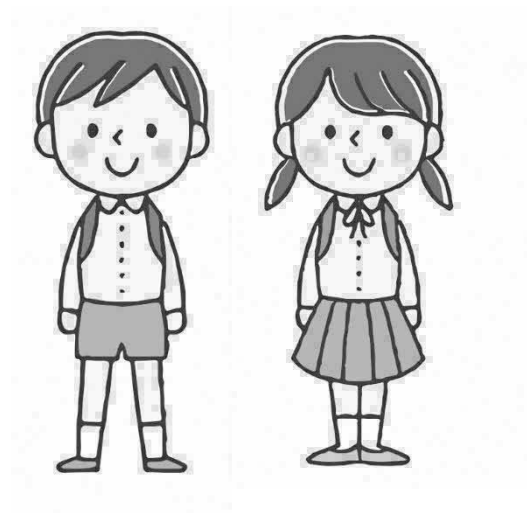
本市においては、児童クラブの利用を申し込まれた児童は待機することなくすべて受入れを行っており、現状、確保方策がとれていると考えられます。高学年（小学校等の4～6年生）の児童については、すべての市立小学校等で実施している登録児童室を活用して対応しています。

① 低学年【小学校等の1～3年生】

② 高学年【小学校等の4～6年生】

市全体			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の 見込み	低学年（人/年）	836	839	875	1,010	1,015
		高学年（人/年）	231	223	220	217	218
	確保 方策	低学年（人/年）①	836	839	875	1,010	1,015
		高学年（人/年）	登録児童室を活用して対応				
		施設数（か所）②	14	14	14	14	14
実績値		低学年（人/年）③	826	937	1,136	1,223	－
		高学年（人/年）	0	0	0	0	－
		施設数（か所）④	14	14	14	14	－
計画値 との差		低学年（③－①）	△10	＋98	＋261	＋213	－
		高学年	△231	△223	△220	△217	－
		施設数（④－②）	0	0	0	0	－

※実績値は、各年度5月1日時点。



第3章 第二期計画の評価と課題

エリア別				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部エリア	計画値	量の 見込み	低学年（人/年）	304	305	319	362	364
			高学年（人/年）	88	85	84	83	83
		確保 方策	低学年（人/年）①	304	305	319	362	364
			高学年（人/年）	登録児童室を活用して対応				
			施設数（か所）②	6	6	6	6	6
	実績値	低学年（人/年）③		328	332	406	404	-
		高学年（人/年）		0	0	0	0	-
		施設数（か所）④		6	6	6	6	-
	計画値 との差	低学年（③-①）		+24	+27	+87	+42	-
		高学年		△88	△85	△84	△83	-
		施設数（④-②）		0	0	0	0	-
中部エリア	計画値	量の 見込み	低学年（人/年）	261	262	273	271	272
			高学年（人/年）	66	63	63	62	62
		確保 方策	低学年（人/年）①	261	262	273	271	272
			高学年（人/年）	登録児童室を活用して対応				
			施設数（か所）②	4	4	4	4	4
	実績値	低学年（人/年）③		229	275	304	353	-
		高学年（人/年）		0	0	0	0	-
		施設数（か所）④		4	4	4	4	-
	計画値 との差	低学年（③-①）		△32	+13	+31	+82	-
		高学年		△66	△63	△63	△62	-
		施設数（④-②）		0	0	0	0	-
南部エリア	計画値	量の 見込み	低学年（人/年）	271	272	283	377	379
			高学年（人/年）	77	75	73	72	73
		確保 方策	低学年（人/年）①	271	272	283	377	379
			高学年（人/年）	登録児童室を活用して対応				
			施設数（か所）②	4	4	4	4	4
	実績値	低学年（人/年）③		268	330	426	466	-
		高学年（人/年）		0	0	0	0	-
		施設数（か所）④		4	4	4	4	-
	計画値 との差	低学年（③-①）		△3	+58	+143	+89	-
		高学年		△77	△75	△73	△72	-
		施設数（④-②）		0	0	0	0	-

(3) 子育て短期支援事業【0～5歳】

いずれの年度も実績値が計画値を下回っていますが、令和5年度は利用実績が増加しています。また、施設数は年々増加しています。

市全体			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の 見込み	(人日/年)	105	107	105	105	105
	確保 方策	(人日/年) ①	105	107	105	105	105
		施設数(か所) ②	5	5	7	7	7
実績値	(人日/年) ③		27	20	10	55	-
	施設数(か所) ④		5	7	8	8	-
計画値 との差	確保方策(③-①)		△78	△87	△95	△50	-
	施設数(④-②)		0	+2	+1	+1	-

※実績値は、各年度の年度末時点。

(4) 地域子育て支援拠点事業

計画値と実績値を比較すると、市全体では実績値が計画値を下回っていますが、利用者は増加傾向にあります。

市全体			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の 見込み	(人日/年)	31,614	32,310	31,386	30,942	30,433
	確保 方策	(人日/年) ①	31,614	32,310	31,386	30,942	30,433
		施設数(か所) ②	8	8	8	8	8
実績値	(人日/年) ③		14,015	9,982	22,963	24,062	-
	施設数(か所) ④		8	8	8	8	-
計画値 との差	確保方策(③-①)		△17,599	△22,328	△8,423	△6,880	-
	施設数(④-②)		0	0	0	0	-

※実績値は、各年度の年度末時点。

第3章 第二期計画の評価と課題

エリア別				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部エリア	計画値	量の 見込み	(人日/年)	11,631	11,887	18,320	18,060	17,764
		確保 方策	(人日/年) ①	11,631	11,887	18,320	18,060	17,764
			施設数(か所) ②	3	3	3	3	3
	実績値	(人日/年) ③		5,707	5,826	11,903	11,445	-
		施設数(か所) ④		3	3	3	3	-
	計画値 との差	確保方策(③-①)		△5,924	△6,061	△6,417	△6,615	-
		施設数(④-②)		0	0	0	0	-
	中部エリア	計画値	量の 見込み	(人日/年)	9,973	10,192	11,013	10,858
確保 方策			(人日/年) ①	9,973	10,192	11,013	10,858	10,679
			施設数(か所) ②	3	3	3	3	3
実績値		(人日/年) ③		7,903	3,503	9,695	11,049	-
		施設数(か所) ④		3	3	3	3	-
計画値 との差		確保方策(③-①)		△2,070	△6,689	△1,318	+191	-
		施設数(④-②)		0	0	0	0	-
南部エリア		計画値	量の 見込み	(人日/年)	10,010	10,231	2,053	2,024
	確保 方策		(人日/年) ①	10,010	10,231	2,053	2,024	1,990
			施設数(か所) ②	2	2	2	2	2
	実績値	(人日/年) ③		405	653	1,365	1,568	-
		施設数(か所) ④		2	2	2	2	-
	計画値 との差	確保方策(③-①)		△9,605	△9,578	△688	△456	-
		施設数(④-②)		0	0	0	0	-

(5) 一時預かり事業等

幼稚園における在園児（１・２号認定）を対象とした一時預かりは、令和２年度から令和４年度にかけて、実績値が計画値を下回っていましたが、令和５年度では上回っています。

幼稚園における在園児（１・２号認定）以外を対象とした一時預かりについては、市全体でみると、一時預かり、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）のいずれも、実績値が計画値を下回っています。中部エリア、南部エリアでは、実績値が計画値を上回っている年度もみられます。

①② 幼稚園における在園児（１・２号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育） 【３～５歳】

市全体				令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の 見込み	１号	（人日/年）	2,119	2,169	－	－	－
		２号	（人日/年）	65,471	67,005	－	－	－
		合計	（人日/年）	67,590	69,174	68,900	69,849	70,736
	確保 方策	１号	（人日/年）	2,119	2,169	－	－	－
		２号	（人日/年）	65,471	67,005	－	－	－
		合計	（人日/年）①	67,590	69,174	68,900	69,849	70,736
			施設数（か所）②	27	27	27	27	27
	実績値	（人日/年）③			55,552	58,742	68,172	79,039
施設数（か所）④			27	27	27	27	－	
計画値 との差	確保方策（③－①）			△12,038	△10,432	△728	+9,190	－
	施設数（④－②）			0	0	0	0	－

※実績値は、各年度の年度末時点。

③ 上記①②以外の一時預かり（幼稚園における在園児（１・２号認定）以外）
【０～５歳】

市全体				令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
計画値	量の見込み（人日/年）			3,758	3,841	3,731	3,677	3,617	
	確保 方策	一時 預かり	（人日/年）①	2,056	2,139	2,077	2,046	2,007	
			施設数（か所）②	19	19	21	21	21	
		ファミサポ（人日/年）③			1,702	1,702	1,654	1,631	1,610
		合計（人日）④			3,758	3,841	3,731	3,677	3,617
実績値		一時 預かり	（人日/年）⑤	1,443	1,360	1,512	1,992	－	
			施設数（か所）⑥	19	21	21	20	－	
		ファミサポ（人日/年）⑦			950	1,219	1,008	1,082	－
		合計（人日）⑧			2,393	2,579	2,520	3,074	－
計画値 との差		一時 預かり	（人日/年）(⑤-①)	△613	△779	△565	△54	－	
			施設数（か所）(⑥-②)	0	＋ 2	0	△ 1	－	
		ファミサポ（人日/年）(⑦-③)			△752	△483	△646	△549	－
		合計（人日）(⑧-④)			△1,365	△1,262	△1,211	△603	－

※実績値は、各年度の年度末時点。

※夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）※は確保方策を設定していません。

①② 幼稚園における在園児（１・２号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）
【３～５歳】

エリア別					令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
東部エリア	計画値	量の 見込み	1号	(人日/年)	769	787	-	-	-
			2号	(人日/年)	23,768	24,325	-	-	-
			合計	(人日/年)	24,537	25,112	24,060	24,391	24,701
		確保 方策	1号	(人日/年)	769	787	-	-	-
			2号	(人日/年)	23,768	24,325	-	-	-
			合計	(人日/年) ①	24,537	25,112	24,060	24,391	24,701
				施設数(か所)②	10	10	10	10	10
		実績値	(人日/年) ③		19,106	20,510	29,303	32,219	-
			施設数(か所) ④		10	10	10	10	-
		計画値 との差	確保方策(③-①)		△5,431	△4,602	+5,243	+7,828	-
	施設数(④-②)		0	0	0	0	-		

中部エリア	計画値	量の 見込み	1号	(人日/年)	645	660	-	-	-
			2号	(人日/年)	19,914	20,381	-	-	-
			合計	(人日/年)	20,559	21,041	21,621	21,919	22,197
		確保 方策	1号	(人日/年)	645	660	-	-	-
			2号	(人日/年)	19,914	20,381	-	-	-
			合計	(人日/年) ①	20,559	21,041	21,621	21,919	22,197
				施設数(か所)②	8	8	8	8	8
		実績値	(人日/年) ③		18,691	18,434	17,049	20,176	-
			施設数(か所) ④		8	8	8	8	-
		計画値 との差	確保方策(③-①)		△1,868	△2,607	△4,572	△1,743	-
	施設数(④-②)		0	0	0	0	-		

第3章 第二期計画の評価と課題

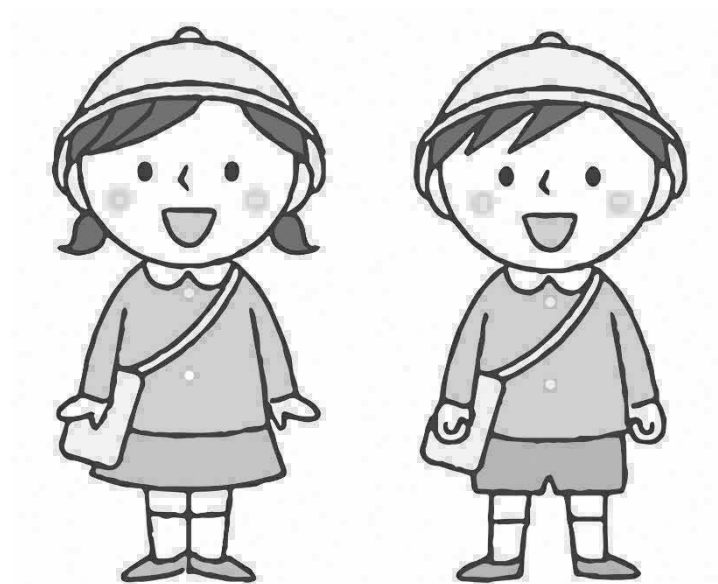
エリア別					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南部エリア	計画値	量の 見込み	1号	(人日/年)	705	722	-	-	-
			2号	(人日/年)	21,789	22,299	-	-	-
			合計	(人日/年)	22,494	23,021	23,219	23,539	23,838
		確保 方策	1号	(人日/年)	705	722	-	-	-
			2号	(人日/年)	21,789	22,299	-	-	-
			合計	(人日/年) ①	24,494	23,021	23,219	23,539	23,838
				施設数(か所)②	9	9	9	9	9
		実績値	(人日/年) ③		17,755	19,798	21,820	26,644	-
			施設数(か所) ④		9	9	9	9	-
		計画値 との差	確保方策(③-①)		△6,739	△3,223	△1,399	+3,105	-
			施設数(④-②)		0	0	0	0	-

③ 上記①②以外の一時預かり（幼稚園における在園児（１・２号認定）以外）
【０～５歳】

エリア別				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
東部エリア	計画値	量の見込み（人日/年）			1,383	1,413	1,119	1,103	1,085
		確保方策	一時預かり	（人日/年）①	757	787	623	614	602
			施設数(か所)②		7	7	7	7	7
			ファミサポ（人日/年）③		626	626	496	489	483
			合計（人日）④		1,383	1,413	1,119	1,103	1,085
	実績値	一時預かり	（人日/年）⑤	334	408	70	50	－	
		施設数(か所)⑥		7	7	7	6	－	
		ファミサポ（人日/年）⑦		－	－	－	－	－	
		合計（人日）⑧		－	－	－	－	－	
	計画値との差	一時預かり	（人日/年）(⑤-①)	△423	△379	△553	△564	－	
		施設数(か所)(⑥-②)		0	0	0	△1	－	
		ファミサポ（人日/年）(⑦-③)		－	－	－	－	－	
		合計（人日）(⑧-④)		－	－	－	－	－	

中部エリア	計画値	量の見込み（人日/年）			1,185	1,212	2,033	2,004	1,971
		確保方策	一時預かり	（人日/年）①	648	675	1,122	1,105	1,084
			施設数(か所)②		5	5	7	7	7
			ファミサポ（人日/年）③		537	537	911	899	887
			合計（人日）④		1,185	1,212	2,033	2,004	1,971
	実績値	一時預かり	（人日/年）⑤	976	741	836	1,392	－	
		施設数(か所)⑥		6	7	7	7	－	
		ファミサポ（人日/年）⑦		－	－	－	－	－	
		合計（人日）⑧		－	－	－	－	－	
	計画値との差	一時預かり	（人日/年）(⑤-①)	+328	+66	△286	+287	－	
		施設数(か所)(⑥-②)		+1	+2	0	0	－	
		ファミサポ（人日/年）(⑦-③)		－	－	－	－	－	
		合計（人日）(⑧-④)		－	－	－	－	－	

エリア別				令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
南部エリア	計画値	量の見込み（人日/年）		1,190	1,216	579	570	561	
		確保方策	一時預かり	（人日/年）①	651	677	332	327	321
			施設数(か所)②		7	7	7	7	7
			ファミサポ（人日/年）③		539	539	247	243	240
			合計（人日）④		1,190	1,216	579	570	561
	実績値	一時預かり	（人日/年）⑤	133	211	606	550	－	
			施設数(か所)⑥	6	7	7	7	－	
		ファミサポ（人日/年）⑦		－	－	－	－	－	
		合計（人日）⑧		－	－	－	－	－	
	計画値との差	一時預かり	（人日/年）（⑤-①）	△518	△466	+274	+223	－	
			施設数（か所）（⑥-②）	△ 1	0	0	0	－	
		ファミサポ（人日/年）（⑦-③）		－	－	－	－	－	
		合計（人日）（⑧-④）		－	－	－	－	－	



(6) 病児保育事業（病後児保育を含む）

計画値と実績値を比較すると、令和3年度以降は、利用者数及び施設数とも実績値が計画値を下回っています。

市全体			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の 見込み	(人日/年)	2,821	2,885	2,828	2,830	2,818
	確保 方策	(人日/年) ①	2,821	2,885	2,828	2,830	2,818
		施設数 (か所) ②	3	4	5	5	5
実績値		(人日/年) ③	28	6	164	419	-
		施設数 (か所) ④	3	3	3	3	-
計画値 との差		確保方策 (③-①)	△2,793	△2,879	△2,664	△2,411	-
		施設数 (④-②)	0	△ 1	△ 2	△ 2	-

※実績値は、各年度の年度末時点。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業） 【小学生】

低学年（小学校等の1～3年生）については、令和3年度以降、実績値が計画値を上回っており、実績値は増加傾向にあります。

高学年（小学校等の4～6年生）については、年度により差がみられます。

①低学年【小学校等の1～3年生】

市全体		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み（人日/年）	366	363	378	404	385
	確保方策（人日/年）①	366	363	378	404	385
実績値（人日/年）②		174	434	514	517	-
計画値との差（②-①）		△192	+71	+136	+113	-

※実績値は、各年度の年度末時点。

②高学年【小学校等の4～6年生】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み（人日/年）	12	11	14	15	15
	確保方策（人日/年）①	12	11	14	15	15
実績値（人日/年）②		5	24	5	48	-
計画値との差（②-①）		△7	+13	△9	+33	-

※実績値は、各年度の年度末時点。

（8）利用者支援事業

妊娠届時から就学まで、保護者の養育が円滑に行われるよう保健師・助産師・看護師・保育士・社会福祉士等の専門職が、重層的に相談に応じています。

必要時には他機関と連携を取りながら、切れ目のない支援を行っています。

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
	確保方策（か所）①	1	1	1	1	1
実績値（か所）②		1	1	1	1	-
計画値との差（②-①）		0	0	0	0	-

※実績値は、各年度の年度末時点。

(9) 妊婦に対する健康診査

計画値と実績値を比較すると、妊娠届出数及び延回数とも、令和5年度を除き、実績値が計画値を下回っています。今後も引き続き、妊娠期間中の適時に受診できるよう努めます。

市全体			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の 見込み	妊娠届出数（人）	1,185	1,185	1,156	1,080	1,062
		延回数（人回/年）	13,481	13,481	13,148	12,290	12,077
	確保 方策	（人/年）①	1,185	1,185	1,156	1,080	1,062
		延回数（人回/年）②	13,481	13,481	13,148	12,290	12,077
実績値	（人/年）④		1,164	1,181	1,104	1,144	-
	延回数（人回/年）⑤		12,983	12,899	11,793	11,492	-
計画値 との差	確保方策（④-①）		△21	△4	△52	+64	-
	延回数（⑤-②）		△498	△582	△1,355	△798	-

※実績値は、各年度の年度末時点。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

計画値と実績値を比較すると、いずれの年度も実績値が計画値を下回っています。当事業については、全戸訪問を目標としていますが、100%の訪問率には至っていません。

訪問の同意を得られないケースについては、4か月健診時点で確認し、市内のすべての子育て家庭の把握に努めています。

市全体		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み（人/年）	1,106	1,109	1,088	1,015	998
	確保方策（人/年）①	1,106	1,109	1,088	1,015	998
実績値	訪問数（人/年）②	946	846	962	942	－
計画値との差（②-①）		△160	△263	△126	△73	－

※実績値は、各年度の年度末時点。

(11) - 1 養育支援訪問事業

計画値と実績値を比較すると、年度によりばらつきがありますが、概ね同程度となっています。主に乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健事業を通して内容把握することが多く、個別の状況に応じて訪問頻度等を設定するなど子育ての不安軽減に努めています。

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み（人/年）①	16	16	34	34	34
	確保方策（実施体制）	相談員による訪問等により対応				
実績値（人/年）②		11	21	27	19	-
計画値との差（②-①）		△5	+5	△7	△15	-

※実績値は、各年度の年度末時点。

(11) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

私立認定こども園等の事業者に対して、障がい児保育補助（障がい児の受入れを行っている場合にその配置職員の人件費に対して行う補助）、看護師配置補助（看護師を配置する場合にその看護師の人件費に対して行う補助）を実施しました。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

こどもまんなか 笑顔のまち 守口

守口市では、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指し、家庭、地域、事業者、行政が協働してすべてのこどもと子育て家庭へ温かいエールを送ってきました。

これからも守口市のすべてのこどもたちの豊かな成長を支え、このまちで生まれ育ったことに誇りを持ち、このまちでこどもを育てたいと思ってもらえるようなまちづくりを目指します。

2. 基本的な視点と重点方針

(1) 基本的な視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において、子育ての意義についての理解が深められ、こどもと子育て家庭を見守り・支えるよう、以下の6つの視点からこども・若者にかかわる施策を総合的・体系的に推進します。

①主権としてのこども・若者の視点

日本が批准している「子どもの権利条約」では、こどもが「権利をもつ主体」とであると位置づけられおり、令和5年（2023年）に施行された「こども基本法」は、「子どもの権利条約」の4原則（差別の禁止・生命、生存及び発達に対する権利・児童の意見の尊重・児童の最善の利益）を踏まえて制定されました。「児童の意見の尊重」については、基本理念として、「年齢や発達の程度に応じたこどもの意見を表明する機会の確保」や、「年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重」が掲げられています。

一人ひとりのこども・若者を権利の主体として認識し、権利を保障するため、こども・若者の利益を最大限に尊重するとともに、意見を尊重し、積極的に意見を聴くことで、こども・若者の視点に立った取組みを推進します。

②次代を担う人材を育成する視点

こどもはこれからの社会を創り、支えていく存在であるとともに、さらに次の世代を産み育てていく存在でもあります。近年の急速な技術革新やグローバル化の進展、加えて、気候

変動や頻発する大規模災害など、将来の予測が困難な時代を生き抜いていかなければならない子どもたちは、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指す力を身につける必要があります。生涯にわたる学習の基礎をつくる力を培うための支援を行い、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を養います。

また、生まれ育った家庭の経済状況等にかかわらず、すべての子どもが未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができるよう、長期的な視点に立った取組みを進めます。

③子育て家庭の負担感を解消する視点

自分自身が少ないきょうだいで育ち、乳幼児と接する機会がないまま、子育てに直面する保護者が初めてのことにとまどい、不安にかられることは容易に想像できます。周囲に相談できる人がいれば、不安が軽減しますが、周囲とのつながりを持たずに、育児に対して孤立感や疲労感を抱くと、場合によっては育児ノイローゼや児童虐待などを引き起こすことにもつながります。共働き世帯の母親は、仕事と育児の両立に負担感を感じている一方で、いわゆる専業主婦では一日中子どもと過ごすことに対して精神的な負担感やストレスを感じている人が多いという現実もあります。

核家族化や地域の人間関係の希薄化により、保護者が日常的にこどもの話や相談事をできる相手が少なくなっている状況は、就学前施設や子育て支援施設の職員に子育てを支えてほしいと思う保護者の増加につながっていると考えられます。

子育て中の誰もが気軽に悩みを話せたり相談したりできる場を増やして、子育ての不安や孤立の解消を図り、子育てに喜びを感じられるよう、こども家庭センターを中心に、子育て家庭に寄り添った妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組めます。

また、子育てにかかる費用が経済的負担と感じる保護者も多いことから、子育て家庭に向けたさまざまな経済的支援の取組みを進めます。

④地域社会全体で支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあるものの、こどもは、これからの社会を担う存在であることから、こどもと子育て家庭を見守り、支援することは、地域社会の持続可能性を維持することにつながります。こどもにとっても地域のなかで多くの大人たちに見守られて育つことは、社会性の発達や他者との温かい人間関係を築くための土台となります。

家庭、地域社会、企業、行政それぞれが役割に応じて協働し、こども・若者が安心して健やかに育つ環境づくりを推進します。

特に支援が必要なこどもと家庭に対しては、こどもの権利と最善の利益を確保する視点に立ってさまざまな地域資源を活用し、重層的な支援体制を構築する取組みを推進します。

⑤子ども・子育て支援の質的向上の視点

本市では、人口全体の減少幅に比べて、こどもの人口（0～17歳）の減少は小幅にとどまっていますが、今後もこどもの人口は緩やかに減少していくと見込まれています。子ども・子育て支援制度開始後、増大する保育ニーズに対応して、新たな保育施設の開設など大幅な利用定員拡充に努めてきましたが、今後は将来的なこどもの人口の推移を見据えながら、就学前教育・保育ニーズへ対応するとともに、教育・保育の質の向上が一層の課題となります。

就学前教育・保育人材の確保や、教育・保育環境の整備のみならず、就学前施設の違いかかわらず、こども一人ひとりの発達や学びの個人差に留意しつつ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と、乳幼児期における環境を通した総合的な指導とこどもの学びの実現を目指して、職員の資質向上に努めます。

また、就学前施設において実践されている「遊びを中心とした学び」を、小学校において幼児期からの発達の連続性を考慮した学習に接続できるよう、架け橋期のカリキュラム作成を推進します。

⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

子育て期間中も継続して就労する女性が増えるなかで、家事・育児の負担が母親に偏りがちである傾向は大きく変化しておらず、仕事と子育ての負担が大きいと感じられています。一方で、子育て世代の男性は、長時間労働や育児休業を取りにくい職場風土などにより、子育てに関わりたくても、現実には難しいといった状況です。

男女がともに仕事も家事・育児も担うことができるためには、柔軟な働き方ができる職場環境が求められており、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど企業のワーク・ライフ・バランス推進の取組みや働き方改革[※]などの環境整備が必要です。

男女双方のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、企業に向けた両立支援制度の情報提供や活用支援などの働きかけに取り組めます。

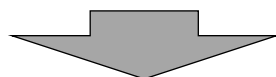
(2) 重点方針

家庭はこどもの教育の原点であるという認識のもと、こども・若者と保護者を見守り・支えるための支援を行います。

また、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としても成長し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

本計画では、次の5つの重点方針により、計画的かつ総合的に取組みを進めます。

- ① 妊娠期から子育て期まで切れ目なく見守り、支える体制を構築し、保護者の子育てに伴走する支援を行います。発達段階に応じたこどもとの関わり方等について保護者の学びを支援するとともに、保護者自身の抱える問題や家庭における課題などがある場合も必要に応じて、重層的な支援体制によりこどもの育ちを支えます。
- ② 子育ての負担や不安、孤立感など保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うなど、すべての子育て家庭を支援します。また、子育て世代が安心してこどもを産み育てることができるよう、市民の理解を大きな前提として、子育てに要する経済的な負担軽減についても常に先導的に充実を図れるよう取り組みます。
- ③ 保育の待機児童ゼロを維持できるよう引き続き受け皿を確保するとともに、もりぐち児童クラブや病児保育の充実などに取り組むことで、保護者の仕事と家庭の両立を支援します。また、こども誰でも通園制度など、すべての子育て家庭が必要に応じて保育サービスを受けられる環境整備に取り組みます。
- ④ 質の高い就学前教育・保育がこどもの生涯にわたる生きる力の基礎となることから、人材の確保はもとより、公立民間にかかわらず、就学前教育・保育にかかわるすべての教諭・保育士等が、乳幼児期における学びの特徴と乳幼児期の教育に必要なことを理解して、こども一人ひとりの育ちをとらえた教育・保育を実践することで、幼児期に育みたい資質・能力が育まれるよう、専門性向上のための取組みを推進します。また、特別な支援を必要とするこどもに対する支援が適切に行えるよう、必要な加配や専門性の習得による環境整備を行います。
- ⑤ すべてのこども・若者と保護者を対象に、安全・安心な遊び場や居場所づくりを進めることで、こども・若者の健やかな成長に資する環境を整備します。また、こどもの犯罪被害や事故防止、乳幼児を連れた保護者が外出しやすいまちづくりに取り組みます。

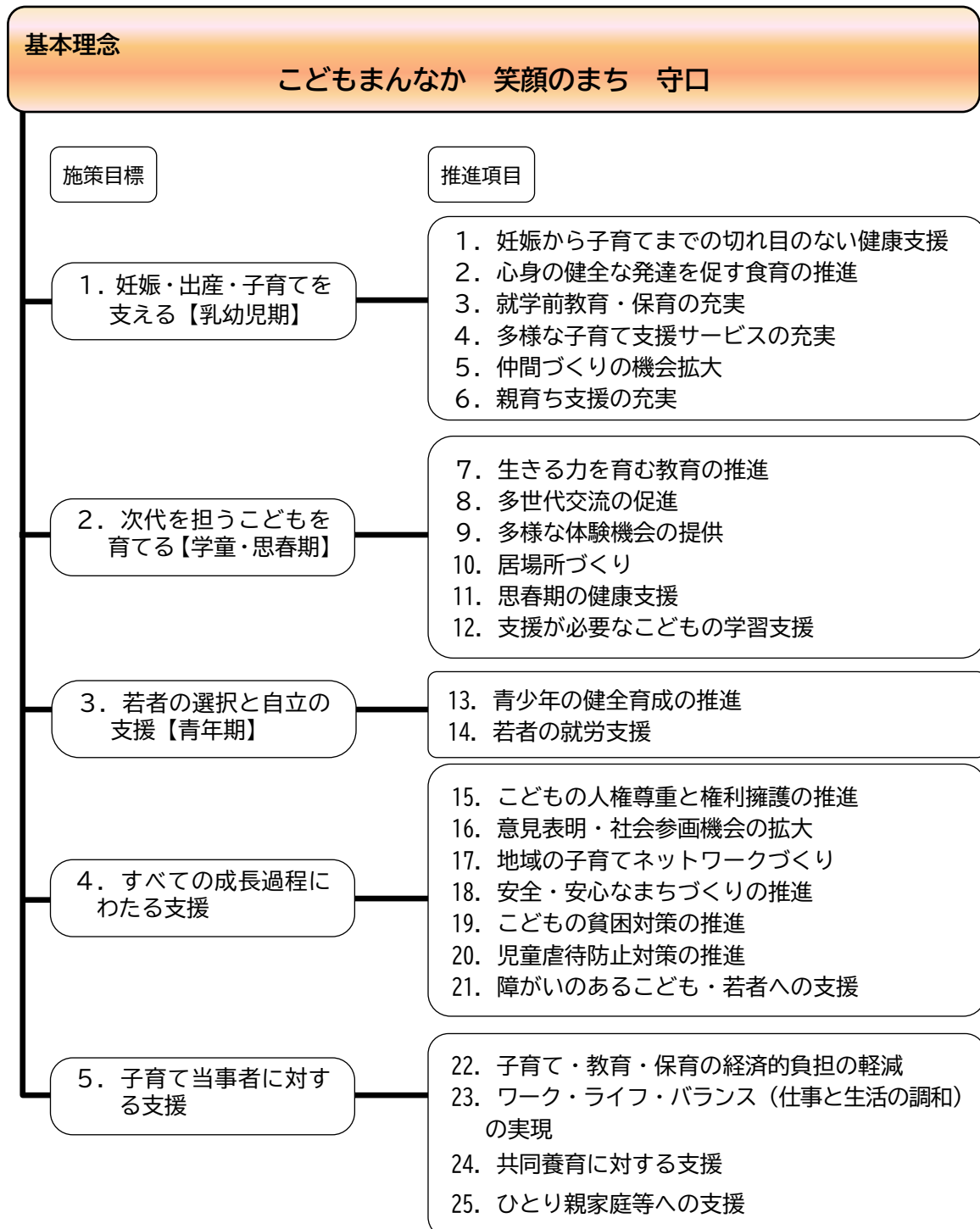


「こども・若者へやさしいまちづくり」でまちの活力と定住を促進

3. 計画の体系

基本理念の実現に向け、基本的な視点や重点施策に基づき、5つの施策目標を設定し、施策を体系的・総合的に推進することを目指します。施策については、こどものライフステージに応じた施策とすべてのライフステージに共通する施策を設定し、本計画の体系図は以下の通りとします。

【守口市こども計画の体系】



第5章 施策目標別の展開

【関連事業等の概要】の対象者の見方について

【見本】

施策 No. 26 学校教育への円滑な接続に向けた取組み

【内容・今後の展開】

- 認定こども園、幼稚園及び保育所において育んできた資質・能力を小学校教育へ円滑に接続できるよう…（省略）

【担当課】

こども施設課

【対象者】 ☒ 乳 ☒ 小（市立小学校等に通う児童） ☒ 中（市立中学校等に通う生徒）内容・今後の展開ごとの対象者を下記の10種類の ☐ アイコンで表記しています。☐ アイコン は対象者区分を示しています。☐ 幼…0歳から就学前までの乳幼児☐ 小…6歳から11歳までの小学生（義務教育学校前期課程に通う児童も含みます。）☐ 中…12歳から14歳までの中学生（義務教育学校後期課程に通う生徒も含みます。）☐ 高…15歳から17歳までのこども☐ 子…上記のこども全体☐ 保…上記のこどもの保護者（主な対象がある場合には、詳しい対象者を記載しています。）☐ 若…若者（おおよそ18～39歳まで）☐ 妊…妊婦☐ 対…対象を限定しないもの（主な対象がある場合には、詳しい対象者を記載しています。）☐ 他…上記8種類の対象以外のもの（詳しい対象者を記載しています。）

（注）【見本】の「学校教育への円滑な接続に向けた取組み」は、6歳から11歳までの小学生のうち、市立小学校等に通う児童を限定対象とするため、アイコンの☒ 小の横に詳しい対象者を説明しています。

施策目標1. 妊娠・出産・子育てを支える【乳幼児期】

こどもを生み、育てたいと思う人が、生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、妊娠期から子育て期まで、妊産婦、子育て家庭が安心して健やかに過ごすことができるよう、母子保健と児童福祉の両面から切れ目のない支援を行い、こどもと母親の健康を守るとともに、育児に対する不安の軽減を図ります。

幼児期までのこどもへの教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となり、将来にわたって学ぶ力を支えます。乳幼児からこどもを権利の主体としてとらえ、安全・安心な環境のなかで、豊かな遊びと体験により、こども自身の育つ力を引き出して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の実現に向けた就学前教育・保育の充実を図ります。

子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図るとともに、保護者同士の仲間づくりによる支え合いや子育てを通じた親の成長を支援することで、より良い育ちの環境を切れ目なくつくり上げ、次世代を支える好循環をつくることを目指します。

施策目標	推進項目
妊娠・出産・子育てを支える【乳幼児期】	1. 妊娠から子育てまでの切れ目のない健康支援 2. 心身の健全な発達を促す食育の推進 3. 就学前教育・保育の充実 4. 多様な子育て支援サービスの充実 5. 仲間づくりの機会拡大 6. 親育ち支援の充実

・推進項目1. 妊娠から子育てまでの切れ目のない健康支援

こどもと母親に対する保健指導の充実等を通じて、特別な支援や配慮を必要とするこどもの早期把握や保護者への育児不安の軽減や出産にまつわる経済的負担の軽減を図ります。

【関連事業等の概要】

施策 No.1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	
【内容・今後の展開】 ■ 妊娠期から子育て期までのこどもと妊産婦の健康と福祉にかかる総合相談窓口である、こども家庭センター「あえる」では、伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）として、出産・子育てに見通しをもって、養育環境が安定するよう、妊娠期及び出産後の面談を行うとともに、妊娠期から関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。 ■ 妊娠の届出に併せて、すべての妊婦の方と面接を行い、妊娠中の過ごし方を伝えるとともに、出産後も子育てに関するさまざまな不安や疑問などの相談に応じます。 【対象者】 子 妊 保 【数値目標】 母子手帳交付時および転入時の面談実数 現状値（R5）：99.0% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 こども家庭センター

施策 No. 2 保健指導の充実	
【内容・今後の展開】 - 母子健康手帳交付時の保健指導を徹底し、未婚やひとり親、親族等身近な支援者がいない妊婦や、心身の健康に課題がある妊婦等に対する伴走型支援を拡充し、虐待防止も含め出産後の養育に関する支援を行います。 - 出産後においても、経過観察の必要な乳幼児とその保護者への保健指導・個別相談を充実し、必要に応じて「育児教室」等集団指導を実施します。 - 新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。 - 必要な相談・指導が受けられるよう、あらゆる機関との連携を図ります。 【対象者】 幼 妊（その家族も含む） 保（幼）	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 3 妊産婦に対する健康診査	
【内容・今後の展開】 妊産婦の健康保持・増進を図り、妊娠に伴うリスクを軽減させるため、妊産婦に対する健康診査を実施します。なお、妊産婦健診の受診券は、こども家庭センターで母子健康手帳を交付する機会等に併せて交付することで、受診率の向上に努めます。 【対象者】 妊	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 4 両親教室の開催	
【内容・今後の展開】 - 出産前から子育て準備期間と位置づけ、妊婦やその配偶者の体験・交流の機会である両親教室を開催し、子育てに関する情報提供を行うとともに、実践で役立つ知識の普及を図ります。 - 両親教室の場を活用し、男性の育児参加を促し、母親の育児負担の軽減を図ります。 - 両親教室に加え、産前の悩みを相談できる場として妊婦交流会（マタニティサロン）を実施します。 【対象者】 妊（配偶者を含む）	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 5 乳幼児に対する健康診査	
【内容・今後の展開】 - 市内全乳幼児の健康診査を実施し、健やかな発育と疾病予防のため栄養や口腔衛生等生活面についての助言を集団や個別で行うとともに、疾病の早期発見、運動発達や精神発達等について聞き取りやスクリーニングを行い、支援が必要な子どもとその保護者がいる場合、関係機関との連携を含め、切れ目のない支援を行います。また健診時には、「養育状況」の問診も行い、必要な助言を行うほか、虐待の予防・早期発見にも努めます。 - 乳幼児健診の重要性を呼びかけるとともに、受診率の向上に努めます。 - 新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。	【担当課】 こども家庭センター

- 乳幼児健診の未受診世帯については、健診の再案内や家庭訪問などで乳幼児やその保護者の状況把握に努めます。また、支援を要する場合は関係機関との連携も含めて、未受診世帯への適切なフォローを実施します。 - 従来の乳幼児健診では対応しきれない発達上の特性によって生じる問題を早期に把握し、保護者とそのこどもの就学を迎える準備を整えられるよう、臨床心理士等の専門スタッフが守口市内全園(所)へ巡回訪問し、集団生活の観察等を行う「すこやか5歳児事業」を実施しています。今後は5歳児健康診査として、全園(所)への巡回に加え、市外園在籍の児等を対象とした集団健診を行い、継続的な支援に努めます。 【対象者】 幼 保 (幼) 数値目標 4か月児健診の受診率 現状値 (R5): 97.9% ⇒ 目標値 (R11): 99.0% 1歳6か月児健診の受診率 現状値 (R5): 95.3% ⇒ 目標値 (R11): 97.0% 2歳6か月児歯科健診の受診率 現状値 (R5): 90.6% ⇒ 目標値 (R11): 95.0% 3歳6か月児健診の受診率 現状値 (R5): 92.3% ⇒ 目標値 (R11): 95.0% 5歳児健診の受診率 現状値 (R5): 87.5% ⇒ 目標値 (R11): 90.0%	
施策 No. 6 こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）	
【内容・今後の展開】 - 生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に、助産師等が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供し、保健指導が必要な家庭については、継続して支援を行います。 - 保健指導が必要な産婦及び新生児（出生後28日以内の乳児）がいる家庭に対して助産師等による訪問指導を行い、好ましい母子関係のなかで育児が行えるよう虐待防止を含め、きめ細かな育児支援を行います。 【対象者】 幼 数値目標 訪問実績 現状値 (R5): 90.0% ⇒ 目標値 (R11): 95.0%	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 7 産後ケア事業	
【内容・今後の展開】 出産後の身体的・心理的な不調や育児不安等で支援が必要となる乳児とその母親を対象に行う産後ケア事業を実施しています。助産師が自宅を訪問、または産後ケアを提供できる施設へ宿泊し、母親の心身のケアや育児支援を行うことで、母子とその家族が健やかな育児を行えるようさらなる環境整備に努めます。 【対象者】 幼 保 (幼)	【担当課】 こども家庭センター

施策 No. 8 小児医療に関する情報の提供	
【内容・今後の展開】 - こどもの健康確保に向け、かかりつけ医の重要性を啓発するとともに、医療機関のかかり方についても周知を図ります。 - 委託医療機関一覧表をワクチンスタート案内文に同封し、情報提供に努めます。 - 広報や市ホームページ等のあらゆる媒体を活用し、休日・夜間等の救急医療体制や小児救急電話相談等の情報を積極的に提供するとともに、周知に努めます。 【対象者】 保	【担当課】 健康推進課
施策 No. 9 予防接種の知識の普及	
【内容・今後の展開】 - 予防接種手帳の活用を進め、予防接種の種類や接種時期だけでなく、その有効性の理解促進に努めます。 - 出生月の翌月に住民票が確認できる児全員にワクチンスタートの個別案内を送付し、予防接種の進め方と、委託医療機関一覧表を同封し周知に努めます。 【対象者】 保 数値目標 麻しん・風しんの予防接種受診率（厚生労働省通知の「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」より目標値設定） 現状値（R5）：1期 93.8% 2期 89.8% ⇒ 目標値（R11）：1期・2期 95%以上	【担当課】 健康推進課
施策 No. 10 不妊治療に関わる医療に対する費用の経済的支援	
【内容・今後の展開】 こどもが欲しいと望んでいる夫婦に対して、不妊かどうか正しく判断し、適切な治療を受ける機会を支援するために、不妊検査及び不妊治療に要する費用の一部を助成します。 【対象者】 他（妊娠を望む夫婦（助成対象に制限があります。））	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 11 助産制度による分娩費の支援	
【内容・今後の展開】 経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、指定の助産施設での分娩費を支給します。 【対象者】 妊	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 12 出産育児一時金	
【内容・今後の展開】 守口市国民健康保険に加入している方が出産したとき（妊娠12週以上の死産・流産を含む）に、その世帯主に対して一時金を支給します。 【対象者】 他（守口市国民健康保険加入者）	【担当課】 保険課

施策 No. 13 新生児聴覚検査費の助成	
【内容・今後の展開】 難聴時の早期発見・早期療育推進と保護者の経済的負担の軽減のため、新生児聴覚検査費用について、助成を行います。 【対象者】 幼	【担当課】 こども家庭センター
【数値目標】 新生児聴覚検査受診率 現状値（R5）：97.7% ⇒ 目標値（R11）：100%	

・推進項目2. 心身の健全な発達を促す食育の推進

生涯にわたる健康の基礎となる食生活習慣を身につけられるよう、食育を推進し、「食」を通じてこどもの心と体の健やかな成長を目指します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 14 妊婦及び乳幼児への食生活指導	
【内容・今後の展開】 - 妊娠届出の機会を活用して、妊娠中の食生活について指導します。 - 離乳食講習会*や乳幼児相談等の機会を活用して、個々に合わせた食生活指導の実施に努めます。 - 乳幼児健診と連携し、栄養相談機会の拡充と事後フォローを図ります。 【対象者】 妊 幼	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 15 就学前における食育	
【内容・今後の展開】 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業*等において、「食」を楽しみながら、望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、家庭や地域と連携した食育に取り組みます。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課

・推進項目3. 就学前教育・保育の充実

遊びを通した学びから、こどもが生涯にわたって生きる力となる非認知能力を身につける就学前教育・保育の実践を推進するとともに、認定こども園、幼稚園及び保育所での学びから学校教育へは、「守口市接続期カリキュラム」等を活用し、円滑な接続に向けて取り組みます。

【関連事業等の概要】

施策 No. 16 乳幼児の教育・保育	
【内容・今後の展開】 - 乳幼児期の生活や遊びを通して、生活習慣を身につけ、また、こどもの主体性や豊かな感性、人と関わる力を育むとともに、家庭と連携し、自己や他者への信頼感を育てます。 - 教育・保育において、生涯にわたる生きる力の基礎を培うための資質・能力を育みます。 - 教育・保育の質の確保、維持、向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、こどもが人、もの、自然等の身近な環境に豊かに関わりあえるよう努めます。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 17 異年齢交流	
【内容・今後の展開】 こどもが人と関わる力を培うとともに、小学校教育への円滑な接続ができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業所等において、近隣市立小・中学校等との交流や連携の充実に努めます。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 18 保育教諭等の資質・能力の向上	
【内容・今後の展開】 保育教諭、幼稚園教諭、保育士の資質向上及び技術の取得や維持向上を図るための研修、またこどもの人権尊重等の専門性を高める研修を推進し、人材育成に努めます。 【対象者】 他（保育教諭、幼稚園教諭、保育士）	【担当課】 こども施設課
施策 No. 19 配慮が必要な乳幼児への支援	
【内容・今後の展開】 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、特別な支援、援助や配慮の必要なこどもに対してインクルーシブ教育・保育の充実を図ります。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
【内容・今後の展開】 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、特別な支援、援助や配慮の必要な乳幼児の教育・保育の充実を図るため、保育教諭等に対して、言語聴覚士や臨床心理士等の専門講師又はリーディングスタッフ等による巡回相談や研修等を行います。 【対象者】 他（対象施設の保育教諭等）	【担当課】 学校教育課

施策 No. 20 学校教育への円滑な接続に向けた取り組み	
【内容・今後の展開】 ■ 認定こども園、幼稚園及び保育所において育んできた資質・能力を小学校教育へ円滑に接続できるよう「守口市接続期カリキュラム」等を活用し、保育教諭等と小学校教諭が連携し、互いの理解を深める交流、問題の解決に努めます。 ■ 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等及び市立小学校等において、こどもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を実施します。 ■ こどもが人と関わる力を培うための異年齢交流を乳幼児の時期から積み重ねていく大切さを推奨します。市立小・中学校等では、家庭科の授業で作成した絵本の読み聞かせや手作りおもちゃ遊び等を通して、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等の児童との交流を深めます。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
	【担当課】 学校教育課
施策 No. 21 教育・保育施設の耐震化	
【内容・今後の展開】 ■ 安全・安心な教育・保育環境の整備に向け、教育・保育施設の耐震化に努めます。 【対象者】 他（市内の教育・保育施設）	【担当課】 こども施設課
施策 No. 22 就学前施設における図書環境の充実と読み聞かせ	
【内容・今後の展開】 ■ 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、絵本に親しみやすい図書コーナーの整備に努めるとともに、職員をはじめ、地域サークルや中学生による絵本などの読み聞かせを推奨します。 ■ 親密な親子関係の構築に役立てるため、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、園庭開放などの機会に未就園児にも絵本の貸出しを行うなど、親子で一緒に絵本を読むことを推奨します。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 23 就学指導	
【内容・今後の展開】 ■ 市立小学校等への就学に備え、必要に応じて、こどもとその保護者に対し関係機関が連携・協議し、学校生活を送るための指導を行います。 【対象者】 幼（市立小学校へ入学予定の5歳児） 保	【担当課】 学校教育課

・推進項目4. 多様な子育て支援サービスの充実

さまざまなニーズに対応できるよう、地域で子育てを助け合う環境づくりや、緊急時、休日などにおける保育の提供を行うとともに、多様な媒体を活用して子育て情報を発信します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 24 地域子育て支援拠点事業	
【内容・今後の展開】 ■ 各々の地域子育て支援拠点施設において、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安解消等を緩和するため、乳幼児及びその家族が相互に交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談や地域の子育て情報の提供、子育て講座などを実施します。 【対象者】 幼	【担当課】 こども家庭センター

施策 No. 25 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）	
【内容・今後の展開】 ■ 地域において育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（協力会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織として、子育て援助活動を推進し、地域で子育てを支援する環境づくりに努めます。 ■ 子育て中の保護者が講座等に気軽に参加できるよう、生後3か月から就学前までの乳幼児を対象に一時預かりサービスを行います。 【対象者】 幼 小	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 26 一時預かり事業	
【内容・今後の展開】 ■ 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、一時的に昼間の保育が困難な場合に、必要な保育を提供します。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 27 休日保育事業	
【内容・今後の展開】 ■ 保護者の勤務形態等の都合により、日曜日・祝日に家庭で保育できない場合に、保育を必要とする乳幼児を対象に、必要な保育を提供します。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 28 子育て情報の周知	
【内容・今後の展開】 ■ 広報や市ホームページ等さまざまな媒体を活用し、保護者へ向けた子育てに関する情報提供を行います。 ■ こども家庭センターが定期的に発行するリーフレット『0歳からの子育てつうしん「もりっこ」』は、乳幼児の子育てをしている保護者のニーズに合った内容・情報を掲載しており、より多くの家庭にリーフレットが届くように取り組みます。 【対象者】 保（幼）	【担当課】 こども家庭センター
【内容・今後の展開】 ■ 市ホームページでは、外国人向けに英語、中国語及び韓国語で閲覧できるようになっています。 【対象者】 対	【担当課】 魅力創造発信課
施策 No. 29 子育て情報誌の配布	
【内容・今後の展開】 ■ 毎年、守口市の子育てに関する情報を一冊にまとめた情報誌「守口市 子育てガイドブック」を発行し、保護者へ向けた子育てに関する情報提供を行います。 【対象者】 保（幼）	【担当課】 子育て支援政策課

施策 No. 30 未就園児招待	
【内容・今後の展開】 未就園児とその保護者が身近で安心して交流できる場所として、認定こども園、幼稚園及び保育所において、主任児童委員※の協力を得て園庭開放や子育て相談等を実施します。 【対象者】 幼 保（幼）	【担当課】 こども施設課
施策 No. 31 子育て短期支援事業（ショートステイ）	
【内容・今後の展開】 保護者の就労や体調不良、出産、出張、育児不安等の理由で、夜間の保育が困難な場合に、宿泊を伴う場合も含め必要な保育を一時的に提供します。 【対象者】 幼 【数値目標】 利用希望者に対する利用率 現状値（R4）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 32 子育て世帯訪問支援事業	
【内容・今後の展開】 家事、子育て等に対して不安又は負担を抱える保護者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問員が訪問し、家庭が抱える不安又は悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を行います。 【対象者】 妊 他（18歳未満のこどもがいる家庭）	【担当課】 こども家庭センター

・推進項目5. 仲間づくりの機会拡大

保護者同士の交流を促進して、子育ての不安感を軽減し、子育ての喜びを分かち合えるネットワークづくりを目指します。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 No. 24 地域子育て支援拠点事業

施策 No. 33 子育てサークルの活動支援	
【内容・今後の展開】 市内の子育てサークルに対し、用品の貸出しやサークル同士の交流会の実施等、自主的な運営に関する支援を行うとともに、運営に関する相談を実施します。 【対象者】 保（幼）	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 34 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	
【内容・今後の展開】 身近な地域で親子が一緒になって遊んだり、絵本を楽しんだりすることができる親子の交流の場を提供するとともに、親子交流に関する情報を発信します。また、子育て中の親同士が自然と交流できる仲間づくりの場として充実を図ります。 【対象者】 幼 保（幼）	【担当課】 こども家庭センター

・推進項目6. 親育ち支援の充実

保護者が子育てを通じて、保護者自身の成長と子育ての喜びを感じられるように、さまざまな学習機会を提供するとともに、特に支援が必要な家庭に対して有効なプログラムを実践します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 35 就学前相談	
【内容・今後の展開】 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、在園児に限らず幼児の保護者を対象に子育て相談を随時実施し、育児の負担感、孤立感の軽減に努めます。 【対象者】 保（幼）	【担当課】 こども施設課
施策 No. 36 子育てに関する講習等の実施	
【内容・今後の展開】 地域子育て支援拠点施設等において、季節・伝統文化の行事の実施、講師を招いたこどもの発達や栄養等に関する講習を実施します。 【対象者】 保（幼）	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 37 子育て便り等の発行	
【内容・今後の展開】 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、日々の教育・保育の様子や子育てに関する情報を掲載したお便りを定期的に発行し、保護者との連携・信頼関係を構築することで、保護者の子育てへの不安の軽減に努めます。 【対象者】 保（幼）	【担当課】 こども施設課
施策 No. 38 ブックスタート事業	
【内容・今後の展開】 4か月児健診の実施時に絵本を進呈するとともに、絵本の読み聞かせ体験等を実施しています。0歳から絵本を通じて、「親子のふれあい」を深めるきっかけづくりを促進します。 【対象者】 幼	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 39 守口親まなびの会の活動支援	
【内容・今後の展開】 親となる準備期の中学生や高校生から子育て中の保護者や子育てを終えた人等幅広い世代の人を対象にした“親を楽しむワークショップ”等の活動を実施する「守口親まなびの会」に対して、大阪府教育庁からの研修情報を提供するなど、親学習リーダーの養成に努め、親学びの機会の充実を図ります。 【対象者】 対	【担当課】 生涯学習・スポーツ振興課
施策 No. 40 親子関係形成支援事業	
【内容・今後の展開】 親子間における適切な関係性の構築を図るため、乳幼児期からの親子関係構築に有効なプログラムを開催し、支援に努めます。 【対象者】 子 保	【担当課】 こども家庭センター

施策目標2. 次代を担うこどもを育てる【学童期・思春期】

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難なこれからの時代を生き抜くこどもたちへの教育では、一人ひとりのこどもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

小・中学校等においては、こどもが安心して良質な学びを受けられる体制づくりに取り組むとともに、すべてのこどもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指します。支援が必要なこどもに対しては、教育の場における合理的配慮[※]やサポート体制の充実とともに、インクルーシブ教育を推進します。

保護者が働いていても、安心して放課後を過ごすことができるよう、放課後児童健全育成事業を通じて、居場所・活動の場の確保を図るとともに、地域においては、学校・家庭・地域がつながる教育コミュニティづくりとして、学校運営協議会（コミュニティ・スクール[※]）や地域ボランティアによる学校支援活動などを通じて、世代間交流の推進やさまざまな体験学習など、こどもが多様な人とふれあい、共に体験し、学ぶことのできる機会づくりを進めてこどもの健やかな育ちを支援します。

身体の変化とともに精神的な変化が大きい思春期の特徴に対して、こどもが心身ともに健康を維持できるよう相談体制の充実や自ら健康を守るための学習機会を提供します。

施策目標	推進項目
次代を担うこどもを育てる 【学童・思春期】	7. 生きる力を育む教育の推進 8. 多世代交流の促進 9. 多様な体験機会の提供 10. 居場所づくり 11. 思春期の健康支援 12. 支援が必要なこどもの学習支援

・推進項目7. 生きる力を育む教育の推進

健やかな身体づくりと基礎・基本の学力、周囲の人と対等な関係性を築ける人権感覚を身につけて、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や豊かな人間性等を養い、こどもの「生きる力」の育成を図ります。また、将来、自立した社会人として生活できるようキャリア教育[※]を充実します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 41 男女平等教育の推進

【内容・今後の展開】 ■ 幼少期からの男女共同参画の意識形成に向けて、学校教育において男女平等教育を推進します。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 人権教育に関する全体計画・年間指導計画を作成している学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課
--	-----------------------

施策 No. 42 小・中学校等における食育

【内容・今後の展開】 ■ 市立小・中学校等では全教育課程において、食育全体計画をもとに、各校が特色のある食に関する指導に取り組みます。 ■ 市立小・中学校等では「給食だより」等のお便りにより、家庭に対する食生活についてのワンポイントアドバイスや給食の栄養バランス、食の大切さを伝えます。 ■ 市立小学校等では、給食委員による献立紹介により食についての関心を高めます。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 学習指導要領に沿って食育を実施した学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課
--	-----------------------

施策 No. 43 学力の向上

【内容・今後の展開】 ■ 市立小・中学校等では、これからの時代を主体的に生きるために必要とされる資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善とともに、家庭等での学習習慣の確立など、自学自習力の育成に向けた取組みを進めます。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 下記項目の肯定的回答の割合 ①授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる ②授業がよくわかる ③授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、毎日使用している ④家で、自分で計画を立てて勉強している （学校の授業の予習や復習を含む） ⑤昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり借りたりするために、月に一回以上、学校図書館や地域の図書館に行く <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値（R5）</th><th>目標値（R11）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①小：85.0% 中：87.0%</td><td>①小：90.0% 中：90.0%</td></tr> <tr> <td>②小：88.0% 中：77.0%</td><td>②小：90.0% 中：80.0%</td></tr> <tr> <td>③小：25.0% 中：26.0%</td><td>③小：80.0% 中：80.0%</td></tr> <tr> <td>④小：65.0%【全国】71.0% 中：47.0%【全国】55.0%</td><td>④小：全国平均以上 中：全国平均以上</td></tr> <tr> <td>⑤小：27.0%【全国】33.0% 中：13.0%【全国】19.0%</td><td>⑤小：全国平均以上 中：全国平均以上</td></tr> </tbody> </table>	現状値（R5）	目標値（R11）	①小：85.0% 中：87.0%	①小：90.0% 中：90.0%	②小：88.0% 中：77.0%	②小：90.0% 中：80.0%	③小：25.0% 中：26.0%	③小：80.0% 中：80.0%	④小：65.0%【全国】71.0% 中：47.0%【全国】55.0%	④小：全国平均以上 中：全国平均以上	⑤小：27.0%【全国】33.0% 中：13.0%【全国】19.0%	⑤小：全国平均以上 中：全国平均以上	【担当課】 学校教育課
現状値（R5）	目標値（R11）												
①小：85.0% 中：87.0%	①小：90.0% 中：90.0%												
②小：88.0% 中：77.0%	②小：90.0% 中：80.0%												
③小：25.0% 中：26.0%	③小：80.0% 中：80.0%												
④小：65.0%【全国】71.0% 中：47.0%【全国】55.0%	④小：全国平均以上 中：全国平均以上												
⑤小：27.0%【全国】33.0% 中：13.0%【全国】19.0%	⑤小：全国平均以上 中：全国平均以上												

施策 No. 44 体力の向上

【内容・今後の展開】

- 市立小・中学校等では、新体力テスト等により実態把握を行い、体育の授業だけでなく外遊びの奨励を行うなど、教育活動全体を通して、健康の保持・増進及び体力の向上にかかる取組みを進めます。

【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒）

数値目標 「運動やスポーツは大切なものか」の肯定的回答
(全国平均値を1とする)

現状値（R5）		目標値（R11）
小学校等 （5年）	男子 0.991	小・中学校等の男女 それぞれで1以上
	女子 0.959	
中学校等 （2年）	男子 0.974	
	女子 0.949	

【担当課】

学校教育課

施策 No. 45 心の教育の充実

【内容・今後の展開】

- 市立小・中学校等では、指導方法の工夫を図りつつ、社会体験や自然体験、交流活動等を取り入れながら、人権教育・道徳教育の充実を図り、こどもの豊かな人間性と社会性を育みます。

【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒）

数値目標 道徳教育全体計画・年間指導計画・別葉を作成している学校数
現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%

【担当課】

学校教育課

施策 No. 46 小・中一貫教育の推進

【内容・今後の展開】

- 市立小・中学校等では、「確かな学力」の定着や健康な心と体の育成のため、中学校区・義務教育学校ごとに「めざす子ども像」を掲げ、学校・家庭・地域が力を合わせ、中学校区・義務教育学校が一体となって、義務教育9年間の学びと育ちのつながりを意識した一貫教育を推進します。

【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒）

数値目標 中学校区教育フォーラムを開催する中学校区数
現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%

【担当課】

学校教育課

施策 No. 47 進路先訪問

【内容・今後の展開】

- 市立小学校等では、6年生を対象に、進学する中学校等を訪問し、授業や部活動の体験などを通して、こどもが中学校等での生活の見通しを持てるよう取り組みます。
- 市立中学校等では、高等学校の体験学習会やオープンキャンパス等の機会を利用して、進学を希望する高等学校等への訪問を進め、進学の意欲を高めます。

【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒）

数値目標 進学する中学校等の授業や部活動の体験を実施する小学校数
現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%

【担当課】

学校教育課

高等学校等の体験学習会やオープンキャンパス等の案内を実施する 中学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	
施策 No. 48 教職員の資質・能力の向上	
【内容・今後の展開】 市立小・中学校等の課題やニーズに応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図るなど、教育指導体制の充実に努めます。 【対象者】 他（市立小・中学校等の教職員） 数値目標 教職員の研修受講率（全教職員に対する研修受講割合） 現状値（R5）：81.0% ⇒ 目標値（R11）：150%（1人あたり1.5回）	【担当課】 教育センター
【内容・今後の展開】 体罰、セクシュアル・ハラスメントなどこどもの人権侵害を未然に防止するため、各市立小・中学校等において教職員への研修を実施するとともに、市教育委員会主催による研修も実施します。 【対象者】 他（市立小・中学校等の教職員）	【担当課】 学校教育課
施策 No. 49 教育相談事業	
【内容・今後の展開】 - 教育センターに専門相談員を配置し、不登校・いじめ、学習・進路、特別支援教育等に関して、市立小・中学校等に通う子どもやその保護者、教職員からの相談に応じます。 - こどもの心理に関して高度な専門知識と経験を有するスクールカウンセラー（臨床心理士）を市立小・中学校等へ派遣し、通学児童・生徒へのカウンセリング、その保護者や教職員への助言や支援を行います。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒） 他（市立小・中学校等の教職員） 数値目標 専門家等による支援を受けている不登校児童生徒の割合 現状値（R5）：小学校 71.0%（12月末）、中学校 61.0%（12月末） ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 教育センター

施策 No. 50 こどもへの自立に向けた支援の推進

【内容・今後の展開】

- 全ての児童及び生徒が、自分のやりたいことを見つけ、大きな夢や憧れを抱き、志をもって主体的に自らの人生を切り拓いていくことができるよう、発達段階に応じて必要な力や意欲を養うキャリア教育等の取組みを系統的に進めます。
- キャリアパスポート※を活用し、児童・生徒が振り返りや自己評価を通じて、自己の将来等に関して主体的に考える取組みを進めます。

【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒）

数値目標 「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に回答する児童生徒の割合

現状値（R5）		目標値（R11）
守口	小：80.0%	全国平均以上
	中：59.0%	
全国	小：82.0%	
	中：66.0%	

【担当課】

学校教育課

施策 No. 51 中学生を対象としたキャリア教育の推進

【内容・今後の展開】

- 進学意欲を有しながら、家庭事情又は経済的理由により就学が困難で支援を要する生徒に対し、積極的に自己の進路及び将来に対する展望を持つことができるように助言・支援を行います。

【対象者】 中（市立中学校等に通う生徒）

数値目標 「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に回答する生徒の割合

現状値（R5）		目標値（R11）
守口	中：59.0%	全国平均以上
全国	中：66.0%	

【担当課】

学校教育課

・推進項目8. 多世代交流の促進

こどもたちが豊かな人間関係のなかで社会性や協調性を身につけ、健やかに成長することができるよう、地域の多くの人たちとの世代間交流や異年齢交流の機会を充実します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 52 「さんあい広場」等での世代間交流

【内容・今後の展開】

- 地域ボランティアとの協力により、さんあい広場（さた、さくら、かすが、とうだ、きんだ、よつばの市内6か所）等において、高齢者とこどもたちが交流を深めることができるよう、昔遊びを通じた世代間交流を推進します。

【対象者】 対（主に高齢者とこどもたち）

【担当課】

高齢介護課

施策 No. 53 「もりぐち児童クラブ登録児童室」

【内容・今後の展開】

- 「もりぐち児童クラブ登録児童室」（放課後子ども教室）では、小学校等の1～6年生と満4歳以上の幼児（保護者等同伴）を対象に、自主的な遊び場を提供します。
- こどもたちが異年齢交流を通じて社会性や協調性を育む機会の充実に努めるとともに、地域の参画を得た交流・体験活動を推進します。

【対象者】 幼 小

【担当課】

子育て支援政策課

・推進項目9. 多様な体験の機会の提供

市内の多様な施設や、こども会、青少年育成指導員連絡協議会、学校運営協議会等といった地域の資源を活用し、こどもたちがさまざまな体験活動を経験できる機会を充実します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 54 乳幼児とのふれあい体験	
【内容・今後の展開】 ■ 市立中学校等では職場体験等の一環として、認定こども園、幼稚園及び保育所を訪問し、幼いこどもとふれあう機会を持つことで、中学生がこどもを産み育てることの意義を深く理解し、男女が共同して家庭を築く大切さを感じることができる取組みを推進します。 【対象者】 ☒ (市立中学校等に通う生徒)	【担当課】 学校教育課
施策 No. 55 職場体験学習	
【内容・今後の展開】 ■ 市立中学校等では、職場体験の目的や社会のマナー等を学ぶ事前学習のうえ、複数日にわたる職場体験学習を実施し、その後、こどもたちが自身の体験を発表し共有するなどの事後学習も行うことで、さまざまな仕事についての理解を深め、望ましい職業観、勤労観を育成します。 【対象者】 ☒ (市立小学校等に通う児童) ☒ (市立中学校等に通う生徒) 数値目標 職場体験もしくは事業所から講師を招き職業体験に代わる講話等を実施する中学校等の数 現状値 (R 5) : 100% ⇒ 目標値 (R 11) : 100%	【担当課】 学校教育課
施策 No. 56 自然体験学習	
【内容・今後の展開】 ■ 専門家による農業体験等の出前授業や宿泊行事を通して、市立小・中学校等に通うこどもが自然に触れる機会を持ち、自然に親しむ心を育む教育を進めます。 【対象者】 ☒ (市立小学校等に通う児童) ☒ (市立中学校等に通う生徒) 数値目標 専門家による農業体験等の出前授業や宿泊行事を通して自然体験を実施する学校数 現状値 (R 5) : 100% ⇒ 目標値 (R 11) : 100%	【担当課】 学校教育課
施策 No. 57 福祉体験	
【内容・今後の展開】 ■ 車椅子を使った身体障がい者体験、アイマスク・盲導犬を活用した視覚障がい者体験を行うとともに、老人ホームや障がい者作業所への職場体験等による交流を通じて、すべての人が生きていくことの大切さを学ぶ教育や、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。 【対象者】 ☒ (市立小学校等に通う児童) ☒ (市立中学校等に通う生徒) 数値目標 障がい理解教育を実施する学校数 現状値 (R 5) : 100% ⇒ 目標値 (R 11) : 100%	【担当課】 学校教育課

施策 No. 58 障がいのある人との交流	
【内容・今後の展開】 ■ 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において障がいのある人との交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。 【対象者】 幼（幼児のうち認定こども園に通う園児）	【担当課】 こども施設課
【内容・今後の展開】 ■ 市立小学校等において、障がいのある人と花の苗を植える活動や運動会のダンスを披露しあう等の交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 数値目標 児童と障がい者がともに作業をする花の苗の植栽活動を実施した小学校等の数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課
施策 No. 59 図書環境の充実と読み聞かせ	
【内容・今後の展開】 ■ 第3次守口市子ども読書活動推進計画（令和7年度から）に基づき、守口市のすべてのこどもが読書の楽しみを知り、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進します。また、守口市立図書館はもとより、守口文化センター内などの市内図書室についても、市民が積極的に利用したいと思えるような図書環境の充実に努めます。 【対象者】 対	【担当課】 生涯学習・スポーツ振興課
【内容・今後の展開】 ■ 市立小・中学校等において、学校司書による推薦図書コーナーの設置や昼休み時間の図書室の開放等、図書環境の充実に努めます。 ■ 市立小学校等において、学校司書やボランティアによる読み聞かせのほか、高学年の図書委員による低学年への読み聞かせを行います。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒） 数値目標 学校図書館の毎日開放を実施している学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100% 読み聞かせを実施する小学校等の数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課

施策 No. 60 こどもの体験学習	
【内容・今後の展開】 - 各コミュニティセンターにおいて、夏休みや冬休みなどの長期休暇を利用し、工作教室や料理教室などの体験学習を実施します。 - こどもが歴史に興味や親しみを持てるよう、文化財に関連する体験学習を実施します。 - 守口市立図書館において、こどもたちの学ぶ意欲を引き出すための体験学習を実施します。 【対象者】 幼 小 中	【担当課】 コミュニティ推進課
	【担当課】 生涯学習・スポーツ振興課
施策 No. 61 芸術・伝統文化にふれる機会の提供	
【内容・今後の展開】 もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、四季折々のイベントや企画展、また、美術展覧会や日本南画院大作展、子ども水墨画教室の開催など、こどもたちが伝統文化や芸術にふれる機会を提供します。 【対象者】 対	【担当課】 生涯学習・スポーツ振興課
施策 No. 62 青少年育成指導員校区活動支援	
【内容・今後の展開】 - こども会親善スポーツ大会やこども会駅伝、こどもまつりなどの機会を通してこどもたちの地域間や異年齢間の交流親睦を図り、心身ともに健やかに成長することができるよう青少年育成指導員の活動を支援します。 - 青少年育成指導員の活動を行うために必要となる知識や技能を習得するための講習会や研修会への参加支援を行います。 【対象者】 小 中 高 他（青少年育成指導員）	【担当課】 コミュニティ推進課
施策 No. 63 学校運営協議会	
【内容・今後の展開】 - 保護者や地域住民の代表等が学校運営協議会の委員となり、学校運営やその運営に必要な支援についての協議等を行い、学校教育やこどもたちを取り巻く教育環境の充実を図ります。 - 地域住民が授業学習補助や学校の環境整備、登下校の安全パトロールなどの支援を行うため、学校支援コーディネーターが学校と地域のつなぎ役となって、地域の絆づくりと地域の教育力の向上を図ります。 【対象者】 他（市立小・中学校等） 数値目標 年間を通じて、学校運営協議会を計画的に開催している中学校区数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課

・推進項目 10. 居場所づくり

地域において、安全が確保されたなかで、こどもが主体的に参加し、自由に遊び、交流することができる居場所づくりを推進します。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 No. 53 「もりぐち児童クラブ登録児童室」

施策 No. 64 市立児童センター（令和7年度末 廃止予定）

【内容・今後の展開】 ■ 健全な遊びを通じて、就学前の乳幼児（保護者等同伴）と小学生のこどもの健康で豊かな心を育てる活動を行う場所として運営を行って来ましたが、令和7年度末をもって児童センターを廃止します。 ■ 小学生の遊びの場としての機能は「もりぐち児童クラブ登録児童室」で担うこととし、地域子育て支援拠点の機能については、代替となる地域子育て支援拠点を充足します。 【対象者】 幼 小	【担当課】 こども家庭センター
---	---------------------------

施策 No. 65 安心して遊べる魅力的な公園づくり

【内容・今後の展開】 ■ 公園施設長寿化計画に基づき、老朽化したブランコ等の遊具をより安全で、こどもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新します。また、定期的な点検等を実施し、適正な管理に努めます。 ■ こどもを含めたすべての世代がのびのびと楽しく利用できるような特色を持たせた公園計画を検討し、魅力的な公園づくりに取り組みます。 【対象者】 他（市内の公園）	【担当課】 道路公園課
--	-----------------------

・推進項目 11. 思春期の健康支援

次代を担うこどもたちが心身ともに健全な生活を営むため、思春期の児童・生徒が、有害なものから身を守ることができるよう、薬物や非行、犯罪等に関する啓発・指導を行います。

また、性に関する教育を通じて、性の多様性やいのちの大切さを理解し、互いを尊重する意識の醸成を図ります。

【関連事業等の概要】

施策 No. 66 「薬物乱用防止教室」の開催等

【内容・今後の展開】 ■ 市立小・中学校等で、ボランティア団体や保護司会、更生保護女性会等の協力を得て「薬物乱用防止教室」を開催します。 ■ 市立小・中学校等の授業において、シンナーや危険ドラッグ等の薬物乱用や喫煙を未然に防止することを目的とした指導を行います。また、受動喫煙も含め、健康に与える影響についても、引き続き周知、啓発します。	【担当課】 学校教育課
---	-----------------------

【対象者】 ☐小（市立小学校等に通う児童） ☐中（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 薬物乱用防止について取り扱った学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	
施策 No. 67 「非行防止・犯罪防止教室」の開催等	
【内容・今後の展開】 市立小・中学校等で、枚方少年サポートセンターや守口警察少年係等の協力を得て「非行防止・犯罪防止教室」を開催します。また、万引きや窃盗、ひったくり、喫煙等の少年の非行を未然に防止することを目的とした指導を行います。 【対象者】 ☐小（市立小学校等に通う児童） ☐中（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 非行防止について取り扱った学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課
施策 No. 68 性に関する学習	
【内容・今後の展開】 市立小・中学校等において、保健体育等の時間を中心に、発達段階に応じたカリキュラムを編成し、教科書、性教育副読本等を活用し、性に関する学習に取り組めます。 【対象者】 ☐小（市立小学校等に通う児童） ☐中（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 性に関する学習について取り扱った学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課

・推進項目 12. 支援が必要なこどもの学習支援

学校に来ることが難しいこどもの教育の機会を保障し、将来に向けて歩みだせるように、学習支援や多様な学びの機会の確保に取り組めます。

【関連事業等の概要】

施策 No. 69 適応指導教室	
【内容・今後の展開】 学生フレンド※（学生ボランティア）が、市立小・中学校等に通うこどもの不登校の家庭へ訪問するなどし、話し相手・相談相手となって、社会的自立に向けた支援を行います。 【対象者】 ☐小（市立小学校等に通う児童） ☐中（市立中学校等に通う生徒） ☐他（市立小・中学校等の教職員） 【数値目標】 児童生徒の好転率（学生フレンドと登校、教室に入る等） 現状値（R5）：76.0%（学生フレンドと登校）⇒ 目標値（R11）：90%	【担当課】 教育センター
不登校で悩む市立小・中学校等に通うこどもに、教育相談や集団生活への適応指導等を行い、社会的自立への支援を行います。 【対象者】 ☐小（市立小学校等に通う児童） ☐中（市立中学校等に通う生徒） ☐他（市立小・中学校等の教職員）	【担当課】 教育センター

施策 No. 70 こどもサポート体制の充実	
【内容・今後の展開】 不登校など立ち直り支援が必要なこどもに対して、それぞれの状況に合わせてスクールソーシャルワーカーの派遣やこども家庭センター等関係機関が参加するケース会議を行うなど、関係機関が連携をとりながら、適切な対応がとれる体制の充実に努めます。 【対象者】 ☒ 小（市立小学校等に通う児童） ☒ 中（市立中学校等に通う生徒）	【担当課】 学校教育課

施策目標3. 若者の選択と自立の支援【青年期】

未来を担う若者が、経済的な不安なく、将来への展望を持って自立した生活が送れる社会の実現は、守口市の未来をつくる上で極めて重要です。

学校でのキャリア教育や就職支援に取り組むとともに、若者が社会の一員として役割を果たせるよう、企業、学校等の関係機関の協力のもと、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

若者が多様な立場の人と出会い、交流することは「生きる力」を育み、将来の進路の選択にも役立てることが出来ます。職場体験や自然体験、福祉体験など、さまざまな学びの機会を提供し、若者の豊かな未来の形成につなげます。

施策目標	推進項目
若者の選択と自立の支援【青年期】	13. 青少年の健全育成の推進 14. 若者の就労支援

・推進項目 13. 青少年の健全育成の推進

学校や地域が一体となって、こどもを犯罪等の被害から守り、安全な生活環境づくりに努めます。また、こどもがインターネットやSNSの特性を理解して、情報リテラシーを身につけるとともに、人を傷つける行為や犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、適切な利用に向けた情報モラル教育を推進します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 71 こどもを守る防犯声かけパトロール		
【内容・今後の展開】	■ PTA及び地域団体のボランティアや警察等関係機関によるパトロール活動を促進します。	【担当課】 学校教育課
【対象者】	幼 小 中 高	
【数値目標】	防犯声かけパトロールを実施した学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	
施策 No. 72 青少年育成指導員によるこどもを見守る取組み		
【内容・今後の展開】	■ SNS等の普及によるこどもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、青少年育成指導員が専門家によるインターネット等における有害情報への接続防止等に関する講演会・研修会へ参加するよう促進します。 ■ 地域や関係機関・団体と、より一層の連携を図り、夜間の見回り等の街頭活動や啓発活動を促進します。	【担当課】 コミュニティ推進課
【対象者】	小 中 高 他（青少年育成指導員）	

施策 No. 73 情報モラル教育の推進	
【内容・今後の展開】 ■ ICT教育※の導入やSNS等の普及によるこどもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、教職員向けに講座や研修会を実施しています。 【対象者】 他（市立小・中学校等の教職員）	【担当課】 教育センター
【内容・今後の展開】 ■ 授業のなかで、こどもたち自身がスマートフォンやSNS等の使用について考える機会を設けるなど、こどもたちが適切にインターネットを利用できるよう指導します。また、家庭における情報モラル教育の推進のため、入学説明会やPTA協議会等の機会を捉えて、保護者に向けてもフィルタリングの啓発を行います。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒） 数値目標 「iPadの使い方について、学校や家でルールを守って使うことができたと思う」と回答する児童生徒の割合 現状値（R5）：小93.0%、中91.0% ⇒ 目標値（R11）：100% 情報モラル教育について授業等で取り扱った学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課 【担当課】 教育センター
施策 No. 74 青少年の非行防止活動への支援	
【内容・今後の展開】 ■ 青少年育成指導員が中心となって、「青少年の非行・被害防止強調月間」（7月）や「子ども・若者育成支援協調月間」（11月）に街頭啓発活動を実施するなど、学校と地域が連携を密にしながら、市全体で少年非行の防止活動に取り組んでいくよう努めます。 【対象者】 小 中 高	【担当課】 コミュニティ推進課
施策 No. 75 「少年を守る店」運動	
【内容・今後の展開】 ■ 地域の商店・業者等の協力を得て、未成年の非行防止に協力する「少年を守る店」運動を推進します。 【対象者】 小 中 高 他（20歳未満）	【担当課】 コミュニティ推進課
施策 No. 76 家庭児童相談	
【内容・今後の展開】 ■ 地域に密着したこどもの専門相談機関として、18歳までのこどもについての悩みや問題の解決に向け、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施します。 【対象者】 子 保	【担当課】 こども家庭センター

・推進項目 14. 若者の就労支援

社会生活を円滑に営む上での困難を若者に焦点を当てると、さまざまな生きづらさを抱えていても、自身の声をあげづらい状態にある者が多くいることも想定されることから、若者が自分らしく社会生活を送ることができ、自立した社会人となるよう、相談に対応し、就労につながる支援を行います。

【関連事業等の概要】

施策 No. 77 生活困窮者自立支援制度（生活・仕事に関する相談～くらしサポートセンター守口）	
【内容・今後の展開】 平成 27 年度 4 月から施行された生活困窮者自立支援法に基づいて、生活や仕事等に関する相談に応じ、自立促進のための支援計画の策定や就労支援などを行います。 【対象者】 <u>他</u>（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）	【担当課】 生活福祉課

施策目標4. すべての成長過程にわたる支援

こども基本法では、すべてのこどもは、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念に掲げられており、こどもは権利を持つ主体として扱われなければなりません。こども・若者が自己の権利を理解するとともに、他者の権利を侵害しないことを学び、意見表明・社会参画の機会拡大を図り、自ら社会に参画し、貢献できる人づくりを推進します。

貧困、虐待、ヤングケアラー、ひきこもり※など、こどもを取り巻く課題はより多様化・複雑化しており、こどもの成長過程全体を通じて、一人ひとりや各家庭の状況に合わせたきめ細かな支援に取り組む必要があります。

生まれた環境によってこどもの将来が左右されることなく、こどもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態で成長できるよう、支援が必要なこどもの学習支援や、生活の安定に向けた保護者の就労支援、経済的支援など、支援が必要な子育て家庭が自立して、不安を抱えることなく子育てができるよう支援します。

児童虐待はこどもの命や心身の発達に影響を与える重大な人権侵害です。未然防止、早期発見・早期対応に向けての取組みを推進します。

施策目標	推進項目
すべての成長過程にわたる支援	15. こどもの人権尊重と権利擁護の推進 16. 意見表明・社会参画機会の拡大 17. 地域の子育てネットワークづくり 18. 安全・安心なまちづくりの推進 19. こどもの貧困対策の推進 20. 児童虐待防止対策の推進 21. 障がいのあるこども・若者への支援

・推進項目 15. こどもの人権尊重と権利擁護の推進

幼児期からこども自身が自らの権利について理解し、人権意識を身につけるための教育を行うとともに、広く市民に向けた人権啓発のための講演会の開催や啓発を通して、市民の人権意識の向上に取り組めます。また、ヤングケアラーなど権利が侵害されている状態のこどもに対する支援体制を構築します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 78 校内相談窓口の活用	
【内容・今後の展開】 ■ すべての児童・生徒が相談しやすいよう、男性教員及び女性教員を複数配置し、校内相談窓口での相談を通じてセクシュアル・ハラスメントやいじめ等、人権侵害の予防と早期発見につなげます。また、入学式終了後の際に保護者にもその周知を行うなど、児童・生徒のみならず、保護者への情報発信にも努めます。	【担当課】 学校教育課

【対象者】 <u>小</u>（市立小学校等に通う児童） <u>中</u>（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 校内相談窓口の設置および保護者への周知を実施している学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	
施策 No. 79 人権啓発に向けた取組み	
【内容・今後の展開】 - 男女共同参画週間、人権週間等を利用して、市民を対象とした講演会等を開催し、さまざまな人権課題に対する意識向上を図ります。 - 小・中学生による人権啓発標語やポスター、作文の募集・発表等を通じて、人権意識の高揚を図るとともに、応募協力についても広く呼びかけを行います。 【対象者】 <u>対</u>	【担当課】 人権市民相談課
施策 No. 80 人権教育への取組み	
【内容・今後の展開】 - 就学前のこどもが生命の尊さや他者への共感を大切にする態度等を身につけることができるよう、認定こども園等で発達段階に応じた人権教育を充実します。また、市立小・中学校等に通うこどもがさまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深めることができるよう、市立小・中学校等で人権教育を充実します。 - 人権教育の啓発を目的として、人権カレンダーを毎年作成し、市立認定こども園・学校の新入生に配布するとともに各教室に掲示します。また、市役所やコミュニティセンター等にも人権カレンダーを配置し、広く市民に届くように取り組みます。 - こどもへの人権教育が効果的に実施できるよう、市立小・中学校等の教職員に対する研修を実施します。 【対象者】 <u>幼</u>（市立認定こども園に通う幼児） <u>小</u>（市立小学校等に通う児童） <u>中</u>（市立中学校等に通う生徒） <u>他</u>（市立小・中学校等の教職員） 【数値目標】 人権教育に関する教職員研修を実施する学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 こども施設課
	【担当課】 学校教育課
施策 No. 81 在日外国人児童生徒交流会	
【内容・今後の展開】 市立小・中学校等に通う在日外国人のこどもの交流会を設けることによって、多文化共生への理解を深めるとともに、当該児童・生徒のアイデンティティの育成を図ります。 【対象者】 <u>小</u>（市立小学校等に通う児童） <u>中</u>（市立中学校等に通う生徒）	【担当課】 学校教育課
施策 No. 82 自立援助通訳派遣	
【内容・今後の展開】 帰国、渡日の市立小・中学校等に通うこどもに対して、通訳を派遣します。 【対象者】 <u>小</u>（市立小学校等に通う児童） <u>中</u>（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 日本語指導を必要とする児童生徒のうち、支援を受けている児童生徒の割合 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課

施策 No. 83 ヤングケアラーへの支援	
【内容・今後の展開】 ■ ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども）について、実態の調査を行い、優先的に支援を行う必要性の高いヤングケアラーを把握し、児童一人ひとりの状況に応じた支援を行います。 【対象者】 小 中 高	【担当課】 こども家庭センター

・推進項目 16. 意見表明・社会参画機会の拡大

こども・若者に向けた主権者教育を行うとともに、市政への関心の向上、社会参画機会のきっかけへとつながるよう、市政に関する情報発信に取り組みます。

こども・若者が意見表明する機会を拡大するとともに、こどもが意見を形成し、表明することを支援する取組みを推進します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 84 こども・若者向けの市の情報の発信	
【内容・今後の展開】 ■ SNS等を活用するなどこども・若者向けに対しても、わかりやすく、関心を持ってもらえるような市の情報発信に努めます。 【対象者】 対	【担当課】 魅力創造発信課

施策 No. 85 こどもや若者の意見表明機会の推進	
【内容・今後の展開】 ■ こどもの権利について、こどもたちが学習する機会を推進するとともに、広く市民に周知・啓発を行います。 ■ こどもや若者の声をまちづくりに反映できる機会の拡大を積極的に推進します。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒） 若	【担当課】 子育て支援政策課

・推進項目 17. 地域の子育てネットワークづくり

地域において、こどもと子育て家庭を見守り・支えるネットワークづくりを推進することで、地域の子育て力の強化を目指します。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 No. 34 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
再掲 施策 No. 63 学校運営協議会

・推進項目 18. 安全・安心なまちづくりの推進

こどもの犯罪被害や事故の予防、安心して遊べる公園づくりに取り組むとともに、こどもや子育て中の保護者が安心して外出できるよう、道路環境の整備、公共施設の子育てバリアフリー、赤ちゃんの駅の推進に取り組みます。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 No. 65 安心して遊べる魅力的な公園づくり

施策 No. 86 安全・快適な道路環境の整備

【内容・今後の展開】

- 歩車分離による歩行者の安全確保、ベビーカーや車椅子等の通行に配慮した歩道の新設・改良、横断防止柵の設置等、すべての人にやさしい道路環境の整備を通じて、こどもや子育て中の人の通行の安全確保を図ります。
- 整備可能な主要道路については、歩行者・自転車・車両の分離を検討し、歩道の改良、横断防止柵の設置等の整備に努めます。

【対象者】 対

【担当課】

道路公園課

施策 No. 87 公共施設の子育てバリアフリーの推進

【内容・今後の展開】

- 市役所庁舎の整備にあたっては、乳幼児とその保護者が利用しやすい施設となるよう配慮し、子育てバリアフリーの推進を図ります。

【対象者】 幼 保 (幼)

【担当課】

総務部総務課

施策 No. 88 「赤ちゃんの駅」の推進

【内容・今後の展開】

- 授乳やおむつ交換ができる場所を無料で提供できる施設で、「赤ちゃんの駅」として登録された施設の名称や場所等を紹介し、子育て家庭が安心して外出できる環境を整備します。

【対象者】 幼 保 (幼)

【担当課】

こども家庭センター

施策 No. 89 交通安全教室等の実施

【内容・今後の展開】

- 警察の協力を得て、認定こども園、幼稚園及び保育所に通う児童に対し、安全な歩行の指導を行います。
- 地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、認定こども園、幼稚園及び保育所が主体となり、授業参観等で年齢に応じた交通安全指導を行います。

【対象者】 幼

【担当課】

こども施設課

【内容・今後の展開】

- 警察の協力を得て、市立小学校等に通う1年生に対し、安全な歩行の指導を行います。
- 市立小学校等に通う3年生または4年生に対し、安全な自転車の乗り方の指導を行います。
- 地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、市立小・中学校等が主体となり、授業参観等で年齢に応じた交通安全指導を行います。

【対象者】 小 (市立小学校等に通う児童) 中 (市立中学校等に通う生徒)

【担当課】

保健給食課

施策 No. 90 学校等での危機管理に向けた取り組み	
【内容・今後の展開】 ■ 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等及び市立小・中学校等において、危機管理マニュアル等に基づいた危機対策の強化を図ります。 ■ 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等及び市立小・中学校等において、不審者対応マニュアルを活用し、警察等の協力を得ながら、不審者侵入時の対応に関する訓練を実施します。 ■ 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等及び市立小・中学校等から不審者発生等の連絡を受けた場合は、速やかに各施設へ注意喚起を行います。また、保護者等へ大阪府警の安まちメール※の活用も呼びかけます。 【対象者】 幼 小 中 保（幼・小・中） 他（対象施設の教職員）	【担当課】 こども施設課
	【担当課】 学校教育課
施策 No. 91 防犯カメラの設置	
【内容・今後の展開】 ■ 全市立小・中学校等に設置された防犯カメラで、不審者の侵入防止に努め、児童・生徒の安心安全を確保します。 【対象者】 他（主に市立小・中学校等の児童・生徒）	【担当課】 教育総務課
【内容・今後の展開】 ■ 犯罪からこどもたちを守り、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりをより一層推進するため、平成28年度に小中学校の通学路を中心に犯罪抑止のための防犯カメラを1,000台設置しました。リース契約満了後の令和5年10月からは、台数増加及び機能強化を図り、1,100台体制で市民の安全・安心につなげていきます。今後も引き続き、犯罪の抑止、安心感の向上に努め、こどもたちを犯罪から守ります。 【対象者】 対	【担当課】 危機管理室
施策 No. 92 「こども110番の家」運動	
【内容・今後の展開】 ■ 地域の家庭・団体等の協力を得て、こどもの緊急避難場所としての役割を担う「こども110番の家」運動を推進します。 【対象者】 幼 小 中	【担当課】 コミュニティ推進課
施策 No. 93 登下校時の安全確保（見守り隊・声かけ隊）	
【内容・今後の展開】 ■ 市立小学校等に通うこどもたちの登下校時の安全を守るため、PTA及び地域団体のボランティアの協力を得て取組みを促進します。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 数値目標 PTA及び地域ボランティアによる登下校時の見守りを実施している小学校等の数 現状値（R5）：100%⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課

・推進項目 19. こどもの貧困対策の推進

すべてのこどもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、健やかに成長し、夢や希望を持つことができるよう、こどもと家庭への支援を行います。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 N0.1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

再掲 施策 N0.2 保健指導の充実

再掲 施策 N0.6 こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）

再掲 施策 N0.7 産後ケア事業

再掲 施策 N0.11 助産制度による分娩費の支援

再掲 施策 N0.14 妊婦及び乳幼児への食生活指導

再掲 施策 N0.15 就学前における食育

再掲 施策 N0.16 乳幼児の教育・保育

再掲 施策 N0.19 配慮が必要な乳幼児への支援

再掲 施策 N0.23 就学指導

再掲 施策 N0.24 地域子育て支援拠点事業

再掲 施策 N0.25 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）

再掲 施策 N0.26 一時預かり事業

再掲 施策 N0.27 休日保育事業

再掲 施策 N0.28 子育て情報の周知

再掲 施策 N0.29 子育て情報誌の配布

再掲 施策 N0.31 子育て短期支援事業（ショートステイ）

再掲 施策 N0.35 就学前相談

再掲 施策 N0.36 子育てに関する講習等の実施

再掲 施策 N0.37 子育て便り等の発行

再掲 施策 N0.38 ブックスタート事業

再掲 施策 N0.42 小・中学校等における食育

再掲 施策 N0.43 学力の向上

再掲 施策 N0.44 体力の向上

再掲 施策 N0.45 心の教育の充実

再掲 施策 N0.46 小・中一貫教育の推進

再掲 施策 NO. 47 進路先訪問	
再掲 施策 NO. 49 教育相談事業	
再掲 施策 NO. 50 こどもへの自立に向けた支援の推進	
再掲 施策 NO. 51 中学生を対象としたキャリア教育の推進	
再掲 施策 NO. 52 「さんあい広場」等での世代間交流	
再掲 施策 NO. 55 職場体験学習	
再掲 施策 NO. 56 自然体験学習	
再掲 施策 NO. 57 福祉体験	
再掲 施策 NO. 59 図書環境の充実と読み聞かせ	
再掲 施策 NO. 60 こどもの体験学習	
再掲 施策 NO. 61 芸術・伝統文化にふれる機会の提供	
再掲 施策 NO. 62 青少年育成指導員校区活動支援	
再掲 施策 NO. 69 適応指導教室	
再掲 施策 NO. 70 こどもサポート体制の充実	
再掲 施策 NO. 76 家庭児童相談	
再掲 施策 NO. 77 生活困窮者自立支援制度（生活・仕事に関する相談～くらしサポートセンター守口）	
再掲 施策 NO. 78 校内相談窓口の活用	
再掲 施策 NO. 63 学校運営協議会	
施策 No. 94 養育支援訪問事業	
【内容・今後の展開】 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、専門職からの養育に関する指導・助言等必要な支援を行います。 【対象者】 妊 他（18歳未満のこどもがいる家庭）	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 95 こどもに関する医療費助成制度	
【内容・今後の展開】 0歳から高校生年代まで（出生の日から満18歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで）のこどもが疾病等で通院や入院をした場合に、そのこどもにかかる医療費の一部を助成します。 【対象者】 子	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 96 相談窓口の周知	
【内容・今後の展開】 児童虐待やヤングケアラーなど、こどもを取り巻くさまざまな相談に対し、こども家庭センターをはじめとする関係機関の相談窓口を、市ホームページや小・中	【担当課】 こども家庭センター

学校等を通じて積極的に周知します。また、ヤングケアラーの認知度向上に向けた啓発にも取り組みます。 【対象者】 妊 幼 小 中 高	
施策 No. 97 こどもの見守り強化	
【内容・今後の展開】 ■ ネグレクトなど児童虐待防止等のため、支援を必要とするこどもとその家庭に対し、専門の相談員が居宅を訪問し、アウトリーチ※型により食事、学習、生活習慣などの相談支援を行います。今後は、民間団体との連携を強化し、居宅訪問によるほか、一時的にこどもの居場所となる機会や場所を提供し、支援を必要とするこどもが孤立しないよう、より一層、こどもの見守り体制を充実強化します。 【対象者】 妊 幼 小 中 高	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 98 放課後児童健全育成事業	
【内容・今後の展開】 ■ 放課後児童健全育成事業として実施している「もりぐち児童クラブ入会児童室」では、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない小学校等の1～3年生の児童を対象に、安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供し、こどもたちが異年齢交流を通じて社会性や協調性を育む機会の充実に努めます。 ■ 保護者等の選択肢の拡大の観点から、設備運営基準を満たした民間の放課後児童健全育成事業の実施の届出のあった場合には、保護者の選択による利用の促進に努めます。 ■ 補助金制度を活用して、民間放課後児童クラブの設置促進を図ります。 【対象者】 幼 小 数値目標 入会児童室への入会希望にかかる待機児童数 現状値（R5）：0人⇒ 目標値（R11）：0人 入会児童室及び登録児童室の一体型実施のクラブ数 現状値（R5）：100%⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 99 生活困窮者自立支援制度（食料、生活必需品の支援～ふーどばんく事業）	
【内容・今後の展開】 ■ 賞味期限内に食べられるにも関わらず、規格外や印字ミスなどの理由で、流通できない商品、余剰在庫品、家庭に眠る食品など企業や個人から食品の寄付を受け、生活困窮者等に緊急支援として無償でお米、災害備蓄品、レトルト食品や生活必需品を提供し、制度の狭間にある方の支援のきっかけにします。 【対象者】 他（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）	【担当課】 生活福祉課

施策 No. 100 生活困窮者自立支援制度（不登校・ひきこもり相談）	
【内容・今後の展開】 ひきこもり当事者の居場所づくりや、不登校、ひきこもりのこどもを抱える家族の交流会の開催などを行い、当事者やその家族の状況に寄り添った相談支援を行います。 【対象者】 <u>対</u>（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）	【担当課】 生活福祉課
施策 No. 101 生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金）	
【内容・今後の展開】 離職、自営業者の廃業または個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象として、住宅費（家賃・家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用）の給付金を支給するとともに、くらしサポートセンター守口（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 【対象者】 <u>他</u>（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）	【担当課】 生活福祉課
施策 No. 102 生活保護制度	
【内容・今後の展開】 生活保護法に基づいて、生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。 【対象者】 <u>他</u>（身体的又は精神的な障がいや高齢等のため、十分な収入を得ることができず、自力で最低限度の生活を維持することができない者）	【担当課】 生活福祉課
施策 No. 103 母子・父子自立支援員による相談	
【内容・今後の展開】 相談窓口やハローワークとの連携のなかで、母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父の自立に必要な情報提供や求職活動に関する相談に応じます。 【対象者】 <u>子</u> <u>他</u>（母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父）	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 104 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	
【内容・今後の展開】 母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父に対して、経済的な自立やこどもの就学等で資金の貸付が必要な場合において、資金の貸付や返還の相談に応じています。 【対象者】 <u>子</u> <u>他</u>（母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父）	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 105 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	
【内容・今後の展開】 母子家庭の母、または父子家庭の父が、就職や転職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、その修業期間中の生活を支援するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。 【対象者】 <u>他</u>（母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父）	【担当課】 子育て支援政策課

施策 No. 106 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	
【内容・今後の展開】 母子家庭の母、または父子家庭の父が、自主的に自立のための職業能力の開発(職業訓練)を行えるように、事前相談を通じて、指定した講座を受講した後に、訓練給付金を支給しています。 【対象者】 他 (母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父)	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 107 幼児教育・保育の無償化	
【内容・今後の展開】 平成 29 年 4 月から、世帯の所得に関係なく、0 歳児から 5 歳児の認定こども園・保育所・幼稚園及び小規模保育事業等の利用者負担額の無償化を実施しています。(子ども・子育て支援新制度※に移行していない私立幼稚園については、世帯の所得に関係なく月額 25,700 円を上限に無償化)。また、令和元年 10 月から始まった国の幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設※の利用料についても世帯の所得状況等によって無償化の対象となっています。加えて、令和 2 年 4 月より、認定こども園及び保育所等を利用する 1・2 号認定こども及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用するこどもの給食費のうち副食費相当額についても補助を行っています。 【対象者】 保 (就学前教育・保育施設を利用するこどもの保護者)	【担当課】 こども施設課
施策 No. 108 幼児教育・保育の確保	
【内容・今後の展開】 幼児教育・保育の利用ニーズに対応するため、引き続き、きめ細やかな利用調整を行うとともに、保育施設の新規認可や民間認定こども園等の施設整備(建替等)の促進などにより、幼児教育・保育の確保に努めます。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 109 時間外保育事業(延長保育事業)	
【内容・今後の展開】 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、認定こども園や保育所等で通常の保育時間を超えた保育を提供します。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 110 病児保育事業	
【内容・今後の展開】 保育を必要とする乳幼児が病氣中や病後のため、集団保育が困難な場合において、必要な保育を提供します。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 111 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
【内容・今後の展開】 低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費負担の一部を補助することにより、こ	【担当課】 こども施設課

れらの者の円滑な特定教育・保育等の利用を図ります。 【対象者】 保 （就学前教育・保育施設を利用するこどもの保護者）	
施策 No. 112 児童手当	
【内容・今後の展開】 ■ 生活の安定に寄与し、こどもが健やかに成長できるよう、0歳から高校生年代まで（出生の日から満18歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで）のこどもを養育している人に対して、支給を行います。 【対象者】 保	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 113 児童扶養手当	
【内容・今後の展開】 ■ 生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に、父または母の一方、もしくは両親のいないこどもの養育者から養育を受けているひとり親家庭等の18歳までのこども（こども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満の者）を養育している人に対して、手当を支給します。 【対象者】 保 （障がいを持つ児童の保護者）	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 114 就学援助費	
【内容・今後の展開】 ■ 経済的な理由により就学困難な市立小・中学校等に通うこどもの保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。 【対象者】 保 （小・中の保護者）	【担当課】 学校教育課
施策 No. 115 ひとり親医療費助成制度	
【内容・今後の展開】 ■ ひとり親家庭の18歳までのこどもと母もしくは父、または18歳までの両親のいないこどもの養育者に対して、健康保険が適用される医療費の一部を助成します。 【対象者】 他 （ひとり親家庭の18歳までのこどもと保護者）	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 116 養育費確保及び親子交流の推進に向けた取組み	
【内容・今後の展開】 ■ 離婚する当事者に対して養育費及び親子交流の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、養育費及び親子交流の取決めについて解説したパンフレットを離婚届の用紙と同時に交付することともに、大阪府母子家庭等就業・自立支援センターや養育費等相談支援センター等における相談支援等の利用を促進します。 【対象者】 他 （未成年のこどもを持つ離婚当事者）	【担当課】 子育て支援政策課 総合窓口課

・推進項目 20. 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の未然防止に向けて、市民や保育教諭、教職員、福祉や医療関係者等、多様な主体に対して、啓発や研修を実施し、虐待への理解促進や虐待の早期発見につなげるとともに、守口市児童虐待防止地域協議会において、関係機関との連携を強化して早期対応のための相談支援や見守りを推進します。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 No. 94 養育支援訪問事業

再掲 施策 No. 97 こどもの見守り強化

施策 No. 117 守口市児童虐待防止地域協議会

【内容・今後の展開】 児童虐待の未然防止を図るとともに早期発見と早期対策を目的とした守口市児童虐待防止地域協議会を設置し、関係各課や大阪府中央子ども家庭センター※、大阪府守口保健所等関係機関との連携に努めます。 【対象者】 他（同協議会の構成員）	【担当課】 こども家庭センター
---	---------------------------

施策 No. 118 児童虐待防止相談

【内容・今後の展開】 18歳までのこどもの虐待について、問題解決に向け、児童虐待防止外部アドバイザー※や大阪府中央子ども家庭センター、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施し、児童虐待の防止に努めます。 【対象者】 妊 他（18歳未満のこどもがいる家庭）	【担当課】 こども家庭センター
--	---------------------------

施策 No. 119 児童虐待早期発見のための研修会の実施

【内容・今後の展開】 - 保育教諭等や教職員、福祉・医療・保健・警察等関係機関に対して、児童虐待早期発見のための啓発や研修を進めます。 - 市民を対象とした児童虐待に関する研修会等を開催し、虐待が発生する背景やその特性等についての理解を深めます。 【対象者】 他（主にこどもの保護者、関係機関の職員）	【担当課】 こども家庭センター
	【担当課】 学校教育課

・推進項目 21. 障がいのあるこども・若者への支援

「障害者権利条約」の理念を踏まえ、自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、障がいのあるこども・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障がいの特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組みを推進します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 120 障がい児や特別な配慮が必要なこどもへの支援

【内容・今後の展開】 ■ 市内の児童発達支援事業所等において、児童発達支援※や保育所等訪問支援、障がい児相談支援などを実施し、地域の障がい児や特別な配慮が必要なこどもへの支援を行うとともに、さらなる相談支援体制の充実を図ります。 ■ 守口市立児童発達支援センター（わかくさ・わかすぎ園※）では、地域の障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センター※として、多様な障がいに対応した専門的な発達支援を行うとともに、保護者への支援も行います。また、地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズコンサルテーション※を行います。療育支援施設※の役割について、さらなる啓発に努めます。 ■ 守口市立児童発達支援センター（わかくさ・わかすぎ園）を拠点として、障がい児相談支援、保育所等訪問支援、外来療育等を実施し、通園児に限らず地域の障がい児や特別な配慮が必要なこどもへの支援を行います。 【対象者】 ☒ 子 ☒ 保	【担当課】 障がい福祉課 子育て支援政策課（わかくさ・わかすぎ園）
---	---

施策 No. 121 障がい福祉サービス等

【内容・今後の展開】 ■ 主に小学生以上を対象に障がいの状況や家庭の状況等により、居宅介護（ホームヘルプ）や移動支援事業（ガイドヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援事業等の福祉サービスを実施し、障がいのあるこどもの地域生活を支援します。 ■ 児童発達支援・放課後等デイサービス等の充実を図り、緊急時の対応ができるサービスの充実についても検討します。 【対象者】 ☒ 子	【担当課】 障がい福祉課
--	----------------------------

施策目標5. 子育て当事者に対する支援

共働き世帯の増加や働き方の多様化が進む中、性別にかかわらず育児や家事と仕事を両立し、経済的な不安や子育ての孤立感、負担感を抱えることなくこどもに向き合うことができる環境づくりが重要となっています。

子育て世帯の経済的負担の軽減や特に経済的支援が必要な家庭に向けて、妊娠・出産期から子育て期にかけて、各種手当や費用助成を適切に行います。

子育て世帯が働きやすい環境づくりでは、母親に家事・育児の負担が偏ることなく、両親がともに家庭責任を担う意識啓発を進めるとともに、市内企業に向けては、働き方改革や柔軟な働き方の導入を促進して、子育て中の保護者がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう取り組みます。

ひとり親家庭については、母子家庭・父子家庭それぞれが抱える困難に対して、相談体制の充実や、養育費の確保に向けた取組み、各種給付金の支給制度等による支援を行います。

施策目標	推進項目
子育て当事者に対する支援	22. 子育て・教育・保育の経済的負担の軽減 23. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現 24. 共同養育に対する支援 25. ひとり親家庭等への支援

・推進項目 22. 子育て・教育・保育の経済的負担の軽減

児童手当の支給や経済的支援が必要な家庭への補助を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減につなげます。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 No. 13 新生児聴覚検査費の助成

再掲 施策 No. 95 こどもに関する医療費助成制度

再掲 施策 No. 111 実費徴収に係る補足給付を行う事業

再掲 施策 No. 112 児童手当

再掲 施策 No. 114 就学援助費

施策 No. 122 特別児童扶養手当

【内容・今後の展開】

- 精神または身体に障がい（障害）を有する 20 歳未満の者の福祉の増進を図ることを目的に、これらの者を家庭で監護、養育する父母等に手当を支給します。

【対象者】 他（障がいを持つ児童の保護者）

【担当課】

子育て支援政策課

施策 No. 123 障がい児福祉手当	
【内容・今後の展開】 ■ 重度障がい児の福祉向上を図ることを目的に、精神または身体に重度の障がいをもつため、日常生活で常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に手当を支給します。 【対象者】 他（20歳未満）	【担当課】 障がい福祉課
施策 No. 124 出産される被保険者の国民健康保険料の減額	
【内容・今後の展開】 ■ 国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産予定日又は出産日の属する月（以下「出産予定月」といいます。）の前月（多胎妊娠の場合は、3か月前）から、出産予定月の翌々月までの産前産後期間の保険料が減額されます。 【対象者】 他（国民健康保険加入者）	【担当課】 保険課
施策 No. 125 妊産婦へのタクシー利用支援	
【内容・今後の展開】 ■ 妊産婦の経済的及び精神的な負担を軽減し、妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、タクシー利用券を交付し、通院等に利用するタクシーの利用料金の一部を支援します。 【対象者】 妊	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 126 妊婦のための支援給付	
【内容・今後の展開】 ■ 妊娠届出時及び出産後において、妊婦のための支援給付金を支給します。 ■ 妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援とを効果的に組み合わせることにより、妊娠中の負担の軽減のための総合的な支援を行います。 【対象者】 妊	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 127 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援	
【内容・今後の展開】 ■ 妊娠に関する経済的負担を軽減し、妊婦健康診査未受診妊婦の解消を図るため、妊娠判定の受診料の一部または全部を補助します。 【対象者】 妊	【担当課】 こども家庭センター

・推進項目 23. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

幼児教育・保育の確保や時間外保育、病児保育、放課後のこどもの活動の場づくり等を通じて、保護者が子育てをしながら安心して仕事を続けることができる環境づくりに取り組みます。

また、性別に関わらず、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる社会を目指して、市民や企業に対する啓発や男性に向けた講座・教室の実施に取り組みます。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 NO. 98 放課後児童健全育成事業

再掲 施策 NO. 107 幼児教育・保育の無償化

再掲 施策 NO. 108 幼児教育・保育の確保

再掲 施策 NO. 109 時間外保育事業（延長保育事業）

再掲 施策 NO. 110 病児保育事業

施策 No. 128 男女共同参画推進計画の推進

【内容・今後の展開】

- 平成 27 年度に策定した「第 3 次守口市男女共同参画推進計画」の取組みについて、周知に努め、計画目標の達成に向け具体的な施策を推進します。
- 市民を対象とした多様な働き方やバランスのとれた働き方への理解を深める講習会等を開催し、職業生活優先の意識や性別による固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、ライフスタイルを考えるきっかけづくりに努めます。

【対象者】 対

【数値目標】 守口市男女共同参画推進計画の達成率

現状値（R 5）：100% ⇒ 目標値（R 11）：100%

【担当課】

人権市民相談課

施策 No. 129 企業等に対する啓発活動

【内容・今後の展開】

- 市内の企業等に対し、守口市企業人権推進連絡会※を通じて、男女共同参画に関する講演会や研修会への参加を促すとともに、パンフレットの配布等により男女共同参画に対する理解促進に努めます。

【対象者】 他（市内企業）

【担当課】

人権市民相談課

施策 No. 130 男性向けセミナー

【内容・今後の展開】

- 男性の家事・育児・介護等への参画を促進するため、男性も参加しやすい講座・教室等を開催します。

【対象者】 他（主に男性）

【担当課】

コミュニティ推進課

施策 No. 131 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた活動

【内容・今後の展開】

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民・企業等に対して広報・啓発・情報提供活動を行います。
- 関係機関と連携を図り、子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等の労働問題に関する相談に応じます。
- 商工会議所と連携を図り、創業支援等に取り組みます。
- フレックスタイム制や子育て期の短縮時間勤務、テレワーク※等多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。
- 長時間勤務を前提に組み立てられたワークスタイルの見直しを呼びかけるなど、労働時間短縮への働きかけを行います。
- 出産や子育てによる退職者について再雇用制度の導入等への働きかけに努めます。

【担当課】

地域振興課

【対象者】 他（市内企業等） 対（主に働いている方が対象）	
施策 No. 132 育児休業制度の普及	
【内容・今後の展開】 ■ 育児休業制度の定着と利用しやすい環境づくりに向けて、事業者に対して呼びかけを行います。 【対象者】 他（市内企業等）	【担当課】 地域振興課
【内容・今後の展開】 ■ 育児休業制度への理解や関心を深めてもらうため、広報や市ホームページ等の媒体を活用して、制度の内容を分かりやすく周知します。 【対象者】 対	【担当課】 子育て支援政策課

・推進項目 24. 共同養育に対する支援

令和6年5月の民法の改正による、共同親権の選択肢の拡大にともない、共同養育についての周知をはかり、こどもに対する養育の権利、義務の認識を広め、養育費の確保や親子交流が当たり前となる社会の実現に取り組みます。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 No. 116 養育費確保及び親子交流の推進に向けた取り組み

施策 No. 133 共同養育の理解促進	
【内容・今後の展開】 ■ 市ホームページ等さまざまな媒体を活用し、市民に対して、共同養育についての周知を行います。 ■ 市職員に対して、共同養育の制度についての理解を深めるために研修等を行い、制度への理解を深めます。 【対象者】 対	【担当課】 子育て支援政策課

・推進項目 25. ひとり親家庭等への支援

保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などにより、生活基盤が安定し、自立した生活を送ることができるよう、母子・父子自立支援員の確保による相談体制の充実に努めます。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 No. 103 母子・父子自立支援員による相談

再掲 施策 No. 104 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

再掲 施策 No. 105 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

再掲 施策 No. 106 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

再掲 施策 No. 113 児童扶養手当

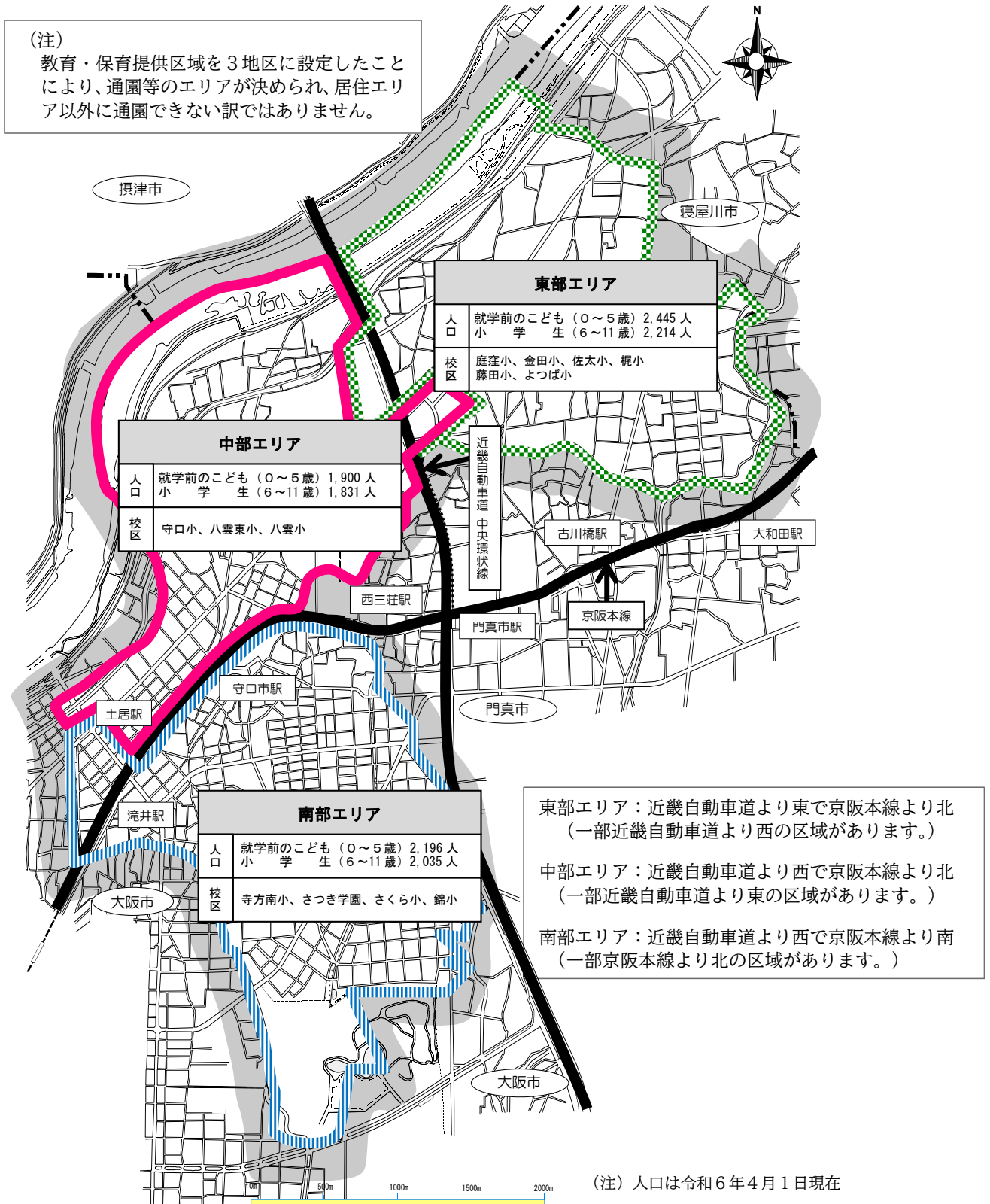
再掲 施策 No. 115 ひとり親医療費助成制度

再掲 施策 No. 116 養育費確保及び親子交流の推進に向けた取り組み

第6章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

地理的条件、幹線道路や鉄道路線等交通環境、こどもの人口及び教育・保育施設の分布状況を踏まえ、本計画における教育・保育提供区域については、第一期計画及び第二期計画と同様、東部エリア、中部エリア、南部エリアの3地区に設定します。



2. 教育・保育の量の見込みと確保方策および実施時期

教育・保育の量の見込みについて、以下の区分で設定します。

認定区分	区分	対象		利用が想定される施設・事業
1号認定	(1)-1	3～5歳	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(1)-2	3～5歳	共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(2)	3～5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	(3)(4)	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業※

(1)-1 1号認定(専業主婦(夫)家庭、短時間就労家庭) 【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性※がない認定区分です。

(1)-2 2号認定(共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭)【3～5歳】(新2号※)

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される区分です。

【令和6年度の施設の設置状況】 ()内の数字は、公立施設数。

幼稚園	1か所 (0)	東部：0か所(0)、中部：1か所(0)、南部：0か所 (0)
認定こども園	26か所 (3)	東部：10か所(1)、中部：7か所(1)、南部：9か所 (1)

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	1号	815	810	796	776	760
	2号	252	250	246	240	235
	合計	1,067	1,060	1,042	1,016	995
② 確保方策	特定教育・保育施設	1,220	1,220	1,218	1,218	1,218
	確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	175
	合計	1,395	1,395	1,393	1,393	1,393
②-①		328	335	351	377	398

(単位：人)

東部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1号	306	304	302	289	280
	2号	95	94	94	89	87
	合計	401	398	396	378	367
②確保方策	特定教育・保育施設	458	458	458	458	458
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	458	458	458	458	458
②-①		57	60	62	80	91

(単位：人)

中部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1号	228	224	221	216	214
	2号	70	69	68	67	66
	合計	298	293	289	283	280
②確保方策	特定教育・保育施設	268	268	266	266	266
	確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	175
	合計	443	443	441	441	441
②-①		145	150	152	158	161

(単位：人)

南部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1号	281	282	273	271	266
	2号	87	87	84	84	82
	合計	368	369	357	355	348
②確保方策	特定教育・保育施設	494	494	494	494	494
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	494	494	494	494	494
②-①		126	125	137	139	146

(2) 2号認定（共働き家庭等）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和6年度の施設の設置状況】 （ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4 か所（0）	東部：2 か所（0）、中部：1 か所（0）、南部：1 か所（0）
認定こども園	26 か所（3）	東部：10 か所（1）、中部：7 か所（1）、南部：9 か所（1）

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		2,138	2,126	2,089	2,035	1,994
②確保方策	特定教育・保育施設	2,232	2,232	2,250	2,250	2,250
②-①		94	106	161	215	256

（単位：人）

東部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		803	799	791	758	733
②確保方策	特定教育・保育施設	909	909	909	909	909
②-①		106	110	118	151	176

（単位：人）

中部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		598	588	581	566	562
②確保方策	特定教育・保育施設	517	517	535	535	535
②-①		△81	△71	△46	△31	△27

（単位：人）

南部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		737	739	717	711	699
②確保方策	特定教育・保育施設	806	806	806	806	806
②-①		69	67	89	95	107

(3) 3号認定（共働き家庭等）【0歳】

0歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和6年度の施設の設置状況】 （ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所（0）	東部：2か所（0）、中部：1か所（0）、南部：1か所（0）
認定こども園	26か所（3）	東部：10か所（1）、中部：7か所（1）、南部：9か所（1）
小規模保育事業等	29か所（0）	東部：5か所（0）、中部：12か所（0）、南部：12か所（0）
企業主導型保育事業	7か所（0）	東部：1か所（0）、中部：4か所（0）、南部：2か所（0）

（注）企業主導型保育事業は、届出施設数（令和6年4月1日時点）

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		466	460	456	450	444
②確保方策	特定教育・保育施設	304	304	304	304	304
	特定地域型保育事業	139	136	136	136	136
	企業主導型保育事業	20	20	20	20	20
	合計	463	460	460	460	460
②-①		△3	0	4	10	16

（単位：人）

東部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		171	169	165	163	159
②確保方策	特定教育・保育施設	127	127	127	127	127
	特定地域型保育事業	33	30	30	30	30
	企業主導型保育事業	1	1	1	1	1
	合計	161	158	158	158	158
②-①		△10	△11	△7	△5	△1

（単位：人）

中部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		140	138	138	136	135
②確保方策	特定教育・保育施設	72	72	72	72	72
	特定地域型保育事業	46	46	46	46	46
	企業主導型保育事業	11	11	11	11	11
	合計	129	129	129	129	129
②-①		△11	△9	△9	△7	△6

(単位：人)

南部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		155	153	153	151	150
②確保方策	特定教育・保育施設	105	105	105	105	105
	特定地域型保育事業	60	60	60	60	60
	企業主導型保育事業	8	8	8	8	8
	合計	173	173	173	173	173
②-①		18	20	20	22	23

(4) 3号認定（共働き家庭等）【1・2歳】

1・2歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和6年度の施設の設置状況】 () 内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所(0)	東部：2か所(0)、中部：1か所(0)、南部：1か所(0)
認定こども園	26か所(3)	東部：10か所(1)、中部：7か所(1)、南部：9か所(1)
小規模保育事業等	29か所(0)	東部：5か所(0)、中部：12か所(0)、南部：12か所(0)
企業主導型保育事業	7か所(0)	東部：1か所(0)、中部：4か所(0)、南部：2か所(0)

(注) 企業主導型保育事業は、届出施設数(令和6年4月1日時点)

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		1,643	1,606	1,589	1,573	1,554
②確保方策	特定教育・保育施設	1,090	1,090	1,102	1,102	1,102
	特定地域型保育事業	361	355	355	355	355
	企業主導型保育事業	62	62	62	62	62
	合計	1,513	1,507	1,519	1,519	1,519
②-①		△130	△99	△70	△54	△35

(単位：人)

東部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		620	594	581	571	561
②確保方策	特定教育・保育施設	420	420	420	420	420
	特定地域型保育事業	70	64	64	64	64
	企業主導型保育事業	11	11	11	11	11
	合計	501	495	495	495	495
②-①		△119	△99	△86	△76	△66

(単位：人)

中部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		471	470	472	469	465
②確保方策	特定教育・保育施設	251	251	263	263	263
	特定地域型保育事業	134	134	134	134	134
	企業主導型保育事業	39	39	39	39	39
	合計	424	424	436	436	436
②-①		△47	△46	△36	△33	△29

(単位：人)

南部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		552	542	536	533	528
②確保方策	特定教育・保育施設	419	419	419	419	419
	特定地域型保育事業	157	157	157	157	157
	企業主導型保育事業	12	12	12	12	12
	合計	588	588	588	588	588
②-①		36	46	52	55	60



(5) 教育・保育の今後の確保方策について

〈確保方策の考え方〉

2号認定の中部エリア並びに3号認定の0歳児、1・2歳児の中部及び東部エリアについて、確保方策が不足する見込みとなっています。特に3号認定の1・2歳児の中部及び東部エリアにおける量の見込みに対する確保方策について大幅な不足が生じる見込みとなっています。

このことから、今後早急に更なる確保方策を講じる必要性があることが示されました。

そのため、本市がこれまで進めてきた今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組みをしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】との考え方にに基づき、今後の確保方策について、以下の項目を中心に実施を検討していきます。

＜確保方策の具体的項目＞

【1】東部エリアにおいて、公立認定こども園の民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図ります。

・施設規模及びエリア毎の確保方策を踏まえ、令和9年度に市立にじいろ認定こども園を民間移管する。

【2】中部エリアにおいて、民間移管する市立（外島）認定こども園の施設整備（建替）の促進による定員拡大を図ります。

【3】民間認定こども園等の保育人材の確保、医療的ケア児※、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向けた更なる支援を進めます。

- ①「認定こども園等障がい児保育・看護師配置補助金」の補助基準額の拡充
- ②更なる保育士の確保方策の充実
- ③保育士等への研修の充実
- ④巡回支援の充実 など

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策および実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）【0～5歳】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間及び通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【令和6年度現在の実施体制】 () 内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所 (0)	東部：2か所(0)、中部：1か所(0)、南部：1か所(0)
認定こども園	26か所 (3)	東部：10か所(1)、中部：7か所(1)、南部：9か所(1)
小規模保育事業等	26か所 (0)	東部：4か所(0)、中部：10か所(0)、南部：12か所(0)

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	1,470	1,451	1,431	1,404	1,382
②確保方策	人/年	1,470	1,451	1,431	1,404	1,382
	施設数(か所)	62	62	62	62	62
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	552	540	532	516	503
②確保方策	人/年	552	540	532	516	503
	施設数(か所)	17	17	17	17	17
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	419	414	412	405	402
②確保方策	人/年	419	414	412	405	402
	施設数(か所)	20	20	20	20	20
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	499	497	487	483	477
②確保方策	人/年	499	497	487	483	477
	施設数（か所）	25	25	25	25	25
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等において必要量を確保します。

(2) 放課後児童健全育成事業【小学生】

就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校等の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

守口市では、公立の放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ入会児童室）については、低学年（小学校等の1～3年生）を対象としており、高学年（小学校等の4～6年生）の児童については、すべての市立小学校等で実施している「もりぐち児童クラブ登録児童室」を活用して対応しています。また市内には民間の放課後児童クラブが開設されており、設置を促進するため運営に要する費用への補助を行っています。

【令和6年度現在の実施体制】

市立小学校等	13 か所
--------	-------

① 低学年【小学校等の1～3年生】

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	1,249	1,254	1,252	1,242	1,240
②確保方策	人/年	1,782	1,782	1,782	1,782	1,782
	施設数（か所）	15	15	15	15	15
②-①		533	528	530	540	542

※施設数には民間放課後児童クラブ2か所を含む。

守口小学校		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	188	176	175	169	168
②確保方策	人/年（公立）	243	243	243	243	243
	人/年（民間）	60	60	60	60	60
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
②-①		115	127	128	134	125

※校区内で実施している民間放課後児童クラブ含む。

庭窪小学校		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	48	47	49	51	49
②確保方策	人/年	101	101	101	101	101
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②-①		53	54	52	50	52

第6章 子ども・子育て支援事業計画

八雲小学校		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	101	103	99	94	89
②確保方策	人/年	110	110	110	110	110
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②-①		9	7	11	16	21

錦小学校		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	112	107	100	88	82
②確保方策	人/年	143	143	143	143	143
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②-①		31	36	43	55	61

金田小学校		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	57	57	57	57	61
②確保方策	人/年	103	103	103	103	103
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②-①		46	46	46	46	42

梶小学校		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	82	87	83	81	73
②確保方策	人/年	100	100	100	100	100
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②-①		18	13	17	19	27

藤田小学校		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	70	70	68	69	74
②確保方策	人/年	101	101	101	101	101
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②-①		31	31	33	32	27

八雲東小学校		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	72	67	58	60	61
②確保方策	人/年	147	147	147	147	147
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②-①		75	80	89	87	86

佐太小学校		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	40	41	42	39	40
②確保方策	人/年	103	103	103	103	103
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②-①		63	62	61	64	63

よつば小学校		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	110	114	117	126	125
②確保方策	人/年	149	149	149	149	149
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②-①		39	35	32	23	24

さくら小学校		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	138	153	163	158	163
②確保方策	人/年	133	133	133	133	133
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②-①		△ 5	△ 20	△ 30	△ 25	△ 30

寺方南小学校		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	93	99	99	108	103
②確保方策	人/年	105	105	105	105	105
	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②-①		12	6	6	△ 3	2

さつき学園		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	138	133	142	142	152
②確保方策	人/年（公立）	144	144	144	144	144
	人/年（民間）	40	40	40	40	40
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
②-①		46	51	42	42	32

※校区内で実施している民間放課後児童クラブ含む。

【確保の内容】

市内全域での確保方策については充足しているものの、今後も各市立小学校等の敷地内の施設を活用して当該小学校等の児童が利用することを基本とすると、一部の学校において、新たな確保方策を要することから、学校及び市教育委員会と協議を行い、事業実施場所の適切な確保を図るとともに、対象校の通学区域内等において積極的に民間放課後児童クラブの設置促進を図ります。

② 高学年【小学校等の4～6年生】（参考）

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	503	513	521	527	532
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数（か所）	13	13	13	13	13

【確保の内容】

高学年（小学校等の4～6年生）の児童については、すべての市立小学校等で実施している「もりぐち児童クラブ登録児童室」を活用して対応するとともに、民間の放課後児童クラブの設置促進に努めます。

(3) 子育て短期支援事業【0～18歳】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子ども、母子等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【令和6年度現在の実施体制】

児童養護施設等	8か所
---------	-----

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日/年	104	110	110	110	110
②確保方策	人日/年	104	110	110	110	110
	施設数（か所）	8	8	8	8	8
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図ります。



(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【令和6年度現在の実施体制】

市立児童センター、私立認定こども園	7か所
-------------------	-----

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日/年	20,185	20,185	20,185	20,185	20,185
②確保方策	人日/年	20,185	20,185	20,185	20,185	20,185
	施設数（か所）	7	7	7	7	7
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日/年	11,632	11,632	11,632	11,632	11,632
②確保方策	人日/年	11,632	11,632	11,632	11,632	11,632
	施設数（か所）	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日/年	6,861	6,861	6,861	6,861	6,861
②確保方策	人日/年	6,861	6,861	6,861	6,861	6,861
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日/年	1,692	1,692	1,692	1,692	1,692
②確保方策	人日/年	1,692	1,692	1,692	1,692	1,692
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

地域子育て支援拠点事業については、中部エリアにおいて令和6年9月末に、もりランドを廃止しました。今後は、各コミュニティセンターとの連携を図ることで、引き続き子育て親子の交流の場の確保に努めます。

東部エリアにおいては児童センターを令和7年度末に廃止とすることから、児童センターで実施している地域子育て支援拠点事業について、代替となる事業の実施者を募集し、廃止後も必要な事業量の確保を図ります。

(5) 一時預かり事業等

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児（1号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）
【3～5歳】

② 幼稚園における在園児（2号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）
【3～5歳】（新2号）

【令和6年度現在の実施体制】 （ ）内の数字は、公立施設数。

幼稚園	1 か所（0）	東部：0 か所（0）、中部：1 か所（0）、南部：0 か所（0）
認定こども園	26 か所（3）	東部：10 か所（1）、中部：7 か所（1）、南部：9 か所（1）

【量の見込みと確保方策】

市全体			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	1号	人日/年	7,861	7,820	7,683	7,484	7,333
	2号	人日/年	64,577	64,242	63,118	61,482	60,240
	合計	人日/年	72,438	72,062	70,801	68,966	67,573
②確保 方策	1号	人日/年	7,861	7,820	7,683	7,484	7,333
	2号	人日/年	64,577	64,242	63,118	61,482	60,240
	合計	人日/年	72,438	72,062	70,801	68,966	67,573
		施設数（か所）	27	27	27	27	27
②-①			0	0	0	0	0

東部エリア			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	1号	人日/年	2,954	2,939	2,910	2,791	2,695
	2号	人日/年	24,266	24,147	23,910	22,926	22,136
	合計	人日/年	27,220	27,086	26,820	25,717	24,831
②確保 方策	1号	人日/年	2,954	2,939	2,910	2,791	2,695
	2号	人日/年	24,266	24,147	23,910	22,926	22,136
	合計	人日/年	27,220	27,086	26,820	25,717	24,831
		施設数（か所）	10	10	10	10	10
②-①			0	0	0	0	0

中部エリア			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	1号	人日/年	2,198	2,162	2,136	2,080	2,068
	2号	人日/年	18,056	17,761	17,544	17,090	16,992
	合計	人日/年	20,254	19,923	19,680	19,170	19,060
②確保 方策	1号	人日/年	2,198	2,162	2,136	2,080	2,068
	2号	人日/年	18,056	17,761	17,544	17,090	16,992
	合計	人日/年	20,254	19,923	19,680	19,170	19,060
		施設数(か所)	8	8	8	8	8
②-①			0	0	0	0	0

南部エリア			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	1号	人日/年	2,709	2,719	2,637	2,613	2,570
	2号	人日/年	22,255	22,334	21,664	21,466	21,112
	合計	人日/年	24,964	25,053	24,301	24,079	23,682
②確保 方策	1号	人日/年	2,709	2,719	2,637	2,613	2,570
	2号	人日/年	22,255	22,334	21,664	21,466	21,112
	合計	人日/年	24,964	25,053	24,301	24,079	23,682
		施設数(か所)	9	9	9	9	9
②-①			0	0	0	0	0

【確保の内容】

認定こども園及び私立幼稚園による事業が想定され、必要量を確保できる見込みです。

③ 上記①②以外の一時預かり（幼稚園における在園児（1・2号認定）以外） 【0～5歳】

【令和6年度現在の実施体制】 （ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	1か所(0)	東部：1か所(0)、中部：0か所(0)、南部：0か所(0)
認定こども園	11か所(3)	東部：4か所(0)、中部：3か所(0)、南部：4か所(0)
小規模保育事業等	8か所(0)	東部：1か所(0)、中部：4か所(0)、南部：3か所(0)
認可外保育施設	2か所	東部：0か所、中部：1か所、南部：1か所

【量の見込みと確保方策】

(注) 夜間養護等事業は確保方策を設定していません。

市全体			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	一時預かり	人日/年	13,133	12,957	12,782	12,544	12,348
	ファミサポ	人日/年	933	933	933	933	933
	合計	人日/年	14,066	13,890	13,715	13,477	13,281
②確保方策	一時預かり	人日/年	13,133	12,957	12,782	12,544	12,348
		施設数(か所)	22	22	22	22	22
	ファミサポ	人日/年	933	933	933	933	933
	合計	(人日)	14,066	13,890	13,715	13,477	13,281
②-①			0	0	0	0	0

東部エリア			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	一時預かり	人日/年	4,924	4,816	4,741	4,604	4,489
	ファミサポ	人日/年	350	347	347	343	340
	合計	人日/年	5,274	5,163	5,088	4,947	4,829
②確保方策	一時預かり	人日/年	4,924	4,816	4,741	4,604	4,489
		施設数(か所)	6	6	6	6	6
	ファミサポ	人日/年	350	347	347	343	340
	合計	(人日)	5,274	5,163	5,088	4,947	4,829
②-①			0	0	0	0	0

中部エリア			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	一時預かり	人日/年	3,754	3,717	3,701	3,639	3,610
	ファミサポ	人日/年	266	267	269	269	271
	合計	人日/年	4,020	3,984	3,970	3,908	3,881
②確保方策	一時預かり	人日/年	3,754	3,717	3,701	3,639	3,610
		施設数(か所)	8	8	8	8	8
	ファミサポ	人日/年	266	267	269	269	271
	合計	(人日)	4,020	3,984	3,970	3,908	3,881
②-①			0	0	0	0	0

南部エリア			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	一時預かり	人日/年	4,454	4,425	4,340	4,301	4,248
	ファミサポ	人日/年	317	319	317	321	322
	合計	人日/年	4,771	4,744	4,657	4,622	4,570
②確保 方策	一時預かり	人日/年	4,454	4,425	4,340	4,301	4,248
		施設数(か所)	8	8	8	8	8
	ファミサポ	人日/年	317	319	317	321	322
	合計	(人日)	4,771	4,744	4,657	4,622	4,570
②-①			0	0	0	0	0

【確保の内容】

認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等のほか認可外保育施設においても必要量を確保します。また、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）による確保も見込んでいます。

（６）病児保育事業（病後児保育を含む）

病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【令和6年度現在の実施体制】 （ ）内の数字は、公立施設数。

認定こども園	3か所 (0)	東部：0か所(0)、中部：0か所(0)、南部：3か所(0)
小規模保育事業等	1か所 (0)	東部：0か所(0)、中部：1か所(0)、南部：0か所(0)

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日/年	2,039	2,013	1,986	1,948	1,917
②確保方策	人日/年	2,039	2,013	1,986	1,948	1,917
	施設数(か所)	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

令和7年度に中部エリアで1か所が新規開設される予定であり、市内施設と引き続き協力・連携をしていきます。また、病児保育事業（病後児保育を含む）事業へのニーズの高まりに対応するため、更なる実施について、事業実施区域のバランスも踏まえつつ医療機関を含めた市内施設に対して積極的に働きかけていきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業） 【小学生】

乳幼児や小学生等のこどもを有する子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。なお、量の見込みと確保策については小学生のみが対象です。

【令和6年度現在の実施体制】

こども家庭センター	1か所
-----------	-----

① 低学年【小学校等の1～3年生】

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日/年	372	372	372	372	372
②確保方策	人日/年	372	372	372	372	372
②-①		0	0	0	0	0

② 高学年【小学校等の4～6年生】

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日/年	32	32	32	32	32
②確保方策	人日/年	32	32	32	32	32
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、必要な確保量を見込んでいます。今後も引き続き会員拡大に努めるなど、より多くの市民が利用できるよう努めます。

(8) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、こども家庭センターを中心に保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、関係機関等と連携を図りながら、全てのこどもと家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

今後も引き続き、こども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を実施していきます。



(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	妊娠届出数（人/年）	1,178	1,161	1,151	1,136	1,122
	延回数（人回/年）	12,610	12,428	12,321	12,161	12,011
②確保方策	人/年	1,178	1,161	1,151	1,136	1,122
	延回数（人回/年）	12,610	12,428	12,321	12,161	12,011
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、すべての妊婦を対象として必要な事業量を確保します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	1,001	987	978	966	954
②確保方策	人/年	1,001	987	978	966	954
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、すべての乳児を対象として必要な事業量を確保します。

(11) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	6	6	6	6	6
②確保方策	人/年	6	6	6	6	6

【確保の内容】

養育支援が必要なすべての家庭を相談員が訪問し、きめ細やかな指導や支援等に努めます。

(11) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会※等）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

児童を取り巻く家庭環境が多様化していることを踏まえ、市では保健師等の専門職を配置したこども家庭センターを中心に、地域のさまざまな関係機関と連携をとりながらワンストップで切れ目のない支援を行います。さらに、児童虐待対応の専門家も外部アドバイザーとして招聘し、構成員の専門性向上に努めます。また、守口市児童虐待防止地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の構成員の一層の連携強化を図るため、研修等を開催するとともに、当該協議会が発行した児童虐待対応マニュアルを配布し、児童虐待発見時の対応方法や、要保護児童をモニタリングする際のポイント等を支援関係者や関係機関と共有し、構成員間の連携強化に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業です。

市独自事業として、令和2年4月から本事業の対象となるこどもを含む、認定こども園及び保育所等を利用する1・2号認定こども及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用するこどもの給食費のうち副食費相当額について補助しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

守口市における子育て支援サービスの充実を図るため、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を実施できる多様な事業者の新規参入を支援するほか、これまで市としては、特別な支援が必要なこどもの受入れについては、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考え、障がい児加配補助制度（平成30年度拡充）の実施や、医療的ケア児受入支援事業の実施などにより、民間園での受入体制を構築・支援するための施策を充実してきました。

今後も引き続き、民間園での円滑な受入れをさらに促進するために、行政としてしっかり支援していくとともに、市全体における質の高い適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	25	30	30	30	30
②確保方策	人/年	25	30	30	30	30
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭を支援員が訪問し、援助を実施する体制を整備します。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	0	0	0	0	0
②確保方策	実施体制	実施なし				

【確保の内容】

計画期間内における実施予定はありませんが、将来的な事業実施について引き続き検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	10	15	15	15	15
②確保方策	人/年	10	15	15	15	15
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

乳幼児期からの親子関係構築に有効なプログラムを開催し、支援に努めます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	妊娠届出数(人)	1,178	1,161	1,151	1,136	1,122
	1組当たり 面談回数(回)	3回				
	面談実施合計回数	3,534	3,483	3,453	3,408	3,366
②確保方策	こども 家庭センター	3,534	3,483	3,453	3,408	3,366
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

妊娠届出時に1回目の面談を実施。妊娠7か月時には妊娠8か月アンケートを全数送付し、希望者には2回目の面談を実施。また出生後のこんにちは赤ちゃん訪問時に3回目の面談を行い、専門職により一貫した支援を実施します。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所等の施設を利用できる新たな通園制度です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	0歳児(人/年)	実施無し	100	99	98	96
	1歳児(人/年)		238	235	233	230
	2歳児(人/年)		253	251	248	246
	合計(人/年)		591	585	579	572
②確保方策	0歳児(人/年)		100	99	98	96
	1歳児(人/年)		238	235	233	230
	2歳児(人/年)		253	251	248	246
	合計(人/年)		591	585	579	572
②-①			0	0	0	0

【確保の内容】

令和8年度からの実施に向けて、必要量の確保を図ります。

(19) 産後ケア事業

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。宿泊型と訪問型があり、宿泊型は産後5か月未満の産婦と乳児が対象で、訪問型は産後1年未満の産婦と乳児が対象です。また訪問型には流産・死産された女性も含みます。令和7年度よりデイサービス型を導入し、更なる事業の拡充に努めます。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見 込 み	宿泊型	人/年	75	80	85	90	95
		泊/年	265	270	275	280	285
	訪問型	人/年	75	80	85	90	95
		回/年	170	175	180	185	190
	デイサービス 型	人/年	75	80	85	90	95
		回/年	170	175	180	185	190
合計		人/年	225	240	255	270	285
② 確 保 方 策	宿泊型	人/年	75	80	85	90	95
		泊/年	265	270	275	280	285
		施設数(か所)	4	4	4	4	4
	訪問型	人/年	75	80	85	90	95
		回/年	170	175	180	185	190
	デイサービス 型	人/年	75	80	85	90	95
		回/年	170	175	180	185	190
		施設数(か所)	4	4	4	4	4
合計		人/年	225	240	255	270	285
②-①			0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、医療機関等や大阪府助産師会守口支部の助産師との調整を行い、サービスを必要としているすべての方にご利用いただけるよう努めます。

4. 教育・保育の一体的な提供と推進に対する体制の確保

(1) 教育・保育の一体的な提供のための方策

認定こども園において、一体的な教育・保育を行うためには、保育教諭等の一人ひとりが教育・保育への理解を深める必要があります。守口市では、市が主体となって、保育教諭等への官民合同の研修の実施など、実践的な研修を受けられる体制を整えます。

また、民間園における新たな保育教諭等を確保するための支援として、新卒として採用された保育士等に対し、官民協働で最大 40 万円を支給する事業を令和3年度から実施していますが、昨今の保育士不足の加速化を受け、更なる人材確保の支援に努めます。さらに、現在、市内の教育・保育施設で働いている保育教諭等についても就業継続・離転職防止に向け、国や大阪府による財政支援等も積極的に活用を図りながら、その支援に努めます。

(2) 認定こども園への移行に向けた必要な支援について

守口市では、待機児童の解消と質の高い教育・保育を確保するために認定こども園の普及に努めた結果、この間、市内にある多くの教育・保育施設が認定こども園に移行しました。

今後も認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所に対し、円滑な移行のために必要な支援に努めます。具体的には、幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国や大阪府による財政支援が講じられる場合には、その積極的な活用を図るとともに、認定こども園への移行が円滑に進むよう認可等の申請書類作成にかかる相談、助言等の支援に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的な考え方

さまざまな子育てニーズに対応するため、教育・保育施設等の利用にかかる施設型給付※・地域型保育給付※や多様な地域子ども・子育て支援事業を重層的に行うことにより、切れ目のない多様な子育て支援を実施します。その際には、利用者の置かれている環境に応じたサービスを受けることができるよう、各関係機関が連携し、支援を行うよう努めます。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方

地域型保育事業者が教育・保育施設と円滑に連携施設の設定が行えるよう、引き続き、市が必要な支援等を行います。

また、幼児期の教育・保育と小学校教育との連携については、市が作成した接続期カリキュラムを活用するなど、すべての就学前施設が市立小学校等と連携・交流を図ることができるよう支援します。同時に、認定こども園等に勤務する保育教諭等と小学校等に勤務する小学校教諭がお互いの教育や各施設で行われている取組みを理解するための交流や情報交換ができる場を設けるなど、認定こども園等での幼児教育・保育を終えたこどもたちが円滑に小学校等での環境に適応できるような取組みを進めます。

5. 子どものための施設等利用給付の円滑な実施の確保

(1) 子どものための施設等利用給付にかかる給付方法について

施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年4回に分けて実施することとし、特定子ども・子育て支援施設等に対しても当該施設の運営に支障をきたすことのないよう努めています。

(2) 大阪府との連携について

都道府県に対し、施設等の所在、運営状況、監督状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使の際には、大阪府と連携を図ります。

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画における関連事業は、児童福祉、母子保健分野のみならず、学校教育、社会教育、医療、障がい福祉、労働、産業振興、まちづくりなど多岐の分野にわたることを踏まえ、目標の達成に向けて、庁内関係各課と日常的に情報共有を図るとともに、相互に連携・協力し、総合的に取組みを推進します。

また、こどもの最善の利益を守るため、大阪府などの行政機関をはじめ地域で活動する団体や市民、企業や地域の事業者、医療関係者などこども・若者と子育て家庭に関わるすべての人々が対等な立場で連携・協働する社会意識の醸成と仕組みづくりを進めます。

2. 計画の進捗管理

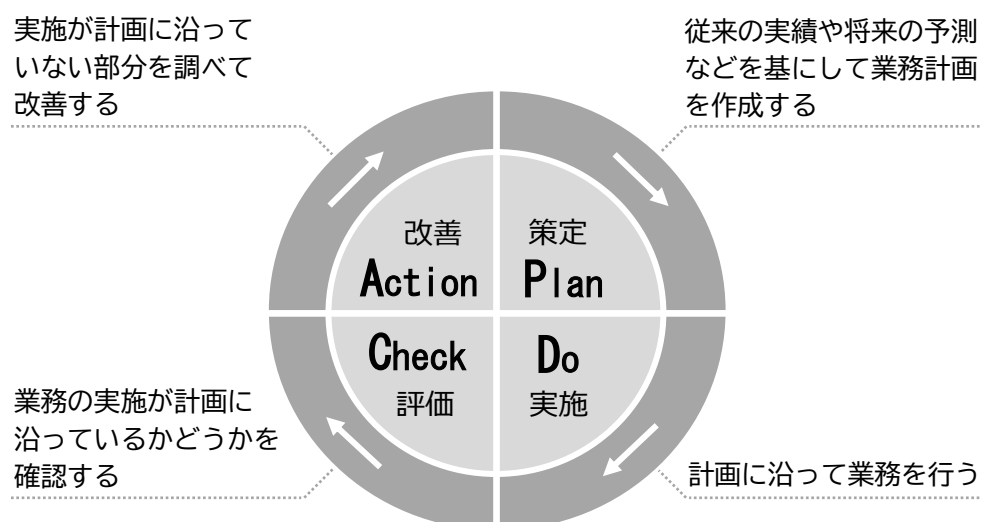
計画に基づく取組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえ、取組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクル※を回すことで、本計画を計画的かつ円滑に推進します。

具体的には、毎年度、担当課の自己評価による事業の進捗管理を行い（内部評価）、その結果を守口市子ども・子育て会議※に報告します。守口市子ども・子育て会議では、その報告結果をもとに、本計画における各種事業の進捗について評価を行うこととします（外部評価）。

評価の結果に基づき各事業担当課が改善点の検討を行い、次年度の取組みに反映します。

さらに、守口市の子育て家庭の状況や、市内の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の状況について、計画当初の「量の見込み」や「確保方策」に大きな乖離がみられる場合には、計画期間の中間年度である令和9年度に、守口市子ども・子育て会議の意見を聴いて中間見直しを行い、その結果を公表します。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

1. 守口市子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月7日条例第31号

改正

平成29年2月27日条例第1号

平成29年12月21日条例第42号

令和5年2月15日条例第2号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項に規定する合議制の機関として、守口市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項

(2) 児童福祉に関する事項

(委員)

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉関係団体の代表者

(3) 教育関係団体の代表者

(4) 医療関係団体の代表者

(5) 事業主の代表者

(6) 労働者の代表者

(7) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者

(8) 市民

(9) 関係行政機関の代表者

(10) その他市長が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 子育て会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(部会)

第7条 子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を子育て会議に報告する。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年2月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月21日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年2月15日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 守口市子ども・子育て会議委員名簿

(令和7年1月9日現在)

適用区分	内 訳	氏名 (敬称略)	役 職 等
第1号委員	学識経験者	久保田 健一郎	大阪国際大学短期大学部 幼児保育学科 教授
	学識経験者	渡辺 俊太郎	大阪総合保育大学 児童保育学部 教授
	学識経験者	柏木 智子	立命館大学 産業社会学部 教授
第2号委員	福祉関係団体の代表者	森 滝子	守口市民生委員児童委員協議会 の代表者
第3号委員	教育関係団体の代表者	横山 美香	守口市立小学校校長会の代表者
第4号委員	医療関係団体の代表者	東 英子	守口市医師会の代表者
第5号委員	事業主の代表者	永井 由恵	守口門真商工会議所の代表者
第6号委員	労働者の代表者	鎌田 英里	連合守門地区協議会副議長
第7号委員	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者	邨橋 雅廣	守口市私立認定こども園会会長
	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者	津嶋 恭太	学校法人立私立認定こども園協 会会長
	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者	栗山 美穂	公立認定こども園の代表者
第8号委員	市民	芹井 祐文	公募の市民
第9号委員	関係行政機関の代表者	金谷 稔	門真公共職業安定所次長

3. 計画策定の経緯

年	月日	内容
令和5年	8月24日～ 9月20日	「守口市子どもの生活に関する実態調査」の実施
令和6年	1月31日～ 2月29日	「第三期守口市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の実施
	9月12日	第41回守口市子ども・子育て会議 ・「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章・第7章の令和5年度進捗状況の報告 ・「(仮称) 守口市こども計画」の策定について【諮問】 ・第三期守口市子ども・子育て支援事業計画作成に係るニーズ調査結果の報告 ・守口市子どもの生活に関する実態調査結果の報告
	11月5日	第42回守口市子ども・子育て会議 ・「(仮称) 守口市こども計画」(素案)の検討
	12月3日	第43回守口市子ども・子育て会議 ・認可部会に係る委員の指名について ・「(仮称) 守口市こども計画」(素案)の検討
	12月17日	第44回守口市子ども・子育て会議 ・「(仮称) 守口市こども計画」(案)の検討 ・「(仮称) 守口市こども計画」の策定(答申)
令和7年	12月25日 ～1月23日	「守口市こども計画(案)」にかかるパブリックコメントの実施

4. 用語集

	用語	解説
ア行	I C T教育	パソコンやタブレット端末、インターネットなどのI C T (Information and Communication Technology/情報通信技術) を活用した教育手法及びI C T活用能力を高めるための教育。
	アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組みのこと。
	安まちメール	犯罪発生や被害情報が、登録したパソコンや携帯電話等にリアルタイムに届く大阪府警察の情報提供サービス。
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、N I C U (新生児特定集中治療室) 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率（15 歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合）を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいう。結婚や出産を機に離職し、子育てが一段落すると再就職する女性が多いことを示している。
	大阪府中央子ども家庭センター	子どもや家庭についての相談、おおむね 25 歳までの青少年についての相談を行う、児童福祉法に基づいて設けられた専門機関。
カ行	学生フレンド	心の悩みや不安で、外出や登校がしにくい小・中学生の話し相手・相談相手となる学生ボランティアのこと。学生フレンド事業は、週 1 回程度学生ボランティアが家庭訪問等を行い、学校復帰に向けての支援を行う事業。
	企業主導型保育事業	企業が設置した認可外保育施設で認可施設同等の設置・運営基準で運営しており、国から保育施設の整備費及び運営費について同程度の助成を受けている事業。
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
	キャリアパスポート	児童生徒が、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材。
	教育・保育提供区域	子ども・子育て支援新制度において「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として設定される区域。
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1 人の女性が一生に産む子どもの平均数。
	合理的配慮	障害のある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。

	用語	解説
力行	コーホート変化率法	■ ここでのコーホートとは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことで、各コーホートの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
	こども家庭センター	■ 母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う機関。
	子ども・子育て支援新制度	■ 平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき平成 27 年 4 月から施行された。市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援サービスの見込み量と提供量を設定して、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
	子ども・子育て支援法	■ 平成 24 年 8 月に成立・公布された、子ども・子育て支援の仕組みに関する法律。市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、子どものための教育・保育給付、子どものための現金給付（児童手当）等が規定されている。令和元年 5 月に改正され、同年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施された。
	こどもまんなか社会	■ 全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。
	子ども・若者育成支援推進法	■ 子ども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を図ることとしており、平成 22 年 4 月 1 日から施行されている。
	コミュニティ・スクール	■ 学校運営協議会制度を設置した学校。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。
	婚姻率	■ 総人口に占める年間婚姻届出件数の割合。通常は人口 1,000 人当たりの婚姻件数として表される。
サ行	次世代育成支援対策推進法	■ 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。平成 26 年度までの時限立法であったが、有効期限が 10 年間延長されている。（令和 7 年 3 月 31 日まで）
	施設型給付	■ 教育・保育のニーズに応じて必要となる経常的経費を、保護者に対する個人給付として施設が代理受領し給付する制度。

	用語	解説
サ行	児童虐待	保護者や養育者が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与える行為。児童虐待は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待の4種類に分類される。
	児童虐待防止外部アドバイザー	児童虐待対応に豊富な経験を有する外部の専門職。
	児童手当	日本国内に住民登録がある中学校修了までの児童の養育者に支給される手当。
	児童発達支援	児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づき、障害のあるこどもに対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するもの。
	児童発達支援センター	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設。
	主任児童委員	児童委員とは、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。主任児童委員は、児童委員のなかから選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、各児童委員との連絡調整や活動に対する援助・協力を行う。
	小規模保育事業	地域型保育事業の一つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象として行う定員規模6人以上19人以下の保育事業。多様なスペースにおいて、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を実施している。
	新2号	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の保育の必要があるこどもであり、子育てのための施設等利用給付を希望するときの認定。
	スーパーバイズ コンサルテーション	児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能。
	スクールソーシャル ワーカー	常にこどもに寄り添い、毎日の生活におけるさまざまな悩みやいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などに対し、事態を解決すべく支援する専門職。
タ行	待機児童	保育所等への入所申請をしながらも満員のために入所できない児童。
	地域型保育給付	地域型保育事業（用語集「地域型保育事業」を参照。）を対象に給付される給付費。
	地域型保育事業	子ども・子育て支援新制度において公費負担の対象となる0～2歳の保育の必要性が認定された児童を保育する小規模な保育事業で市町村が認可を行う。（類型：小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業）

	用語	解説
タ行	適応指導教室	不登校の児童・生徒の学校復帰の支援を目的に、学習、創作活動、スポーツ等を行う場を提供する事業。
	テレワーク	情報通信技術（ＩＣＴ＝Information and Communication Technology）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務（施設利用型勤務）」の３つの形態の総称。
	特定教育・保育施設	市町村が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」（認定こども園・幼稚園・保育所）のこと。
	特定地域型保育事業	市町村が地域型保育給付費の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。
ナ行	乳幼児	乳児と幼児を合わせた呼び方。児童福祉法では乳児は出生から満１歳未満の子、幼児は満１歳から小学校就学までの子と定義されている。
	認可外保育施設	児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設のこと。 「認証保育所」などの地方単独保育事業の施設も対象に含む。
	認定こども園	- 就学前のこどもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。４タイプがある。 ①幼保連携型：幼稚園と保育所が一本化した認可施設として、教育・保育を提供するタイプ ②幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠けるこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ ③保育所型：認可保育所が、保育に欠けるこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ ④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
ハ行	働き方改革	働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目指す国の取組み。働き方改革関連法が平成31年4月に施行された。
	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）。
	保育の必要性	就学前の教育・保育のうち、利用可能な施設を判断する基準となるもの。子ども・子育て新制度では、「事由」「区分」「優先利用」の３点において市町村が認定基準を設定することになっており、こどもの年齢や保護者の就労の状況によって保育の必要性が判定される。

	用語	解説
八行	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭等に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行う人。
マ行	守口市企業人権推進連絡会	さまざまな人権問題解決のため、市内の事業所で構成された組織。人権啓発について意見交換や情報交換を行い、人権啓発活動を行っている。
	守口市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法において設置の努力義務が規定されている合議制機関。こどもの保護者を含む子育て支援当事者から構成され、本市の子ども・子育て支援事業計画の策定をはじめ、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項を審議する。
	守口市次世代育成支援行動計画	平成 15 年 7 月制定の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、守口市が策定した行動計画。すべての子育て家庭が、こどもを持つこと、育てることに楽しみや喜びを持ち、家族の絆、地域の絆を一層深め、安心して子育てができる社会の実現を目指した前期計画（計画期間：平成 17 年度～平成 21 年度）と、すべてのこどもたちが、安心して心豊かにたくましく生きていける環境整備を目標とした後期計画（計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度）の総称。
	守口市児童虐待防止地域協議会	虐待等の要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、支援内容の協議を行う守口市設置の機関。児童福祉法に規定される要保護児童対策地域協議会にあたる。
	守口市総合基本計画	守口市が目指す将来都市像やまちづくりの基本的な目標などを示す「基本構想」と基本構想を実現するための施策をまちづくりの分野ごとに示す「基本計画」から構成され、行政運営の総合的な指針となる計画。なお、第五次守口市総合基本計画の対象期間は令和 2 年度までとなっている。
	守口市男女共同参画推進計画	平成 11 年 6 月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、守口市の男女共同参画にかかる施策を総合的に推進するための基本計画。
ヤ行	夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）	保護者が仕事等の理由により平日の夜間または休日に家庭においてこどもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等において児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。
	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども。
	要保護児童対策地域協議会	「守口市児童虐待防止地域協議会」を参照。
ラ行	離婚率	総人口に占める年間離婚届出件数の割合。通常は人口 1,000 人当たりの離婚件数として表される。
	離乳食講習会	離乳時の乳児の保護者に対し、離乳の基本に基づき、離乳食の料理の実演及び試食等を通して、離乳食に関する講習を行う事業。
	療育支援施設	障がいのあるこどもを対象として、こどもやその家族の地域生活や活動を支えることを目的とする施設。

	用語	解説
ラ行	量の見込み	■ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対するニーズ量の見込み。
	労働力人口	■ 15 歳以上人口のうち、就業者（従業者+休業者）と完全失業者（仕事があればすぐ就くことができる状態で求職活動を行っている失業者）を合わせたもの。
	労働力率	■ 15 歳以上人口に占める労働力人口の割合。
ワ行	わかくさ・わかすぎ園	■ 身近な地域の障がい児支援の専門施設として、通園利用の障がい児やその家族の支援だけでなく、地域の障がい児やその家族を対象とした支援や、保育所等の障がい児を預かる施設に対する援助等にも対応する守口市立の施設。児童発達支援事業・障がい児相談支援事業・保育所等訪問支援事業を行っている。 令和 8 年 4 月 1 日より名称を「守口市立児童発達支援センター」へ変更する。
英字	P D C A サイクル	■ 「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方の一つ。

守口市こども計画

令和7年(2025年)2月

発行：守口市

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

電話 06-6992-1665

企画編集：守口市こども部子育て支援政策課



守口市